

高原町告示第72号

令和4年第6回高原町議会定例会を次のとおり招集する

令和4年11月4日

高原町長 高妻 経信

1 期 日 令和4年12月7日

2 場 所 高原町役場議場

---

○開会日に応招した議員

陣 圭介君

反田 吉巳君

松元 茂春君

中村 昇君

温水 宜昭君

福澤 卓志君

末永 充君

前原 淳一君

温谷 文雄君

---

○令和4年12月16日に応招した議員

入佐 廣登君

---

令和4年 第6回 高 原 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1日)

令和4年12月7日(水曜日)

---

議事日程(第1号)

令和4年12月7日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 同意第 4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第 4 承認第11号 専決処分について(専決第14号)  
令和4年度高原町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第 5 承認第12号 専決処分について(専決第15号)  
令和4年度高原町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 承認第13号 専決処分について(専決第16号)  
令和4年度高原町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第 7 承認第14号 専決処分について(専決第17号)  
令和4年度高原町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第 8 承認第15号 専決処分について(専決第18号)  
令和4年度高原町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第52号 高原町議会議員及び高原町長の選挙における選挙運動の公費負担  
に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第53号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第54号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条  
例
- 日程第12 議案第55号 議会の議員の議員報酬・費用弁償及び期末手当に関する条例の一  
部を改正する条例
- 日程第13 議案第56号 高原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例
- 日程第14 議案第57号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第15 議案第58号 職員の高齢者部分休業に関する条例
- 日程第16 議案第59号 分担金を徴収すべき事業について
- 日程第17 議案第60号 定住自立圏形成協定の変更について

- 日程第 18 議案第 62 号 令和 4 年度高原町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 19 議案第 63 号 令和 4 年度高原町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 20 議案第 64 号 令和 4 年度高原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 65 号 令和 4 年度高原町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 22 議案第 66 号 令和 4 年度高原町病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 23 議案第 61 号 令和 4 年度高原町一般会計補正予算（第 11 号）

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 同意第 4 号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第 4 承認第 11 号 専決処分について（専決第 14 号）  
令和 4 年度高原町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 5 承認第 12 号 専決処分について（専決第 15 号）  
令和 4 年度高原町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 6 承認第 13 号 専決処分について（専決第 16 号）  
令和 4 年度高原町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 7 承認第 14 号 専決処分について（専決第 17 号）  
令和 4 年度高原町一般会計補正予算（第 10 号）
- 日程第 8 承認第 15 号 専決処分について（専決第 18 号）  
令和 4 年度高原町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 52 号 高原町議会議員及び高原町長の選挙における選挙運動の公費負担  
に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 53 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 54 号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条  
例
- 日程第 12 議案第 55 号 議会の議員の議員報酬・費用弁償及び期末手当に関する条例の一  
部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 56 号 高原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例
- 日程第 14 議案第 57 号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 15 議案第 58 号 職員の高齢者部分休業に関する条例

- 日程第16 議案第59号 分担金を徴収すべき事業について
- 日程第17 議案第60号 定住自立圏形成協定の変更について
- 日程第18 議案第62号 令和4年度高原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第63号 令和4年度高原町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第64号 令和4年度高原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第65号 令和4年度高原町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第66号 令和4年度高原町病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第61号 令和4年度高原町一般会計補正予算（第11号）

---

出席議員（9名）

|            |           |
|------------|-----------|
| 1番 陣 圭介君   | 2番 反田 吉巳君 |
| 3番 松元 茂春君  | 4番 中村 昇君  |
| 5番 温水 宜昭君  | 6番 福澤 卓志君 |
| 7番 末永 充君   | 9番 前原 淳一君 |
| 10番 温谷 文雄君 |           |

---

欠席議員（1名）

8番 入佐 廣登君（病氣療養）

---

欠 員（なし）

---

|      |       |           |        |
|------|-------|-----------|--------|
| 事務局長 | 平 真樹君 | 書記（事務局次長） | 中嶋 雄二君 |
|      |       | 書記（副主幹）   | 古川 裕子君 |

---

説明のため出席した者の職氏名

|                 |        |             |          |
|-----------------|--------|-------------|----------|
| 副町長             | 横山 安博君 | 総合政策課長      | 馬場 倫代君   |
| 総務課課長補佐兼行政係長    | 横田 秀二君 | 総務課財政係長     | 芝田 和之君   |
| 会計管理者兼会計課長兼税務課長 | 酒匂 政利君 | 町民福祉課福祉係長   | 大學 康宏君   |
| 町民福祉課保険係長       | 山路 昌志君 | 町民福祉課環境保全係長 | 海老原 俊一郎君 |
| ほほえみ館長          | 久徳 信二君 | 産業創生課長      | 森山 業君    |
| 農政林務課長          | 平川 昌知君 | 農畜産振興課長     | 田中 博幸君   |
| 建設水道課長          | 入佐 和彦君 | 高原病院事務長     | 花牟禮 秀隆君  |

◎ 開会・日程

午前10時00分 開会

○議長（温谷文雄君）

ただいまから、令和4年第6回高原町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

会期日程案及び本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

入佐廣登議員から病気療養のため、本日の会議に出席できない旨の欠席届が提出されております。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

派遣議員等の決定を含め、諸般の報告はその概要をお手元に配付しておりますので、御参照のほどお願いします。報告の中で、高原町議会会議規則第74条の規定による委員派遣及び第127条の規定による議員派遣を行っております。これについては、全員協議会で報告のとおりです。

---

○

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（温谷文雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、4番、中村昇議員及び5番、温水宜昭議員を会議録署名議員に指名します。

---

○

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（温谷文雄君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの10日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

異議なしと認めます。よって会期は、本日から12月16日までの10日間に決定しました。

---

○

◎ 日程第3 同意第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（温谷文雄君）

日程第3、同意第4号、固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題とします。当局から提案理由の説明を求めます。

○副町長（横山安博君） 〔登壇〕

同意第4号、固定資産評価審査委員会の委員の選任について御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

固定資産評価審査委員会の委員であります内村宗則氏が、令和5年3月12日をもって任期満了となりますことから、引き続き委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の<sup>\*</sup>議決を求めるものでございます。※このページの下段に訂正発言  
内村氏は、令和2年3月に本委員会委員に就任され、その職務を誠実に遂行いただいております。温厚誠実な人柄で、人望も厚く、極めて強い責任感を信条とされ、町の税務行政の運営のために御尽力いただけるものと期待いたしております。

なお、任期は令和5年3月13日から令和8年3月12日までの3年間といたしております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。 〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩。

午前10時04分 休憩

午前10時04分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。議事を続行します。

○副町長（横山安博君）

失礼しました。地方自治法第423条第3項の規定に基づき、議会の議決と申し上げたところでございますけれども、議会の同意ということで、訂正方をお願いいたします。

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

議案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから、同意第4号を採決します。同意第4号は同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、同意第4号は同意することに決定しました。

○

◎ 日程第4 承認第11号 専決処分について（専決第14号）

令和4年度高原町一般会計補正予算（第8号）

◎ 日程第5 承認第12号 専決処分について（専決第15号）

令和4年度高原町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（温谷文雄君）

日程第4、承認第11号、専決処分について（専決第14号）令和4年度高原町一般会計補正予算（第8号）及び日程第5、承認第12号、専決処分について（専決第15号）令和4年度高原町水道事業会計補正予算（第1号）を一括議題とします。当局から提案理由の説明を求めます。

○副町長（横山安博君）

〔登壇〕

承認第11号、専決処分について報告いたします。議案書の2ページ、3ページをお開きください。

令和4年度高原町一般会計補正予算（第8号）を地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年9月23日に専決処分しましたので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

今回の補正の内容でございますが、9月17日から19日にかけての台風14号襲来により発生しました断水に対する給水作業等に係る経費及び被災しました農地、農業用施設、道路などの復旧に係る経費の補正でございます。

別冊の令和4年度高原町一般会計補正予算書（第8号）の1ページをお開きください。

今回の補正は歳入歳出それぞれ527万5,000円を追加しまして、予算総額を歳入歳出それぞれ64億9,987万3,000円と定めたものでございます。

それでは補正の内容につきまして、説明させていただきます。10ページ、11ページをお開きください。

まず、災害救助費でございますが、台風14号による災害被害への対策事業といたしまして、269万4,000円を計上いたしております。

次に２段目の農地災害復旧費及び農業用施設災害復旧費でございますが、台風１４号で被災しました農地及び農業用施設の復旧工事を行うための測量設計委託業務経費といたしまして、総額６７万６,０００円を計上いたしております。

最後に３段目の公共土木施設災害復旧費でございますが、同じく台風１４号で被災しました町道の復旧工事を行うための測量設計委託業務経費といたしまして、１９０万５,０００円を計上いたしております。

以上、御承認方よろしくお願いいたします。

続きまして、承認第１２号、専決処分について報告いたします。議案書の４ページ、５ページを御覧ください。

令和４年度、高原町水道事業改計補正予算（第１号）を地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和４年９月２３日に専決処分しましたので、同条第３項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正の内容でございますが、台風１４号の影響による常盤台水源地の土砂崩れと土砂崩れ被害により、町内の広範囲にわたり断水となったところでございます。この被害に対して断水復旧及び施設の修繕等に係る経費等についての補正でございます。

別冊の、令和４年度高原町水道事業会計補正予算書（第１号）の１ページをお開きください。

第３条でございますが、当初予算の第３条に定めた収益的支出のうち、営業費用を１,４９７万６,０００円増額するものでございます。内訳でございますが、水源地の二次災害防止対策として、大型土のう作成業務、断水復旧に向けての仮設導水管の布設業務、水質検査業務、給水所や各配水池等への水配送業務等の委託料としまして２３０万８,０００円、仮設導水管、<sup>※</sup>発電所の賃借料としまして１４６万８,０００円、発電機の稼働に伴う燃料費としまして４０万円、土砂撤去、水源地進入道路の整備、断水復旧に係る水道工事業者への労務費、電源仮設等の費用としまして修繕費を９００万円、仮設ポンプに係る動力費として１８０万円を計上いたしております。※９ページに訂正発言

次に第４条でございますけれども、当初予算の第４条に定めた資本的施設のうち建設改良費を１１７万円増額するものでございます。

内容でございますが、常盤台浄水場まで水を送るための仮設ポンプの設置に係る費用としまして、工事請負費１１７万円を計上いたしております。

これらに伴います補正予算実施計画書と予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表を２ページから５ページに併せて添付いたしております。

以上、御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（温谷文雄君）



暫時休憩。

午前10時14分 休憩

午前10時14分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。議事を続行します。

○副町長（横山安博君）

ただいま、承認第12号で「発電機」と申し上げるところを、「発電所」と申し上げたようでございます。「発電機」の訂正を申し上げたいと思います。〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。

まず、承認第11号について許します。質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

次に、承認第12号について質疑を許します。質疑ありませんか。

○1番（陣圭介君）

1点だけお願いします。キャッシュフロー計算書で、投資活動によるキャッシュフローのところ、有形固定資産の取得の支出があるのですが、水源地の機械等が滅失していることによる固定資産の減というか、その部分は、その後ろにある貸借対照表にも既に反映されているのか、それとも今後になるのかという1点をお伺いしたいと思います。

○建設水道課長（入佐和彦君）

陣議員の御質問にお答えします。

現在、どれぐらいの費用的なものがはっきり明確でないものですから、キャッシュフローの中では計上していないところでございます。

以上です。

○1番（陣圭介君）

想定していた答弁だったのですが、大体どのタイミングで。多分、年度末までには、現段階での試算の計上というのは必要になると思うのですが、やっぱり年度末まで待つ形になるのですか。概算は多分、算出できるのかなと思っているのですが。できれば手法とかについても説明いただければと思いますけれども。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

まだ、今現在、測量設計をやっておりまして、具体的に査定で受けられる分とかあと壊れた分

がどうか、そういうのがまだ明確ではございません。特に、第二水源にかかっているポンプ、これ土砂が入ったのですけれども、これが使えるか使えないか。こういうところがまだ現在分かっておりません。その関係が分かって、また来年1月に査定を受ける予定なのですけれども、その段階である程度形が見えてくるのかなと。その中で、全体的な使える財産、新たに買わないといけない財産、その辺りは明確になると思っております。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（温水宜昭君）

1点だけちょっと確認させてください。今度挙げられている予算については、災害の復旧にかかった業者さんとか、そこ辺も相対的に含んだことということで捉えてよろしいですか。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

査定を受けてみないと、査定で受けられる採択になるかどうかは分からないのですけれども、その応急本工事を含めまして一応計上しているところでございます。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで質疑は終わります。

これから討論を行います。まず、承認第1号について許します。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

次に、承認第12号について許します。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから承認第11号を採決します。本件は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、承認第11号は承認することに決定しました。

次に、承認第12号を採決します。本件は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、承認第12号は承認することに決定しました。

○

◎ 日程第6 承認第13号 専決処分について（専決第16号）

令和4年度高原町一般会計補正予算（第9号）

○議長（温谷文雄君）

日程第6、承認第13号、専決処分について（専決第16号）令和4年度高原町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。当局から提案理由の説明を求めます。

○副町長（横山安博君）

〔登壇〕

承認第13号、専決処分について報告いたします。議案書の6ページ、7ページをお開きください。

令和4年度高原町一般会計補正予算（第9号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年9月28日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正内容でございますが、電力・ガス・食料品等の価格高等による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯、住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり給付金5万円の支給経費に係る補正でございます。

別冊の令和4年度高原町一般会計補正予算書（第9号）の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億67万5,000円を追加しまして、予算総額を歳入歳出それぞれ66億54万8,000円と定めたものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。

社会福祉総務費でございますが、子育て世帯等臨時特別給付金支援事業としまして、1億67万5,000円を計上いたしております。財源といたしまして、国庫支出金を充てております。

以上、御承認方よろしくお願ひいたします。

[降壇]

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○４番（中村昇君）

どのくらいの対象者及び対象世帯になるか、お伺ひいたします。

○町民福祉課福祉係長（大學康宏君）

中村議員の質問にお答えいたします。

予算上では非課税世帯１，９７０世帯、家計急変７０世帯を想定して予算を計上しております。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○１番（陣圭介君）

対象世帯の判定方法と家計急変世帯への対応のやり方について説明頂きたいのと、給付までの流れについて、何月何日にどういうことをされたというあたりを説明お願いします。

○町民福祉課福祉係長（大學康宏君）

陣議員の質問にお答えいたします。

非課税世帯の判定方法につきましては、１０月１日現在がこの給付金の基準となっておりますので、その時点で世帯全員が非課税になった場合の世帯が対象でございます。ちなみに、先ほど中村議員の質問で、予算では１，９７０世帯と答えたのですが、実際の送付件数は１，５３６世帯となっております。そちらの方に１１月３０日までに全員発送いたしまして、現在給付作業を進めております。ちなみに給付のほうは今週、来週にかけて行う予定ですが、１２月１５日時点支給予定は９４０世帯、４，７００万円する予定でございます。

続きまして、家計急変なのですが、こちらのほうは個々人の事情がありますので、チラシのほうでは新型コロナの影響等と書いておりますけれども、実際のほうは、その方の話から事情を聞きまして、本来課税世帯であったけれども、何らかの事情により、例えば解雇であったりとか、課税されていた世帯主さんが死亡されているとか、そういう事情をお聞きした上で、給付金の要項の条件に合致していれば申請書を出していただいて、その上で支給するという手続となっております。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから承認第13号を採決します。

本件は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、承認第13号は承認することに決定しました。

○

◎ 日程第7 承認第14号 専決処分について（専決第17号）

令和4年度高原町一般会計補正予算（第10号）

◎ 日程第8 承認第15号 専決処分について（専決第18号）

令和4年度高原町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（温谷文雄君）

日程第7、承認第14号、専決処分について（専決第17号）、令和4年度高原町一般会計補正予算（第10号）及び日程第8、承認第15号、専決処分について（専決第18号）、令和4年度高原町水道事業会計補正予算（第2号）を一括議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○副町長（横山安博君）

〔登壇〕

承認第14号、専決処分について報告いたします。

議案書の8ページ、9ページを御覧ください。

令和4年度高原町一般会計補正予算（第10号）を地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年10月26日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正の内容でございますが、9月17日から19日にかけての台風14号により被災しました常盤台水源に通ずる町道の復旧に係る経費の補正でございます。

別冊の令和４年度高原町一般会計補正予算書（第１０号）の１ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ１,８３２万８,０００円を追加しまして、予算総額を歳入歳出それぞれ６６億１,８８７万６,０００円と定めたものでございます。

補正の内容につきまして御説明させていただきます。

４ページをお開きください。

第２表の地方債補正でございます。災害復旧事業につきまして、対象事業の追加により、限度額の変更を行うものでございます。

１０ページ、１１ページをお開きください。

公共土木施設災害復旧費でございますが、９月の台風１４号で被災しました公共土木施設の復旧工事のための測量設計委託業務及び崩土撤去など応急工事に係る経費としまして、１,８３２万８,０００円を計上いたしております。

財源としまして、国庫支出金、町債を充てております。

以上、御承認方よろしくお願いいたします。

続きまして、承認第１５号、専決処分について報告いたします。

議案書の１０ページ、１１ページを御覧ください。

令和４年度高原町水道事業会計補正予算（第２号）を地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和４年１０月２６日に専決処分しましたので、同条第３項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

別冊の令和４年度高原町水道事業会計補正予算書（第２号）の１ページをお開きください。

第３条でございますが、当初予算の第４条に定めた資本的支出のうち建設改良費を５００万円増額するものでございます。

内容でございますが、台風１４号の影響による常盤台水源地の土砂崩れ被害に対しまして、設備等の復旧のための実施設計業務委託に係る費用として、委託料５００万円を計上いたしております。これらに伴います補正予算実施計画書と予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表を２ページから５ページに併せて添付いたしております。

以上、御承認方よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。

まず、承認第１４号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

次に、承認第１５号について質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、承認第１４号について許します。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

次に、承認第１５号について許します。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから承認第１４号を採決します。

本件は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、承認第１４号は承認することに決定しました。

次に、承認第１５号を採決します。

本件は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、承認第１５号は承認することに決定しました。

---

◎ 日程第９ 議案第５２号 高原町議会議員及び高原町長の選挙における選挙運動の公費負担  
に関する条例の一部を改正する条例

○議長（温谷文雄君）

日程第９、議案第５２号、高原町議会議員及び高原町長の選挙における選挙運動の公費負担に

関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○副町長（横山安博君）

〔登壇〕

議案第５２号、高原町議会議員及び高原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の１２ページをお開きください。

１２ページから１５ページにかけてでございますが、今回の改正は、最近の物価の変動等を踏まえた国の公職選挙法施行令の一部改正に伴い、国会議員の選挙公営に要する経費に係る限度額の引上げが行われたことから、国と同様に公費負担額の引上げを行うものでございます。

改正の主な内容でございますが、自動車使用公営費のうち自動車借入れと燃料供給に係る金額の引上げ及びビラ作成公営費の単価の引上げ並びにポスター作成公営費の単価の引上げでございます。

改正後の金額につきましては、公職選挙法施行令で定めます上限額を国と同様とする内容でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午前１０時３９分 休憩

午前１０時３９分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○１番（陣圭介君）

第１１条に規定されています選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する規定なのですが、それぞれ単価及び企画費に当たる部分の金額が規定されていますけれども、この規定は上限ですか、それとも、この金額ぴったり必ず払うという意味合いでしょうか。

○総務課課長補佐兼行政係長（横田秀二君）

お答えします。

上限額となっております。以上です。

○１番（陣圭介君）

この文言を見ると、例えばポスターの作成費に要した費用がこの数字を下回る場合において、



その下回る場合においてもこの金額を払うような規定のように見えるのですけれども、勘違いでしょうか。

○総務課課長補佐兼行政係長（横田秀二君）

実費分だけ支払うということでございます。以上です。

○1番（陣圭介君）

すみません、条文読み返した上で私今聞いているのですけれども、この金額に、単価にポスターの契約枚数を乗じた金額を支払うと。何々を超える場合には何たら、かんたらという文言が抜けているので、この金額を必ず支払うというような規定に見えるのですけれども、もう一回読み直していただけないか。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前10時46分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、質疑を続行いたします。

○総務課長補佐兼行政係長（横田秀二君）

お答えします。

この金額をポスター掲示の数で除して得た金額を……。

○議長（温谷文雄君）

もうちょっと大きな声で。

○総務課長補佐兼行政係長（横田秀二君）

超える場合です、その場合にはポスターの作成枚数範囲内によるものであることにつき、

〔「聞こえない」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

〔「最初からやらんと聞こえん」と呼ぶ〕

○総務課長補佐兼行政係長（横田秀二君）

すみません。

この金額なののですけれども、ここにあるようにポスターの作成枚数です。それは後段にありますけれども、結局最終的にはポスター作成を業とする者からの請求に基づいて、当該ポスターの作成をする者に対して支払うということになっておりまして、最終的にはやっぱり上限であるということでございます。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

議案第52号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

————— ○ —————

## ◎ 日程第10 議案第53号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（温谷文雄君）

日程第10、議案第53号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○副町長（横山安博君）

〔登壇〕

議案第53号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の16ページをお開きください。

職員の給与は、国並びに他の地方公共団体の職員等の事情を考慮すべきものであるという給与決定の原則がございます。

このたびの人事院勧告並びに国家公務員の給与改定等に鑑み、所要の改定を行うものでございます。

今回の改正内容でございますが、勤勉手当の改定を行うもので、公布の日から施行することとし、１２月期の基準日（１２月１日）から適用することといたしております。

なお、勤勉手当につきましては、改めて支給割合の改定を行い、令和５年４月１日から施行することといたしております。

詳細につきましては、総務課長補佐をして説明をいたさせます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

〔降壇〕

○総務課長補佐兼行政係長（横田秀二君）

議案第５３号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、内容を御説明いたします。

１６ページの第１条関係の第１６条の４第２項の改正についてでございますが、人事院勧告に基づきまして、勤勉手当につきまして支給割合を再任用職員以外の職員について１００分の９５から１００分の１０５に引き上げるものでございます。

１７のページからの別表の改正は、民間給与との格差等を考慮しまして、人事院勧告に準じて給料表の改定を行うものでございます。

次に、２２ページから２３ページにございます第２条関係でございます。第１条関係で引き上げました勤勉手当の支給割合を、さらに改正するものであります。

第１条関係の改正で、勤勉手当の支給割合を１００分の９５から１００分の１０５へと一度１００分の１０引き上げましたので、第２条関係の改正で、勤勉手当の支給割合を１００分の１００とすることといたしております。

こうしたことから、６月期と１２月期の支給割合は、いずれも現行の支給割合よりもそれぞれ１００分の５ずつ、合わせて１００分の１０引上げが行われるものであります。

次に、附則でございますけれども、第１条の規定につきましては、公布の日から施行しまして令和４年４月１日より適用することといたしまして、第２条の規定につきましては、令和５年４月１日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○１番（陣圭介君）

首長がいないので、なかなかこういう議論はかれないのですが、ベースアップの部分は人事院勧告に準じてこの別表第１の部分は理解するのですが、令和３年度の人事院勧告が令和３年８月だったかな、に発表されて、昨年の１２月の議会では人事院勧告に従った条例改正はされなかったと。

今年度5月の臨時会だったかな、に改めてその当時の人事院勧告に沿う形でこの勤勉手当、期末勤勉手当に係る部分というのを100分の15だったと記憶していますけども、下げました。

それから、半年程度たって、今になって、例年これ人事院勧告に基づくこの期末勤勉手当の改正というのは12月にやっていたと記憶しているのですけれども、5月に改正したものを、12月の段階になって、今年度の人事院勧告に基づいて、また変えるのかという考え方があるのと、今、コロナ禍で、なかなか経済情勢も安定しない中で、公務員だけ勤勉手当上げるのかという議論というのもあると思うのです。

そのあたりの正直な御意見というのは、私は首長から、本人から聞きたかったのですが、いらっしゃらないので、代理して副町長から御意見あればお伺いしたいと思います。

○副町長（横山安博君）

確かに令和3年度につきましては、一旦人事院勧告が出されましたけども、12月でのこの提案、これについては見送ったところです。基本的なこの人事院勧告に基づく改定というのが基本だと私自身思っておりますけども、当時県内の情勢等々を勘案して、いわゆるこの12月の提案を見送らざるを得なかったという一つの背景もあるところでございます。

今回につきましては、県内の多くの団体、自治体が12月にこの提案をするということで、やはり均衡の原則といいましょうか、これを考えますときに、やはり今回は12月で改正をせざるを得ないということで、組合との交渉を11月15日に交渉を行ったところでございます。以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

議案第５３号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第５３号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第１１ 議案第５４号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する  
条例

○議長（温谷文雄君）

日程第１１、議案第５４号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○副町長（横山安博君）

〔登壇〕

議案第５４号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は２４ページ、２５ページになるところでございます。

先ほど、一般職の職員の給与条例の一部改正について御審議いただいたところでございますが、常勤の特別職、町長、副町長及び教育長の期末手当につきましては、地方公務員法第１４条に定めます情勢適応の原則に従い、職員の支給の例及び特別職の職員の給与に関する法律の改正に準じて６月期と１２月期の支給割合を０．０２５月ずつ、合わせて０．０５月引き上げるものでございます。

なお、今回の改正につきましては、公布の日から施行することとし、１２月期の基準日でございます１２月１日から適用することといたしております。

なお、勤勉手当につきましては、改めて支給割合の改定を行い、令和５年４月１日から施行することといたしております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

議案第54号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

起立多数です。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第12 議案第55号 議会の議員の議員報酬・費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

○議長（温谷文雄君）

日程第12、議案第55号、議会の議員の議員報酬・費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○副町長（横山安博君）

〔登壇〕

議案第55号、議会の議員の議員報酬・費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は26ページ、27ページになるところでございます。

先ほど、常勤の特別職の給与条例の一部改正について御審議いただいたところでございますが、議会の議員の皆様の期末手当につきましても、地方公務員法にございます<sup>※</sup>情報適応の原則に従いまして、今般支給割合の改定を行いたく、提案をいたすものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。※下段に訂正発言

失礼しました。地方公務員法に基づく「情勢適応」と申し上げますところを「情報適応」と申し上げたようでございます。「情勢」に訂正方よろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第５５号を採決します。

議案第５５号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

起立多数です。よって、議案第５５号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。トイレ休憩をいたしますので、１１時１５分頃をめどにお帰りください。

午前１１時０４分 休憩

午前１１時１５分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を継続いたします。

————— ○ —————

◎ 日程第１３ 議案第５６号 高原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（温谷文雄君）

日程第１３、議案第５６号、高原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○副町長（横山安博君）

〔登壇〕

議案第５６号、高原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

議案書は２８ページから３０ページになるところでございます。

今回の改正につきましては、先ほど御審議いただきました一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例により、常勤職員の給与を引き上げることに伴い、地方公務員法第２４条に定めます均衡の原則により、会計年度任用職員についても報酬の引き上げを行うため、所要

の改正を行うものでございます。常勤職員の取扱いと同様に、施行日は公布日とし、令和4年4月1日から適用することといたしております。

詳細につきましては、総務課長補佐をもって説明いたします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○総務課長補佐兼行政係長（横田秀二君）

条例改正の詳細につきまして、御説明いたします。

3条の改正におきまして、これまで一般職の職員の給与に関する条例に規定する常勤職員の行政職給料表にならい定めておりました会計年度任用職員の給料表につきまして、常勤職員の給料表を準用する形式に改めることといたしております。

なお、このことに伴い、別表第1を削除することといたしております。

また、第3条の改正におきまして、一般職の職員の給与に関する条例の略称規定を定めましたので、第6条におきまして同条例を引用しておりました箇所の表記は改めております。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（陣圭介君）

1点だけ教えてください。

別表第1の削除によって、現行の方々の号級が一般職職員の行政職給料表の適用になるので、号級の番号が変わると思うのですけれども、その移行の仕方について教えていただきたいと思っています。

○総務課長補佐兼行政係長（横田秀二君）

お答えします。

会計年度さんの給与の格付けにつきましては、規則でうたっております。

その中で今回、影響を受ける方々がいらっしゃいます。日々雇用職員と言われる方と、発掘作業をされる方の中で整理作業員の方が影響を受けます。

まず、はじめに、日々雇用の方々の考え方なのですけれども、改正は、予定のですけれども、1の1に格付けをしようと。すみません、間違えました。高卒程度の初任給格付けに格付けをしようと考えております。理由としましては、実際いらっしゃる職場が住民係ですので、職務内容としては普通の会計年度さん、一般事務と変わらない事務をしておるということですので、今回、引き上げをしようという予定をいたしております。

また、整理作業員の方々がいるのですけれども、今現在5名いらっしゃると思うのですが、その方につきましては1の高卒より格付けの低い初任給の1の1の適用をしようと考えておりま



す。これでありますと報酬が上がりますので、一つの処遇の改善というところまで考えております。

以上でございます。

○1 番（陣圭介君）

以前、会計年度任用職員の給料表が規定された際に、議案書見ていただくと分かるのですが、17ページの、例えば1級の1号の14万6,100円と、29ページの会計年度任用職員でいうと9号の数字が一致するので、そのあたりで整合を図っているという考え方だったのですが、ちょっと話を聞くと、何か別の基準を設けてその号級の設定をされるようなふうに今、感じたのですが、そのままこの今の号級をその一般職員の給料表にスライドさせるような形で、現行と同様の運用を行っていくという意味合いではないのでしょうか。

○総務課長補佐兼行政係長（横田秀二君）

お答えします。

議員の今、御指摘というか理解をされているその今のままのものの、同じ給料、給与月額が変わらないというふうに移行していくつもりでございます。変わりません。ですので、今、申し上げた2つの職種については変わりますけれども、ほかは変わりません。

以上です。

○1 番（陣圭介君）

その新たに基準を設けた職種の方というのは、今までどういう対応をされていたのかという点についてお答えいただきたいと思います。

すみません、追加ですね。あの説明しますけど、現行の給料表の適用を受けていない方がいらっしゃるというふうに、今、お見受けしましたけれども、そのような考え方ですか。新たにその給料表の新たな判断基準をもって号級を設定すべき職種の方が現れたというふうに、今、聞こえたのですけれども、そういうことですか。違うならもうちょっと詳しく説明してください。

○総務課長補佐兼行政係長（横田秀二君）

運用自体は以前と変わらないところです。繰り返しますけれども、2つの職種については新しいところに格付けをしますと。ほかの方々については同じ給料額のところに格付けをしますと。よろしいでしょうか。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○4 番（中村昇君）

このフルタイムの任用職員は今、何人いらっしゃいますか。

○総務課長補佐兼行政係長（横田秀二君）

お答えします。総務課で見ておる職員でお答えします。

今回、対象となるのが、廻っての支給という形になるのが８９名でございます。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第５６号を採決します。

議案第５６号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第５６号は原案のとおり可決されました。

————— ○ —————

#### ◎ 日程第１４ 議案第５７号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

○議長（温谷文雄君）

日程第１４、議案第５７号、地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○副町長（横山安博君）

議案第５７号、地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例について御説明いたします。

議案書は３１ページから７０ページまでにわたるところでございます。

地方公務員法等の改正に伴い、定年を引き上げ、<sup>※</sup>管理監督職職務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制に係る規定を追加するほか、関係します条例の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長補佐をもって説明いたさせます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。※下段に訂正発言

提案理由の中で、「管理監督職勤務上限年齢」と申し上げますところを「管理監督職務」と申し上げたようで、「職務」と申し上げたようでございます。「管理監督職勤務上限年齢制」に訂正方をお願い申し上げます。

○総務課長補佐兼行政係長（横田秀二君）

条例改正の詳細につきまして御説明いたします。

まず31ページの第1条関係の改正につきまして、地方公務員法の改正に伴い、引用条項を改正するものでございます。

次に、31ページから32ページにございます第2条関係の一部改正につきましては、派遣対象外の職員としまして異動期間を延長された管理監督職員を追加する規定を新たに設けるものでございます。

次に、32ページから35ページにございます第3条関係の一部改正につきまして、管理監督職勤務上限年齢制や給料7割措置の開始により、本人の意に反する号級が発生することとなるため、号級に関する規定を新たに設けるものでございます。

次に、35ページから44ページにございます第4条関係の一部改正につきましては、主な改正箇所につきまして説明いたします。

第3条に行きまして、職員の定年を60歳から65歳とし、附則3項、ここにおきまして定年に関する経過措置としまして、2年に1歳ずつ定年を引き上げる規定を新たに設けております。第6条から第11条につきましては、管理監督職の職員は原則として60歳に達した日以降における最初の4月1日までに非管理監督職に後任とする管理監督職勤務上限年齢制について新たに規定を設けております。

第12条、第13条につきましては、60歳に達した以降、定年前に退職した職員を本人の希望により短時間勤務の職に採用することができる定年前再任用短時間勤務制について新たに規定を設けております。

附則第4項につきましては、60歳以降の任用及び給与に関する情報提供及び職員の60歳以降の勤務の意思を確認するための規定を新たに設けております。

次に、44ページ。こちらにございます5条関係の一部改正につきましては、処分の適用される期間中に職員が7割水準に減額となった場合には、その時点から7割水準に減額後の給料月額額の10分の1に相当する額を減ずる規定を整備するものでございます。

次に、45ページから47ページにございます第6条関係の一部改正につきましては、地方公務員法の改正に伴い、引用条項の改正及び本文中における再任用短時間勤務職員を定年前再任

用短時間勤務職員に改正するものでございます。

次に、４７ページから４９ページにございます第７条関係の一部改正につきましては、育児休業及び育児短時間勤務をできない職員として異動期間を延長された管理監督職員を追加する規定を新たにも受けるものでございます。

また、本文中における再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改正するものでございます。

次に、４９ページから６１ページにございます第８条関係の一部改正につきましては、第４条にて再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改正するものでございます。

次に、４９ページから６１ページにございます。もう一度申し上げます。次に、４９ページから６１ページにございます第８条関係の一部改正につきまして、第４条にて定年前再任用短時間勤務職員の給料について規定を設けるものでございます。

また、附則にて６０歳に達した日以降、次の４月１日以降、給料の月額を７割水準とする規定を新たに設けるものでございます。その他、所要の改正を行うものでございます。

次に、６２ページ、６２ページから６３ページにございます第９条関係の一部改正につきましては、地方公務員法の改正に伴い、引用条項を改正するものでございます。

次に、６３ページにございます第１０条関係の一部改正につきましては、地方公務員法の改正に伴い、引用条項を改正するものでございます。

次に、６３ページから６４ページにございます第１１条関係の条例を廃止につきましては、現行の再任用制度を廃止するものでございます。

なお、経過措置として定年の段階的な引き上げ期間中におきまして、健康と同様の再任用制度を暫定的に存続するものでございます。そのほか附則にて関係条例の経過措置等を設けております。

なお、この条例は附則第１１条の規定を除きまして令和４年４月１日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○１番（陣圭介君）

２点ほどお伺いします。

まず、条文に関してなんですけど、第３条職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正に関し、議案書は３３ページの第２条から第４条までの間なのですが、まず降給の種類として降格、降号、それから第２８条の２第１項に規定する降給、それから第３条で降任とあ

りますけれども、この違いについて説明いただきたいのと、それからその第4条に、本文追加になっていますけれども、この法第28条第1項第2号、それから第3条の第2項にも法第28条第1項第1号とありますけれども、この規定が追加になった理由を説明してください。

それから2点目は、本当は首長に聞くべきだと思うのですが、国の中でとして国家公務員の定年年齢を段階的に引き上げようという流れを受けて、この条例改正を初めて導入することになることと思うんですけれども、現行の再任用、退職後の再任用の制度の運用をそのまま続けるのと、本規定を新規に設けると、新設するのというものについて、それぞれ一般的な住民の方からすると、ちょっと地域性によって高原町にまだそぐわない部分があるんじゃないかなというふうに個人的には考えておりまして、これを早期に国の流れに沿って、早期に高原町で導入しようとする思いというのは、恐らく首長に聞くしかないのですけれども、首長いらっしゃらないので副町長に代理して答えていただきたいなと思います。

以上です。

○副町長（横山安博君）

今回、地方公務員法が改正されたわけでございますけれども、この中には7つのこの、いわゆる大きな制度になっているようでございます。

1つは先ほどから申し上げますとおり、定年年齢の段階的な引き下げ。それと、役職引き上げですね。それと、役職定年の導入、役降りと言いましょ、この導入。それと、60歳から段階的に引き上がっていますけども、60歳からのこの給料の引き下げ、それと先ほど提案でございましたけども、定年前の再任用の短時間勤務職の採用と、こういった7つの新しい制度が措置されているようでございます。

確かに、高原町にそぐわない部分はあろうかと思えますけれども、やはりこの周囲の自治体、国、それと県、それと周囲の自治体を見ますときには、やはりそういった均衡は図らなければならぬだろうと私自身は思っているところでございます。そういった意味での今回のこの提案ということで御理解を賜りたいと思います。

○総務課長補佐兼行政係長（横田秀二君）

2条から4条関係について御質問いただきました。

今回、降給の種類、降給の事由、その他、手続ですね、そういったものを改正または追加しております。

そもそも、まず言葉の定義なのですけれども、降任ですけれども、職員をその職員が現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職員の職に任命することを言います。また、降格なのですけれども、職員や職員の意に反して当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することです。降号ですけれども、職員の意に反しまして当該職員の号

級を同一の職務の級の下位の号級に変更することでございます。

今回、2条の前段部分ですね、中段に並びにより以前ですけれども、ほかの団体につきましては、この降給の種類の規定は既に設けておられました。本町はありませんでしたので、このタイミングで追加をしたということでございます。

そちらの並びにの後、法28条の2第1項、これは管理職上限年齢による降任ですけれども、こちらを追加したということでございます。

あと降給の事由ですね、これが中段に28条第1項各号とありますけれども、意に反する降任・免職規定ですね、こちらは勤務実情、人事評価ですね、後、心身の故障、適格性を欠く職員ですね、過員であると、余計におるという具合に該当する場合でございます。ただ第2項については人事評価ということでございます。

あと28条の第1項第2号を追加いたしておりますけれども、これについては、基本的には何か意図を持って追加したものではないのですけれども、特別な。本来としましては意に反する降任・免職の規定でございます、心身の故障ということでございますので、今回、理由を追加したものでございます。

以上です。

○1番（陣圭介君）

副町長からの答弁、ありがとうございました。

それから分限に関する手続等の条例なんですけど、第3条関係、それから第4条のその括弧書きの部分なんですけど、これ、今まで何で規定がなかったのですか。今回、初めて追加しているのですけど、これは今回がその定年年齢延長の話とはまた別件だと思うのですけれども、そこについてなぜこういう規定が設けられているのか、説明をお願いします。

○総務課長補佐兼行政係長（横田秀二君）

今回の改正ですけれども、どうしてもまず1点目は、やはりこの28条の2第1項を設ける必要があったというところでございます。それが第1でございます、ほかのその前の条文ですね、そこはなかったのです、やっぱり今回しないといかんということで整備させていただいております。

以上です。

○1番（陣圭介君）

こういう分限に関する手続の規定が新規で追加された、これ定年年齢の延長とまた別件ですよ、この規定って。追加になった部分って。そこをもって、あらかじめこういった説明資料の作成を事務局としてお願いしていたと思うのですけど、それがないので、私、ちょっと分からないんですね。

先ほど事務局とお話聞いたところ、この条例改正全てその定年年齢の延長に関することであるのでというようなお答えいただいたようなのですけれども、こういう何か戦略的に違う事項というのを盛り込んで、一切説明しないという姿勢というのは、議会に対して非常に失礼だと思うのですけれども、そのあたりの説明なしに議案審議を求める姿勢はぜひ改めていただきたいと思います。

説明しないのですか。今までなかったからって新規に規定を設けるとか、どういった必要性があってこういう規定を設けるというところ、十分に説明してくださいよ。お願いします。答弁してください。

○総務課長補佐兼行政係長（横田秀二君）

やはりこういう重要な条文を提案する趣旨とは別に、追加するという場合については、以後、説明をしっかりとさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午前 11 時 50 分 休憩

午後 1 時 10 分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を継続し、質疑を続行いたします。

○総務課課長補佐兼行政係長（横田秀二君）

お答えします。

先ほど、議員からお話のありました2条、3条、併せて4条もですが、改正いたしております。この改正作業を進める中で、この条文につきまして漏れているということが分かりました。ですので、今回改めて追加して御提案申し上げたところでございます。

大きな改正でございますので、こういったところは皆様方にはあらかじめ御説明をしてから御提案申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

ほかにありませんか。

○6番（福澤卓志君）

1点お願いいたします。

定年の段階的引上げ、緩やかに本町でも定年者が増えてくるかと思っております。

そこで、職員の定数条例のほうを見ておるのですけれども、町長部局以下、各事務局または事業の職員も合わせて同等に引上げなのか、この１点だけお願いいたします。

○総務課課長補佐兼行政係長（横田秀二君）

一般職の職員について定年引上げとなっておりますけれども、企業会計、企業職員については別途取決めが必要であるということ……すみません休憩でお願いします。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午後 １時１２分 休憩

午後 １時１４分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を継続し、質疑を続行いたします。

○総務課課長補佐兼行政係長（横田秀二君）

お答えします。

他の部局においても、同じく引き上げられるものでございます。

定数に関しましては、現在退職者があまり多くない状況ではありますけれども、どうしても下の世代になっていくと多くなるところがありますので、それを業務内容、業務の状況とか、そういうものを勘案しながら、定数管理を行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

議案に賛成の方の発言を許します。

○６番（福澤卓志君）

まず初めに、優秀な職員がより長く残ってくださる御期待と、また後輩育成に注力いただける機会が設けられるのじゃないかということに対して、大変良いということで賛成の立場で発言させていただきます。



本来であれば、年金受給、年齢引上げのときに本条例のような議論が必要だったのではないかなと思っております。他の自治体でも導入されておりますので、本町でももっと働きやすい、そして素晴らしい職場環境になるようなことを御期待して、本条例の賛成を立場から発言いたします。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

議案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第５７号を採決します。議案第５７号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

起立多数です。よって、議案第５７号は原案のとおり可決されました。

○

## ◎ 日程第１５ 議案第５８号 職員の高齢者部分休業に関する条例

○議長（温谷文雄君）

日程第１５、議案第５８号、職員の高齢者部分休業に関する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○副町長（横山安博君）

〔登壇〕

議案第５８号、職員の高齢者部分休業に関する条例について御説明いたします。

議案書につきましては、７１ページ、７２ページになるところでございます。

この条例につきましては、職員の定年引上げ等を踏まえ、高齢層職員における勤務形態の選択肢を広げることで、加齢による諸事情等へ対応し、仕事との両立を支援するための環境整備として、職員の高齢者部分休業の導入に関し必要な事項を定めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長補佐をして説明いたさせます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○総務課課長補佐兼行政係長（横田秀二君）

議案第58号、職員の高齢者部分休業に関する条例について、詳細を御説明いたします。

本条例は、地方公務員法第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めております。

主な内容としましては、第1条で趣旨を定め、第2条で高齢者部分休業の取得時間、単位及び対象年齢について規定しております。

第3条から第5条は、高齢者部分休業の承認の申請及び取消し並びに休業時間の延長及び短縮について規定しております。

第6条は、高齢者部分休業取得中の給与について規定しております。

第7条は、高齢者部分休業の承認を受けた職員の退職手当の取扱いについて規定しております。

この条例の施行につきましては、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（陣圭介君）

ここ数年の話なのですが、退職前になって体調を崩されて病院に通われていらっしゃる方とかもよくお見かけすると思うのですが、この条例を規定することによって、現行の取扱いとの大きな相違点、そのあたりを説明いただきたいと思います。

待遇面、それからの給与面にそれぞれ分けて説明をお願いします。

○総務課課長補佐兼行政係長（横田秀二君）

お答えします。

議員御指摘のとおり、この年齢になりますと、様々な身体的の変化であったり、家庭環境というところもありますので、そういう場面に遭遇しまして辞めざるを得ない職員が過去にはいたと思います。そういった方々を辞めずに——当然、辞めてしまうと収入が途絶えますので、あと、やはり困窮に陥る可能性がありますので、そういった方々を救うということを考慮して、今回、制定を目指しております。

あと、給与面ですけれども、やはり働いていないということもございますので、そこについてはその分減額をさせていただいていこうと考えております。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第５８号を採決します。議案第５８号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第５８号は原案のとおり可決されました。

○

## ◎ 日程第１６ 議案第５９号 分担金を徴収すべき事業について

○議長（温谷文雄君）

日程第１６、議案第５９号、分担金を徴収すべき事業についてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○副町長（横山安博君）

〔登壇〕

議案第５９号、分担金を徴収すべき事業について御説明申し上げます。

議案書の７３ページを御覧ください。

高原町土木、耕地事業分担金条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回、分担金を徴収します<sup>※</sup>事業案件につきましても、台風１４号により令和４年発生農地災害復旧事業でございます。※下段に訂正発言

関係あるものの範囲につきましても、当該事業より利益を受けるものでございます。

受益の限度でございますが、総事業費から県支出金及び起債を控除した額でございます。

なお、現在までの災害発生状況を申し上げますと、農地１か所、施設２か所、合わせて３か所でございますが、今回の分担金徴収に関しましては、農地１か所の災害分でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

失礼しました。分担金を徴収します「事業件名」と言うべきところを「案件」と申しました。

「事業件名」に訂正方をお願い申し上げます。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。議案第59号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

○

## ◎ 日程第17 議案第60号 定住自立圏形成協定の変更について

○議長（温谷文雄君）

日程第17、議案第60号、定住自立圏形成協定の変更についてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○副町長（横山安博君）

〔登壇〕

議案第60号定住自立圏形成協定の変更について御説明申し上げます。

議案書の74ページをお開きください。

協定書につきましては、別冊となるところでございます。

定住自立圏協定につきましては、国が定める定住自立圏構想推進要綱に基づく「定住自立圏構想」につきまして、中心市宣言を行った小林市との間において平成24年10月1日付で定住自立圏形成協定を締結いたしております。

その後、協定締結から5年が経過したことを踏まえ、平成29年12月に変更協定を締結し、えびの市を含めた2市1町で構成いたします「にしろ定住自立圏」の枠組みの中で取組を推進してまいりました。

このような中におきまして、この圏域が目指す将来像と具体的な取組内容を定めた定住自立圏

共生ビジョンの計画期間でございます5年が経過するところでございます。

しかしながら、今後におきましても、今日の社会情勢やこの圏域の課題を克服するため、引き続き定住自立圏構想の推進を図る必要がありますことから、同協定の一部を変更することについて、高原町議会の議決すべき事件を定める条例第2条第2号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（陣圭介君）

数点、質疑いたします。

事業実績表なり変更になった部分を拝見しましたがけれども、これまで個別具体的にどういった事業を行うというのが明記されていたものが、例えばその一つの大きな枠組みの中に包含されるような形の変更であったりとか、逆に農政分野であるのですが、個別具体的にどういった事業を行うというのを明記しているものもあったとお見受けいたしました。

個人的に考えると、こういった全体的な構想というのは、総合計画とかと同様に大体、大枠を示した上で個別具体的にその協議会の中で話し合って、どういった事業を行っていかうかというのを決めていくものだと考えているのですけれども、考え方が二つありまして、一つは全体を包含したものに集約することによって、今まで具体的に示していた事業への取組というのがおろそかにならないかという点、それから逆に、明確にこういった事業を行うからということにすることによって、その分野全体としての柔軟性がなくなってしまうかという点が考えられるのですけれども、その点についてどういうお考えをされているのかという点を1点お伺いします。

それから、もう1点は、この形成協定を制定していることによって、各所からの予算措置というのが取りやすくなっているかと思うのですけれども、その配分された予算の使い方について、どのようにお考えになっているかと。

要は、高原町単独ではなくて、小林市と相談しながら事業を明確化していく必要があると思うのですけれども、そういった部分について全体的にどのような協議がなされていくのかについてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午後 1時33分 休憩

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を継続し、質疑を続行いたします。

○総合政策課長（馬場倫代君）

お答えいたします。

まず第 1 点目でございますが、全員協議会においても説明させていただきました、今回、取組事業等の重点化、スリム化を行うということで、取組事業につきましては、現行 29 事業あるものを 24 事業に絞っております。その中で、その事業の統合、包含ということになっております。

それと併せまして、今のビジョンではもう個別具体的な事業は載せている関係で、変更しようとするとう協定変更になってしまうと。硬直化を招いてしまうということで、今度新たに制定します協定につきましては、方向性のみを示すということで御説明させていただきました。

包含、統合することによって、見えにくくなるという御指摘はあるのですが、そこで事業しないということではなく、方向性を示すことで逆に事業に取り組みやすくなるということで整理をしております。

個別具体的な計画につきましては、今後、ビジョンということで具体的な事業については、また、審議することになるところです。

2 点目の財政措置についてでございますが、こちらにつきましては、ビジョンに掲載されている事業に要する経費ですね。中心市、小林市ですけれども、最大で 8,500 万円程度の特別交付税措置があります。また、連携市町、えびの市、高原町においては、最大 1,800 万円程度の特別交付税の措置があります。その特別交付税の措置に当たって、連携している事業ということで、そのビジョンに載っている事業を申請時に上げるとそういう流れになっております。以上です。

○1 番（陣圭介君）

予算の考え方なのですが、その中心市になる部分に大分ほかと比べると大きな金額が配当されると思うのですが、そことのこの不均衡の部分というのは、どういう観点で是正されていくのでしょうか。全体的な取組として、その大きな予算になって引いているのか。だから、そういう意味だと、小林市だけ大きな事業に取り組めるような気がするのですけれども、そうでなければ説明をいただきたいんですが。

○総合政策課長（馬場倫代君）

お答えいたします。

確かに、その中心市と連携市町で大きな差があるのですが、人口規模が違うということもありますけれども、この協定とかビジョンをまとめる事務局が中心市でありますので、その事務的経費も含まれているものと考えております。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

ほかにありませんか。

○5番（温水宜昭君）

先ほどの課長の答弁で、項目をまとめたということでもありますけれども、この定住協定の資料の3ページの中に、農業振興、林業振興、これを農林業の振興にまとめたのだと思いますが、この有害鳥獣、これがもう削除されて、新たに畑地かんがいを活用したのがあるのですが、この項目自体がこの農林業の振興の中に入ったという受け止め方でよろしいのでしょうか。

そして、1番目の保健医療についても、1番と、取組事項の1番と2番をまとめて変更後の1番にされたのだと思いますけれども、こういう考え方で自殺対策の強化、これはなくなっていますけれども。

結局、こういうものもまとめたという形で受け取ってもいいのですかね。極端な話が、例えばこの有害鳥獣被害防止対策、これはもう2つの市と高原町も、今、重要な政策だと思うのですが、こういうものを外したというか、まとめた経緯が分かれば教えてください。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午後 1時42分 休憩

午後 1時44分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事継続し、質疑を続行いたします。

○総合政策課長（馬場倫代君）

温水議員からありましたように、事業を包含すると、消えたわけではなく含まれて、例えば保健医療ですと、1と2をまとめて新しい1になると。なくなったわけではなく、包含されていくということです。その包含された経緯ですね。その詳細については、それぞれの部会で協議した上で、どれとどれをどうするという協議をしていますので、その経緯については担当の課長から説明をしてもらいますので、お願いいたします。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

お答えいたします。

今、総合政策課長のほうから大まかな御説明があったわけですが、まず、1 番の保健医療を医療保健に変更いたしまして、（1）の県域医療体制の確保と（2）の地域医療を守る体制の充実を統合して、（1）の県域医療体制の維持強化に変更ということになっておるところでございますけれども、これにつきましては、2 市 1 町で先ほど総合政策課長のほうからありましたとおり、継続して実施する事業も当然進めていくことになろうかと思います。

そして、具体的な政策については、例えば日曜在宅当番医制度の継続とか、こういう部分については必ずや継続して実施すべきものと認識になっておりますので、統合したわけでございます。

そして 3 番の、住民の健康増進に係る取組の推進と（4）の自殺対策の強化を統合して、（2）の住民の健康に係る取組の推進に変更と、これも統合したわけでございますけれども、当然、自殺対策につきましては、各市町において取り組むべき重要な案件という認識は、各 2 市 1 町思っておるところでございまして、これにつきましても必ずや継続して実施すべきものと認識でもって、今後も取り組んでいくということで、今回 2 つの部分の統合して推進していくということになったところでございます。

以上でございます。

○農政林務課長（平川昌知君）

温水議員の有害鳥獣被害防止対策について、御説明させていただきたいと思います。

有害鳥獣につきましては、2 市 1 町だけでやるものではなくて、霧島連山を囲んでいます霧島市、それから曾於市、湧水町、小林市、えびの市、都城市と高原町で、一斉に、今、捕獲作業等を計画的に行っているところでございます。

そのために、今後も小林、えびの、高原の協定の中でやるだけじゃなくて、連携を深めて、先ほど言いました環霧島会議のメンバー等と連携を取りながら進めていく中で、今回、有害鳥獣被害防止対策を農林業の振興へと包括したところでございます。

以上でございます。

○5 番（温水宜昭君）

私の質問が違ったのかもしれませんが、要は、ある程度要項を大きくまとめて、今後の目安にするということの考え方だと思うのですが、小さい項目を上げとって、それがなくなったということじゃないということで回答がありましたけれども、なかなかそこ辺の捉え方で、また 5 年後にまた変わってくるのだらうと思うのですが、その辺の基本的な考え方は、やはり小さい項目をもうなくすのであれば、大きな括りで目安というか、そういうものを作られたほうがいいのかと感じたものですから、質問をさせていただいたのですけど。

考え方も、そういう私が今言ったような考え方でよろしいですかね。



○総合政策課長（馬場倫代君）

議員がおっしゃるように、今回その分野の見直しをして、あと、取組事業もスリム化して、今の形になっています。

協定内容につきましては、取組の方針のみを上げて、具体的な事業については今後のビジョンの中で決めていくと。また、5年後につきましては、その時その時にやっぱり社会情勢等もありますので、その中でまた優先順位、重点事項等を整理して、その分野の数が増えたり減ったりするというのは出てくるかと考えております。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午後 1時50分 休憩

午後 1時51分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を継続し、質疑を続行いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

議案に賛成の方の発言を許します。

○1番（陣圭介君）

協定の後で、いろいろビジョンが示されていくと思うのですが、予算消化だけにならないように頑張ってください。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

議案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

議案第60号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 1時53分 休憩

午後 1時54分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

————— ○ —————

◎ 日程第18 議案第62号 令和4年度高原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（温谷文雄君）

日程第18、議案第62号、令和4年度高原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○副町長（横山安博君）

〔登壇〕

議案第62号、令和4年度高原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

別冊の補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ571万9,000円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ15億430万1,000円と定めるものでございます。

今回の主な補正内容でございますが、報酬額改定及びインフルエンザが流行した場合の療養費のため増額するものでございます。

補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

総務費の一般管理費及び徴税費でございますが、会計年度任用職員の報酬額の改定による増額でございます。

保険給付費の一般被保険者療養給付費でございますが、559万1,000円を増額するものでございます。

財源につきましては、県支出金を充当するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○1番（陣圭介君）

インフルエンザ対応の一般被保険者療養給付費の金額の積算根拠をお願いします。

○町民福祉課保険係長（山路昌志君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

積算基礎でございますが、約被保険者数の半数をまず見込んでおります。さらに、インフルエンザの治療もしくは薬代の保険者負担分を見込んだ額を、今回の補正で計上しているものでございます。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

具体的な数字はお示しできませんか。

○町民福祉課保険係長（山路昌志君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

人数としましては1,212人。保険者負担分の医療費については4,200円。少し余裕を持たせまして、1割増しをしているものでございます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

議案第62号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第19 議案第63号 令和4年度高原町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（温谷文雄君）

日程第19、議案第63号、令和4年度高原町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○副町長（横山安博君）

〔登壇〕

議案第63号、令和4年度高原町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

別冊の補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、保険事業勘定の予算を、歳入歳出それぞれ4,889万2,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ15億1,615万7,000円と定めるものでございます。

それでは、補正の内容について御説明させていただきます。

補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

総務管理費につきましては、介護保険システム改修費用として8万8,000円を増額するものでございます。

基金積立金につきましては、今後の介護保険事業の保険給付費等の財源として4,880万4,000円を積み立てるものでございます。

なお、財源としましては、繰越金を充当いたしております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（陣圭介君）

この基金の積立後の総額についてですが、計画で幾らというのはあると思うのですが、その部分とこの補正後の整合というものを伺いたいんですけども、足りないとか、過剰にあるとか、そのあたりを教えてください。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

御質問にお答えいたします。

具体的な数字は必要でしょうか。いいですか。

今回、積立てをいたしました後の積立額につきましては、おおむね1億7,900万円ほどになる予定でございます。この金額につきましては、ずっと積立てをしております、現状としては最高額の積立額になる予定でございます。

ただ、今後、第9期計画において、この積立金の使途につきましては、いろんな形で議論していく予定になっておりますので、これの取崩しについて議論いたしまして、あとは保険料のほうにいろいろ影響が出てくると思っておりますので、今のところ多いとか少ないとかとはなかなか判断できないところでございます。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

最高額ということで、介護保険のほうは国民健康保険から一部充当しているところもあるので、配分するのであれば、例えば国民健康保険の保険料にもう一回バックするであるとか、そういった考え方もできると思うのです。その辺は隣にいらっしゃる方とも十分に話していただいて、ぜひ町民の方々にいい方向で検討いただきたいのと、これは要望になりますので、答弁いりません。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

議案第63号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第20 議案第64号 令和4年度高原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（温谷文雄君）

日程第20、議案第64号、令和4年度高原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○副町長（横山安博君）

〔登壇〕

議案第64号、令和4年度高原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

別冊の補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ454万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,198万3,000円と定めるものでございます。

今回の補正につきましては、令和3年度後期高齢者医療特別会計の繰越金及び令和3年度後期高齢者医療給付費市町村費負担金返還金に伴い増額するものでございます。

補正予算書の8ページ、9ページをお開きください。

繰越金でございますが、令和3年度後期高齢者医療特別会計の決算の確定により、330万円を増額するものでございます。

諸収入でございますが、令和3年度後期高齢者医療給付費市町村費負担金返還金の確定により、124万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、10ページ、11ページをお開きください。

総務費でございますが、あんま・はり・きゅう施術料助成事業を24万円増額するものでございます。

次に、諸支出金の繰出金でございますが、430万1,000円を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

議案第64号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第21 議案第65号 令和4年度高原町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（温谷文雄君）

日程第21、議案第65号、令和4年度高原町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○副町長（横山安博君）

〔登壇〕

議案第65号、令和4年度高原町水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

1ページをお開きください。

第2条のとおり、当初予算の3条に定めた収益的支出のうち、営業費用を100万円、特別損失を2万6,000円増額するものでございます。

内訳につきましては、営業費用では、令和4年人事院勧告に伴います給料や各種手当の増額と、台風14号の影響による断水被害に係る時間外手当の不足が見込まれますことから、増額をお願いをいたすものでございます。

特別損失につきましては、過年度分水道料金の減免措置によります還付処理について、過年度損益修正損を計上いたしております。

これに伴います補正予算実施契約書と予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表を2ページから5ページに併せて添付いたしております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

議案第65号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

○

## ◎ 日程第22 議案第66号 令和4年度高原町病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（温谷文雄君）

日程第22、議案第66号、令和4年度高原町病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○副町長（横山安博君）

〔登壇〕

議案第66号、令和4年度高原町病院事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

別冊の1ページをお開きください。

第2条でございますが、公立病院の経営強化プランの策定におきまして、西諸医療圏医療需要等調査業務を委託する業者を令和4年度中に選定するために、債務負担行為を設定するものでございます。

経営強化プランでは、地域の公立病院の役割分担を求められていることから、西諸公立病院であります小林市、えびの市、高原町が共同して調査業務を委託するものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）



これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（中村昇君）

この西諸医療圏医療需要等調査業務委託事業の内容について、どういうことが調査される委託事業になるのかお伺いいたします。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

経営強化プラン策定前の準備作業としまして、将来の患者推計や患者の流出入などの、西諸圏域なのですが、外部環境調査及び医師確保や経営の立て直し及び将来の病院増、あるべき姿、担うべき姿等の内部環境調査を行う予定でございます。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

公立病院の経営強化プランの策定に備えるためのこの委託事業かと思えますけれども、この中で機能分化、連携強化というふうにありますけれども、どこまで踏み入ったものになるのか、そこらあたりについてお伺いいたします。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

ただいま申し上げましたとおり、経営強化プラン策定前の準備作業でございます。詳細につきましては、令和5年度の当初予算の予算を説明するときに説明できる状況になるというふうに、ただいまのこの準備調査業務を委託する業者を選定するために、債務負担行為ということで、3公立病院がそろって上程したという形でございます。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

これは西諸医療圏ということですから、2市1町で取り組む事業になるのか、本町だけのそういう委託事業なのか、お伺いします。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

先ほど御説明いたしましたように、これ3公立病院で取り組む事業でございまして、単独ではございません。

以上でございます。共同で行います。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

ほかにありませんか。

○5番（温水宜昭君）

今日は町長がお見えでないので、関連質問ですけども、先ほど経営対策強化プランということが出ましたが、本町がその取組に当たり、どういう形でどんなふうにしていくのかとい

うのがもしあれば、お尋ねしたいのですけれども。病院だけの話ではないと思うのですよ。だから、本町もどういう関わりかと思って、こういうプランをつくるのだというのがあれば、教えていただきたいと思います。

○副町長（横山安博君）

温水議員の御質問にお答えいたします。

公立病院、確かに反対はございますけども、この病院との関係につきましては、一般会計との連動する部分もございます。それと、当然、交付税に措置されている部分、財政的に言いますと、交付税で措置されている部分もございます。将来的に、この病院の形態がある一定の方向に変わっていくとしますと、当然、この職員の問題も出てまいります。

そういった意味で、単体で病院だけの将来的な増を検討するということではなくて、やはり町当局、いわゆる一般会計を含んだもので総合的に検討していかなければならないだろうと思っています。

既に、庁舎内でそういった部分についての検討を、今始めたところでございます。既に第1回の会議につきましては、資料等を含めて検討を始めたところでございます。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

これは、本町も含めた形で進めていくということだろうと思いますけれども、計画については、もう5年度中ということで、以前から答弁をされておりますので、その考え方だろうと思うのですが、具体的に、今本町で関わる、課長さんたちを含めて、どういう形かが、もし教えていただければお願いをしたいと思います。

○副町長（横山安博君）

先ほど申しましたとおり、内部のまず前段としてのこの検討委員会、プロジェクトチームをつくっておりますので、それをある程度方向性といいたいでしょうか、出ました段階で、この全庁、役場内の全庁のこの会議に諮ると、それを今度は病院との関連を含めて協議を進めていくということになろうかと思います。

○5番（温水宜昭君）

この経営改革プランについては、国のほうに、改革については国のほうに出す、最終的には出すという考え方でよろしいのですかね。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

この経営強化プランでございますけれども、公表という形になります。国に出すとかそういうのではなくて公表になります。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかにありませんか。

○9番（前原淳一君）

関連ですけれども、これは国が一時進めていた地方の公立病院の統合、こういったことに向けての協議と見ていいのですかね。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

ただいま前原議員がおっしゃいました経営統合とは別に、今回、感染症、新たな感染症が拡大した等も含め、また医師・看護師等の不足等、これまでその再編ネットワークか経営形態の見直し等を含んで、またさらにそういった形を含んだ形の経営強化プランということで、再編統合だけが目的としたプランにはなっていないということでございます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

議案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

議案第66号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

————— ○ —————

## ◎ 日程第23 議案第61号 令和4年度高原町一般会計補正予算（第11号）

○議長（温谷文雄君）

日程第23、議案第61号、令和4年度高原町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○副町長（横山安博君）

〔登壇〕

議案第61号、令和4年度高原町一般会計補正予算（第11号）について御説明いたします。

別冊補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億2,669万円を追加しまして、予算総額を歳入歳出それぞれ67億4,556万6,000円と定めるものでございます。

今回の補正の内容といたしましては、原油価格や物価高騰に対する各種支援事業のほか、7月豪雨や9月の台風14号で被災した農林水産施設、公共土木施設の災害復旧費用などを計上いたしております。

それでは、補正の内容につきまして御説明させていただきます。6ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正でございます。令和4年度実施分の高原町みやぎき再生支援特別貸付利子補給事業及び消防ポンプ自動車購入事業につきましては、債務負担行為の追加を行うものでございます。

次に、第3表、地方債補正でございます。過疎対策事業につきましては、対象事業の減額によるもの、また、災害復旧事業につきましては、対象事業の追加により、それぞれ減額額の変更を行うものでございます。

それでは、主な事業の内容につきまして、目ごとに説明させていただきます。

なお、今回の補正におきまして、職員の給与改定、人事異動等によりますもの、会計年度任用職員の報酬額改定など人件費の増減を計上いたしております。この人件費に係る増減の説明につきましては省略させていただきます。

それでは10ページ、11ページをお開きください。

歳入の4段目、総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,811万6,000円でございますが、新型コロナウイルス感染症対策各事業、原油価格・物価高騰対策、各支援事業の支出に充てておりますので、対象となっている事業の財源の説明につきましては割愛させていただきます。

16ページ、17ページをお開きください。

2段目の8企画費でございます。電源立地地域対策交付金事業としまして、皇子原公園内に小水力発電装置を設置する費用としまして、360万円を計上いたしております。財源としましては、県支出金を充てております。

次に20ページ、21ページをお開きください。上段の社会福祉総務費でございます。

障害者介護給付訓練等給付費につきましては、障害児給付費や補装具において、当初計画を上回ることが予想されますことから、2,454万2,000円を計上いたしております。財源と

いたしまして、国県支出金を充てております。

次に、原油価格や物価高騰に対する障害福祉サービス施設や子供関連施設への支援事業としまして、279万円を計上いたしております。

続きまして、老人福祉でございます。先ほどと同様に、物価高騰等への介護関連施設に対する支援事業としまして、480万円を計上いたしております。

22ページ、23ページをお開きください。2段目の保健衛生総務費でございます。こちらも同様に、医療施設への物価高騰等に対する支援事業としまして、130万円を計上いたしております。

24ページ、25ページをお開きください。下段の5畜産業費でございます。新型コロナウイルス感染症対策における、肉用牛肥育経営緊急支援対策事業としまして、435万円を計上いたしております。

26ページ、27ページをお開きください。1段目の農道整備費でございます。今年度は7月豪雨や9月の台風14号等の影響により、町内の農道、水路の補修箇所が増加しておりますことから、維持補修に係る経費としまして、300万円を計上いたしております。

次に、3段目の商工費でございます。宮崎フリーウェイ工業団地企業立地促進補助金としまして、上水道使用料の助成費用として156万3,000円を計上いたしております。財源としましては、繰入金を充てております。

続きまして、28ページ、29ページになりますが、冒頭の債務負担行為で追加の提案をさせていただきました新型コロナウイルス感染症対策としまして、県が実施しますみやざき再生支援特別貸付を利用した中小企業者等へ利子補給を行う費用としまして、221万9,000円を計上いたしております。

同じく28ページ、29ページでございますが、消耗費の原油価格物価高騰対策としまして、町内事業者に対する支援事業として2,448万円を計上いたしております。

続きまして、観光費でございます。稼ぐ観光地域づくり推進支援事業として、観光誘客コンテンツの造成、そして実証を行う経費として200万円を計上いたしております。財源としましては、県支出金を充てております。

次に、企業版ふるさと納税、クラウドファンディング活用事業としまして、専門的知識やノウハウを有する企業の人材を受け入れ、地方創生の取組の充実と強化、地域活性化等に資する経費としまして、558万8,000円を計上いたしております。財源としましては、寄附金を充てております。

次に、3段目の道路維持費でございます。先ほどの農道整備費と同様、町道においても維持補修箇所が増加していることから、維持補修に係る経費としまして、789万5,000円を計

上いたしております。

次に３０ページ、３１ページをお開きください。２段目の災害対策費でございます。災害協定施設の施設整備に対する助成費用としまして、２００万円を計上いたしております。

３２ページ、３３ページをお開きください。４段目の農地災害復旧費でございます。９月の台風１４号で被災しました農地の復旧工事費としまして、３４９万９,０００円を計上いたしております。財源としまして、県支出金、町債、分担金及び負担金を充てております。

次に、農業用施設災害復旧費でございます。同じく台風１４号で被災しました、農業用施設の復旧工事費としまして３００万円を計上いたしております。財源としまして、県支出金、町債を充てております。

３４ページ、３５ページをお開きください。２段目の公共土木施設災害復旧費でございます。７月の豪雨で被災しました公共土木施設河川の復旧工事費としまして１,８９５万円を計上いたしております。財源としましては、国庫支出金、町債を充てております。

次に、３段目の基金費でございます。「神武の里たかはる」まち・ひと・しごと推進基金への積立金としまして４４５万円を、また、今後の公共施設の整備費用に対する財源確保のため、高原町公共施設等整備基金への積立金として１,００２万９,０００円を計上いたしております。財源としまして、財産収入、寄附金を充てております。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

ただいま提案理由の説明がありました。日程第２３、議案第６１号、令和４年度高原町一般会計補正予算（第１１号）については、明日１２月８日に総括質疑を行います。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。本日は、これにて散会いたします。

---

◎ 散 会

午後２時３８分 散会

---

令和4年 第6回 高 原 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第2日)

令和4年12月8日(木曜日)

---

議事日程(第2号)

令和4年12月8日 午前10時00分開議

日程第1 議案第61号 令和4年度高原町一般会計補正予算(第11号)

---

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第61号 令和4年度高原町一般会計補正予算(第11号)

---

出席議員(9名)

|            |           |
|------------|-----------|
| 1番 陣 圭介君   | 2番 反田 吉巳君 |
| 3番 松元 茂春君  | 4番 中村 昇君  |
| 5番 温水 宜昭君  | 6番 福澤 卓志君 |
| 7番 末永 充君   | 9番 前原 淳一君 |
| 10番 温谷 文雄君 |           |

---

欠席議員(1名)

8番 入佐 廣登君(病氣療養)

---

欠 員(なし)

---

|            |                  |
|------------|------------------|
| 事務局長 平 真樹君 | 書記(事務局次長) 中嶋 雄二君 |
|            | 書記(副主幹) 古川 裕子君   |

---

説明のため出席した者の職氏名

|                 |        |           |        |
|-----------------|--------|-----------|--------|
| 副町長             | 横山 安博君 | 総合政策課長    | 馬場 倫代君 |
| 総務課課長補佐兼行政係長    | 横田 秀二君 | 総務課財政係長   | 芝田 和之君 |
| 会計管理者兼会計課長兼税務課長 | 酒匂 政利君 | 町民福祉課福祉係長 | 大學 康宏君 |
| ほほえみ館長          | 久徳 信二君 | 産業創生課長    | 森山 業君  |
| 農政林務課長          | 平川 昌知君 | 農畜産振興課長   | 田中 博幸君 |

建設水道課長

入佐 和彦君

高原病院事務長

花牟禮 秀隆君

教育総務課学校教育係長 小久保 洋平君

◎ 開議・日程

午前１０時００分 開議

○議長（温谷文雄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

入佐廣登議員から病気療養のため、本日の会議に出席できない旨の欠席届が提出されております。

○

◎ 日程第１ 議案第６１号 令和４年度高原町一般会計補正予算（第１号）

○議長（温谷文雄君）

日程第１、議案第６１号、令和４年度高原町一般会計補正予算（第１１号）を議題とし、前回の議事を継続します。

これから議題となりました議案第６１号に対する総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

○１番（陣圭介君）

４点ほどお伺いします。

まず、補正予算書の第６ページ。

地方債補正で、過疎対策事業で対象事業の件となって２，３００万円ほど減っているのですが、大きなものでいいので対象となっている事業について説明をお願いします。

２点目ですが、補正予算書の１６、１７ページの総務費の総務管理費の中にあります企画費、電源立地地域対策交付金事業なのですが、この交付金事業、これまで数年にわたって、例えば皇子原公園とか御池のキャンプ村のコテージとか、そういった施設の改修費に充てていたところが大きかったと思うのですが、今回、小水力発電施設を設置するということで、想定されている発電事業者及び発電した電力の用途を教えてくださいたいのと、今後、この年度に限るのか分からないですけど、電源立地交付金の今回この事業に充てたことで、指定管理施設の施設改修費という部分は、どの財源から見込んでいらっしゃるかについて説明をいただきたいと思います。

それから、３点目、補正予算書の２８、２９ページ。

商工費の中にあります宮崎県の実施する、利子補給の事業なのですが、対象となる貸付金の総額についてお伺いしたいと思います。



それから、最後4点目ですが、その下の観光費の中にあります企業版ふるさと納税クラウドファンディング活用事業ということで、企業人材を受け入れる費用に充当するという話だったので、具体的なこういった事業内容を想定されているかについて説明をお願いします。

以上です。

○総合政策課長（馬場倫代君）

御質問にお答えいたします。

まず、電源立地地域対策交付金事業につきましては、公共用施設に係る整備、維持、補修、または維持運営等に使える交付金でございます。これまでは、おっしゃるとおりコテージ等の改修に充ててまいりました。今回につきましては、この事業、公共用施設に係る整備として発電装置を設置させていただくという事業となっております。

想定している事業者についてでございますが、現在、町と土地改良区、あと事業者の間で、農業推理施設によるナノ水力発電システムの利活用に関する連携協定というものを締結しております。狭野地区において、パイプラインを使った発電の実証実験を、今現在行っております。この事業者が開渠というか、用水路ではなくて管水路、パイプラインを使った発電システムを使っているということで、この事業者のこの技術を活用して、発電してその電力を利用するというを考えております。

売電等の電気の用途についてでございますが、この事業は皇子原公園内の釣堀横の水槽のパイプを使って発電をして、それをそのまま神武の館の屋内照明とか、夜間はイルミネーションです。あとは、バッテリーカーの充電にも使えないかというところで想定しているところでございます。

以上です。

○総務課財政係長（芝田和之君）

お答えいたします。

まず1つ目の、過疎債の減額につきましては、予算書の30ページ、31ページに絡んでおりますけれども、2段目の非常備消防費、備品購入費、今回、当初で消防団第4部の消防ポンプ自動車の購入を予定していたのですけれども、現在、部品の納入がないとかそういった関係で、今年度の納入が難しいということで、一旦、今回の予算を取り下げさせていただいて、今回は債務負担行為にも設定しているのですけれども、翌年度の予算を担保させていただいて、来年度導入に向けての手续を今年度中にやって、5年度頭から納入整備に関して進めていくということで、今、計画しております。ですので、今回の過疎債を充てておりましたので、その分を減額させていただくということでの減額でございます。

あと電源立地交付金の用途に関しましては、毎年度全体の事業を見て、その後財源をどこに充

てるかということで調整をしております。今回はこの小水力発電に充てているのですけれども、特にここ何年かコロナの交付金を活用して、皇子原とか御池の施設整備をしておりましたので、そういったところで今回はこの事業に充てたということです、来年度はまた別な事業になる可能性もありますし、それに似たような事業に充てることも想定されておりますので、そこはまだ新年度の調整ということで考えております。

以上でございます。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答え申し上げます。

まず1つ目の利子補給にかかります補助金についてでございます。

こちらの県の再生支援特別貸付事業でございますけれども、こちら県の説明会、市町村に対してありましたわけでございますが、融資限度額を1件6,000万円と見ております。そして、この県内の宮崎県中小企業家同友会という団体がございまして、そちらの方で資金繰りが窮屈、なかなか価格の転嫁ができないという団体事業者を県内で8.6%と見込んでございます。

本町の事業者の数が約360社でございますので、それを掛け合わせますと30社でございますので、この6,000万円掛ける30社ということで、貸付総額を見込んでいるところでございます。

そして、2問目の企業版ふるさと納税クラウドファンディング活用事業の中の官民連携産業創出事業でございますけれども、こちら太陽銀行様より地域商社のほうへ人材派遣版の企業版ふるさと納税ということで派遣をいただいております。

こちらの7月から3月までの給与、そして勤勉手当等を含めた額、これが約441万円。そして、今、住んでいらっしゃるところの家賃、こちらが同じく9か月分で20万8,000円ということでありまして、その分を合わせた55万8,000円、こちらが太陽銀行様からの企業版ふるさと納税ということで、そのまま流すということになっております。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（温水宜昭君）

各案件については、また委員会でお尋ねをしたいと思っておりますけれども、今回の補正については原油価格・物価高騰対策だと思うのですけれども、今回の障害者施設、介護施設、医療施設とかそういう部分で対応されておりますけれども、今後、また予想される支援等があればお聞かせいただきたいと思っております。各委員会の中でもいいのですけれども、今、お答えができる範囲でお

願いをしたいと思います。

○総務課財政係長（芝田和之君）

お答えいたします。

全体的なことでございますけれども、今回、当初からコロナの交付金、今回、物価高関係の交付金が年2回追加で交付されております。そういった財源をもとに、今回このような事業を行っておりますので、恐らく今回がこれ以上はないと伺ってはいるのですが、そういったものがまた追加、配分されるようなことがありますと、また仮に福祉部門だけじゃなくてその他の事業、事業所、そういったところへの支援、そういったところも考えられますけれども、現時点では、今回、計上させていただいている事業で、一旦、終了ということで考えております。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

といいますのは、畜産関係で肉用牛の肥育経営なんかの補助金とかが出ておりますけれども、今後、耕種農家さんとか、そこ辺に対しての支援等も考えられると思うのですが、そこ辺についてもしあればお聞かせください。

○農畜産振興課長（田中博幸君）

お答えいたします。

今回12月補正予算の中で、肉用牛肥育経営緊急支援対策事業ということで、新型コロナウイルス感染症対策の臨時交付金ということで事業を計上しております。

今、肉用牛肥育農家が一番厳しい状況ということで、ちょうど年末出荷になるのですが、一番年間で枝肉価格が上がる時なのなのですが、年々に比べるとそれが鈍い状態であると。かつ、今、出荷されている牛が、新型コロナの影響が一旦和らいで、価格が子牛価格高騰したときの牛で80万円を超えるもの等もその対象牛になっているということもありますし、燃油価格、資材、そして餌そういったものが非常に高騰しているということで、経費が非常にかかっている牛の出荷に当たっているということで、今、この肥育系の農家を支援するということで上げております。

また、耕種農家、そして畜産農家についても、現在9月補正でいただきました肥料高等対策の事業の受付をしております。こちらは国の支援もありますし、町単独の支援もあるところで。こちらで一旦は支援をしているというところもあります。

それから、肉用牛繁殖経営については、既に導入の事業を補正予算で可決しております。肥育がここでちょっとなかったということもありまして、農家からの要望もあり、このような事業を、現在、組み立てているところでございます。

先ほど財政係長からありましたように、こういった何がしかの財源がある場合には、追加の支援というの、また今後考えていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これをもって総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第61号は、お手元に配付の委員会付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

異議なしと認めます。よって、議案第61号は、お手元に配付の委員会付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

---

◎ 散 会

午前10時15分 散会

---

令和4年 第6回 高 原 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第3日)

令和4年12月9日(金曜日)

---

議事日程(第3号)

令和4年12月9日 午前11時40分開議

日程第1 議案第61号 令和4年度高原町一般会計補正予算(第11号)

日程第2 発委第1号 水道施設の災害復旧に係る財政支援の充実を求める意見書(案)

---

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第61号 令和4年度高原町一般会計補正予算(第11号)

日程第2 発委第1号 水道施設の災害復旧に係る財政支援の充実を求める意見書(案)

---

出席議員(9名)

|            |           |
|------------|-----------|
| 1番 陣 圭介君   | 2番 反田 吉巳君 |
| 3番 松元 茂春君  | 4番 中村 昇君  |
| 5番 温水 宜昭君  | 6番 福澤 卓志君 |
| 7番 末永 充君   | 9番 前原 淳一君 |
| 10番 温谷 文雄君 |           |

---

欠席議員(1名)

8番 入佐 廣登君(病欠療養)

---

欠 員(なし)

---

|            |                  |
|------------|------------------|
| 事務局長 平 真樹君 | 書記(事務局次長) 中嶋 雄二君 |
|            | 書記(副主幹) 古川 裕子君   |

---

説明のため出席した者の職氏名

|                 |        |           |        |
|-----------------|--------|-----------|--------|
| 副町長             | 横山 安博君 | 総合政策課長    | 馬場 倫代君 |
| 総務課課長補佐兼行政係長    | 横田 秀二君 | 総務課財政係長   | 芝田 和之君 |
| 会計管理者兼会計課長兼税務課長 | 酒匂 政利君 | 町民福祉課福祉係長 | 大學 康宏君 |

|             |         |         |         |
|-------------|---------|---------|---------|
| ほほえみ館長      | 久徳 信二君  | 産業創生課長  | 森山 業君   |
| 農政林務課長      | 平川 昌知君  | 農畜産振興課長 | 田中 博幸君  |
| 建設水道課長      | 入佐 和彦君  | 高原病院事務長 | 花牟禮 秀隆君 |
| 教育総務課学校教育係長 | 小久保 洋平君 |         |         |

◎ 開議・日程

午前 11 時 40 分 開議

○議長（温谷文雄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

入佐廣登議員から病氣療養のため、本日の会議に出席できない旨の欠席届が提出されております。

○

◎ 日程第 1 議案第 61 号 令和 4 年度高原町一般会計補正予算（第 11 号）

○議長（温谷文雄君）

日程第 1、議案第 61 号、令和 4 年度高原町一般会計補正予算（第 11 号）を議題とし、前回の議事を継続します。

ただいま議題となりました案件については、付託の常任委員会から審査報告書が提出され、その写しをお手元に配付しております。

これから常任委員会委員長の報告を求めます。

○一般会計予算・決算常任委員会委員長（前原淳一君）

〔登壇〕

本委員会に付託された案件は、議案第 61 号の 1 件であります。

読み上げて報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。

1、事件名。議案第 61 号、令和 4 年度高原町一般会計補正予算（第 11 号）。

2、審査の経過。令和 4 年 12 月 8 日、9 日委員会審査。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 1 億 2,669 万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 67 億 4,556 万 6,000 円と定めるものです。

補正の内容ですが、原油価格や物価高騰に対する各種支援事業のほか、7 月豪雨や台風 14 号により被災した農林水産施設や公共土木施設の災害復旧費用などが計上されています。

まず、債務負担行為補正ですが、令和４年度実施分の高原町みやざき再生支援特別貸付利子補給事業、消防ポンプ自動車購入事業について、債務負担行為の追加を行うものです。

地方債補正については、過疎対策事業及び災害復旧事業の限度額の変更を行うものです。

次に、歳出の主なものについて、まず企画費には、皇子原公園内に小水力発電装置を設置する費用として３６０万円が計上されています。

次に、社会福祉総務費ですが、障害者介護給付訓練等給付費について、当初計画を上回ることが予想されることから２，４５４万２，０００円が、原油価格や物価高騰に対する障害福祉サービス施設や子供関連施設への支援事業として２７９万円が、医療介護保育施設支援金では医療介護関連施設に対する支援事業として、老人福祉費では４８０万円が、保健衛生総務費には１３０万円がそれぞれ計上されています。

次に、畜産業費ですが、新型コロナウイルス感染症対策における肉用牛肥育経営緊急支援対策事業補助金として４３５万円が計上されています。

次に、農道整備費ですが、農道や水路の維持補修に係る経費として３００万円が計上されています。

次に、商工費ですが、企業立地促進事業として上水道使用料の助成費用１５６万３，０００円が、新型コロナウイルス感染症対策として県が実施する高原町みやざき再生支援特別貸付を利用した業者へ利子補給を行う費用として２２１万９，０００円が、町内事業者に対する原油価格・物価高騰対策支援事業補助金として２，４４８万円が計上されています。

観光費には、稼ぐ観光地域づくり推進支援事業補助金として、観光誘客コンテンツの造成や実証を行う経費２００万円が、企業版ふるさと納税クラウドファンディング活用事業として５５万８，０００円が計上されています。

次に、災害対策費ですが、災害協定施設の整備に対する助成として２００万円が、農地災害復旧費には９月の台風１４号で被災した農地の復旧工事費として３４万９，０００円が、農業用施設災害復旧費には同じく台風１４号で被災した施設の復旧工事費として３００万円が計上されています。

次に、公共土木施設災害復旧費ですが、７月の豪雨で被災した公共土木施設の復旧工事費として１，８９５万円が計上されています。

次に、基金費ですが、「神武の里たかはる」まち・ひと・しごと推進基金への積立金４４５万円が、高原町公共施設等整備基金への積立金として１，００２万９，０００円が計上されています。

３、決定及びその理由。決定、「可決すべきものと」決定。理由、妥当と認む。

４、少数意見の留保なし。

5、委員会の意見なし。

令和4年12月9日、一般会計予算・決算常任委員会委員長、前原淳一。高原町議会議長殿。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから一般会計予算・決算常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで、一般会計予算・決算常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

議案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

○

## ◎ 日程第2 発委第1号 水道施設の災害復旧に係る財政支援の充実を求める意見書（案）

○議長（温谷文雄君）

日程第2、発委第1号、水道施設の災害復旧に係る財政支援の充実を求める意見書（案）を議題とします。

本件について、提出者から趣旨説明を求めます。

○総務経済常任委員会委員長（温水宜昭君）

〔登壇〕

水道施設の災害復旧に係る財政支援の充実を求める意見書（案）について、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

今回の意見書（案）ですが、御案内のとおり、本年9月の台風14号に伴う記録的な豪雨で、



本町においては大規模な山林崩壊により、水源地が多量の土砂と倒木により甚大な被害を受け、町内の約7割の世帯が10日間にわたり断水するなど、町民生活に大きな影響があったところでもあります。現在も仮設送水管での水の供給であり、本復旧が待たれる状況です。

しかしながら、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律においては、公営企業として運営されている水道施設の復旧事業は対象とされておらず、水道事業の災害復旧に係る補助事業も向上的な制度となっていないため、水道事業の経営が厳しさを増している状況の中、財政支援を充実することが重要です。国においては、水道施設の災害復旧に係る財政支援の充実を強く求める意見書であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

令和4年12月9日。総務経済常任委員会委員長、温水宜昭、高原町議会議長殿。

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

議案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから発委第1号を採決します。発委第1号は原案のとおり決することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

---

◎ 散 会

午前11時52分 散会

---

令和4年 第6回 高 原 町 議 会 定 例 会 会 議 録 （第4日）

令和4年12月15日（木曜日）

---

議事日程（第4号）

令和4年12月15日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

福 澤 卓 志 議員

陣 圭 介 議員

中 村 昇 議員

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

福 澤 卓 志 議員

陣 圭 介 議員

中 村 昇 議員

---

出席議員（9名）

1 番 陣 圭介君

2 番 反田 吉巳君

3 番 松元 茂春君

4 番 中村 昇君

5 番 温水 宜昭君

6 番 福澤 卓志君

7 番 末永 充君

9 番 前原 淳一君

10 番 温谷 文雄君

---

欠席議員（1名）

8 番 入佐 廣登君（病気療養）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 平 真樹君 書記（事務局次長） 中嶋 雄二君

書記（副主幹） 古川 裕子君

---

説明のため出席した者の職氏名

|             |          |                 |         |
|-------------|----------|-----------------|---------|
| 町長          | 高妻 経信君   | 副町長             | 横山 安博君  |
| 教育長         | 西田 次良君   | 総合政策課長          | 馬場 倫代君  |
| 総務課長        | 末永 恵治君   | 会計管理者兼会計課長兼税務課長 | 酒匂 政利君  |
| 町民福祉課福祉係長   | 大學 康宏君   | 町民福祉課保険係長       | 山路 昌志君  |
| 町民福祉課環境保全係長 | 海老原 俊一郎君 | ほほえみ館長          | 久徳 信二君  |
| 産業創生課長      | 森山 業君    | 農政林務課長          | 平川 昌知君  |
| 農畜産振興課課長補佐  | 中屋敷 一郎君  | 建設水道課長          | 入佐 和彦君  |
| 高原病院事務長     | 花牟禮 秀隆君  | 教育総務課長          | 中別府 和也君 |

---

◎ 開議・日程

午前10時00分開議

○議長（温谷文雄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

入佐廣登議員から、病氣療養のため本日の会議に出席できない旨の欠席届が提出されております。

○

◎ 日程第1 一般質問

○議長（温谷文雄君）

日程第1、一般質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、6番、福澤卓志議員。

○6番（福澤卓志君）

〔登壇〕

通告に従い、質問いたします。

教育行政の新校舎建設については、進捗状況を伺い、学期の見直しについては、宮崎県内26市町村で2学期制を導入しているのは3市1町で、小学校229校中69校の約29%、中学校126校中40校で約32%と、少ないことと、県立高等学校では県内39校中3校で、約7.7%となっていますが、私立で導入している学校ありませんでした。

学期については、市町村教育委員会の采配に任されており、国や県は一切関与していませんが、ほとんどの市町村が3学期の中、また高校に進学するとほぼ3学期の中、新体制を迎えようとしている本町では、果たして子供たちの学習環境を最優先に考えた上で2学期制が効果的であ

るかどうか疑問に感じておりますが、教育長に考えを伺います。

環境行政のごみ処理については、さきの断水等の影響から通常の分別が厳しい中、9月22日発行の役場からのお知らせ号外版にごみ処理に関する掲載をいただきました。その後、当面の間とされていた処理方法から、通常分別への移行が示されていないように思いますが、これを機にごみ分別に関する見直しをしてはいかがでしょうか。

併せて、本町の公式LINE登録者数も増えていませんが、ごみ分別に関する検索についてもヒットしない項目も多数ありますので、可能な限り表示できるように工夫改善が必要だと考えますが、町長の考えを伺います。

その他については自席からいたします。

水道行政の、災害後の水道料金について、区長及び議員への災害状況等報告の際、ある区長さんより、配慮していただけないかとの御意見に対し、他の自治体でも行われており、検討すると伺いましたが、10月24日に所管事務調査を兼ねた全議員での水源地の調査及び状況報告が行われた際に、改めて同質問をさせていただきましたが、よい返事が伺えませんでした。その後、本件に関して調査研究がされたのか。減免等具体的な提案があるか、町長に伺います。その他については自席からいたします。

総合政策行政の各種講演会については、創意工夫がされた企画をされておりますが、講演後にはアンケートを取り検証がなされ、次回の開催に向けて参考にされているかと思います。

今回、防災に関する学びの機会を増やしていただきたいという御意見を伺いました。特に、新燃岳の噴火により被害を受けた本町だから仕方ないのですが、毎年同じような内容をされても新鮮味がないといったことでした。さらに、参加される顔ぶれも同じような方々であることも危惧されておりました。職員研修等の機会でも世事を表す講演内容、町民にとってよりよいであろう学びの機会となる講演計画が必要だと考えますが、町長が目指す高原町のビジョンに合った講演選定であるか伺います。

広原定住促進住宅建設に関しては自席から伺い、以上で壇上の質問といたします。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

おはようございます。ただいまから本日の一般質問に対します答弁を行います。

まず、福澤卓志議員からの御質問にお答えいたします。

大きく4つの御質問をただいまお受けいたしました。このうち、教育行政につきましては教育長をもって答弁をいたさせます。

次に、環境行政についての中のごみ処理等につきましてお答えを申し上げます。

台風14号の断水に伴うごみ処理につきまして、町として町民に節水を呼びかけているという

こともありまして、ごみをきれいに洗ってごみを出すということは難しくなっているというような状況がありましたので、9月22日の町民へのお知らせ号外版におきまして急遽、通常のごみ分別の変更を町民にお知らせしたところでございます。

その際、付着物がついて落とせない廃プラごみとペットボトルは可燃物として排出していただいたり、水洗いできない空き瓶は不燃物として排出をしていただいたりといったしております。町民の皆様には、急な対応のお願いをしたわけでございますけれども、これまで御協力くださいましたことに対し感謝を申し上げるところでございます。

その後は、断水が解消され次第、通常のごみ分別の方法に戻すというふうに今周知するという事を考えておりますが、しかしながら、台風14号の断水の影響は今でもまだ残っており、水源地の水道施設においては、今もなお仮設管で送水をしている状況が続いております。

議員の御指摘のとおり、ごみ処理の内容を明確に、時期を示すことは重要なことでありますので、通常のごみ分別に戻す時期につきまして、この水道施設の復旧状況を勘案しながら、町民の皆様をお願いをしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

次に、LINEの活用といいますか、検索についての御質問でございました。お答えいたします。

高原町内のごみ分別検索につきましては、現在、約1,460語を収録いたしております。この単語につきましては、ごみ分別豆辞典の後ろのほうにありますページに記載してあります五十音順ごみ分別表の単語、約550語を基本単語とし、これに類似する単語をさらに910語、910件ほどを追加収録いたしております。

どんな単語が検索漏れするのか、検索記録を可能な限り調べ、その結果、収録単語に反映できないか等の分析を行いながら、拾える単語数を増やしていけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、3番目の御質問でありました水道行政についてでございます。

9月の台風14号の影響によりまして、常盤台水源地が土砂崩れ被害に遭い、町内の7割以上に及ぶ世帯において、長いところで9日間の断水となったところでございます。この間、断水となった地域の町民の方々におかれましては、大変な御不便と御苦労をおかけしましたことから、水道料金の減免を行っております。

減免の内容といたしましては、10月使用分、これは11月に請求いたしますけれども、この分につきましての水道料金において、本来の使用水量に対しての請求金額から一律半額といたしております。

なお、減免の対象世帯といたしましては、断水被害に遭われた常盤台水系の世帯のみとさせて

いただいております。

以上でございます。

続きまして、総合政策行政についての御質問のうち、各種講演会に関する御質問にお答えいたします。

防災に係る講演会の開催についてですが、自主防災組織に対する防災力強化研修といたしまして、<sup>※</sup>令和30年度に20区全区において出前講座を行っております。ここでは、平成29年に発生した熊本地震を受け、本町の地震ハザードマップを改定したことから、地震ハザードマップの解説と地震についての講座を実施いたしております。※下段に訂正発言

翌令和元年度には、南海トラフ地震に関する臨時情報が新たに制度設計されたことから、南海トラフ地震とその臨時情報を中心として、大雨なども含め、災害全般について講座を実施させていただきました。

この各区で実施する防災力強化研修については継続して実施していく予定といたしておりましたが、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度からは実施を見送っている状況であります。この間、避難所で活用できる屋内テントや簡易ベッド等の整備を進めてきておりますので、これまでの座学のみではなく、自主防災組織として自らが避難所の開設、運営に取り組むことができるよう、実働を含めた訓練を行うなど、防災力強化研修会の質の向上も図ってまいりたいと考えております。

また、令和4年台風14号の影響が多数の世帯に及んだこともあり、多くの方が災害対応について関心が高くなっているものと考えております。この機会を充実したものとするため、町民の皆様が災害について学ぶ機会を提供・企画し、平時の公助としての取組を加速させていきたいと考えております。

また、災害以外を含めた町主催の講演会や研修会全般につきましては、生涯学習講座など一部の場合を除いて、特に年間スケジュールを設けてはおりません。基本的には総合計画等の各種計画に掲げた目標や政策方針に沿って、その政策を啓発推進することを目的に、各分野で適切に実施されているものと考えております。

しかしながら、同一のテーマで頻繁に実施されるものについては、議員御指摘のように、アンケート調査等を通じて町民のニーズに沿った講演内容の検討を行うなど、多様な学びの機会となるよう、創意工夫を凝らしながら取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

総合政策行政の中で、防災に係る講演会の開催の自主防災組織に対する研修会ですけれども、私が平成30年度を令和と申し上げましたけれども、平成30年度に訂正をいたします。

〔降壇〕

○教育長（西田次良君）

〔登壇〕

私からは、福澤議員の教育行政の御質問にお答えいたします。

初めに、新校舎建設の進捗状況についてでございますが、現在、高原町立小学校施設整備事業基本計画等策定業務を進めているところでございます。

基本計画等策定業務の委託期間につきましては、当初は令和4年7月末までの予定でありましたが、各関係機関の要望の集約、それを踏まえての施設規模、配置等の詳細な検討を実施したこと等によりまして工期の延長を行っているところでございます。

9月議会でお答えしましたとおり、既存の高原中学校を小学校の校舎として活用し、中学校の校舎を新設することとして、庁舎内の関係課との協議を行い、現在意見集約を行っているところでございます。

次に、学期の見直しについての御質問にお答えいたします。

2学期制につきましては、学校の教育活動にゆとりを生み出し、通常の学習をこれまで以上に充実させたり、補充学習や発展学習などにおきましてきめ細やかな指導と評価を行ったりすることが可能になるなど、2学期制は効果的であると捉えております。

2学期制、3学期制につきましては、それぞれよさがございますが、本町といたしましては、学校の教育課程編成がスムーズにできる環境づくりを行い、教職員が児童生徒と向き合える時間を生み出せるよう、2学期制の効果を総合的に見極めながら、メリットを最大限に伸ばしていきたいと考えております。

以上でございます。

〔降壇〕

○6番（福澤卓志君）

自席より順次お願いいたします。

今お答えいただきました新校舎についてですけれども、先ほどの御答弁では、今意見集約中ということで、令和7年度内には建設が進む予定と今、示されておりますけれども、まずここに間に合うかどうかとはいうことをちょっとお伺いしたいと思います。

○教育総務課長（中別府和也君）

御質問にお答えいたします。

今、議員からございましたように、令和7年度にできるように進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

これ、ヒアリングのときにお示しさせていただいたのですけれども、今いろいろ建材の高騰とかそういったいろんな影響がもろに、どういった施設にしようとか、どういった建材を使おう

うということで大変御苦勞をされているのかと思います。

1 1月の研修の折に、市町村アカデミー研修の講師に「CLTクロス・ラミネイティド・ティンバー」という開発された方の講演を伺ったところです。この方の資料とか名刺とかを渡させていただいて、ぜひ新たな建材として、特に、一番木質化に特化しておられますので、こういったところで費用削減効果があるというふうな講演内容でした。ぜひ検討等いただきたいと思っております。

こういった建材等の現在の内容の、業者側というか、そういったほうから質問なり疑問等を今投げかけられているかどうかを伺いたいと思います。

○教育総務課長（中別府和也君）

お答えいたします。

今議員からございましたけれども、現在のところではそういった提案はまだございません。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

今後、その金額の規模とか、かなり変わってくるかと思うので、いろんなものを圧縮できるような提案というものを科学的に情報収集いただきながら、ぜひすばらしい校舎、何年も維持管理ができるような形でつくっていただきたいと思っております。

このハード面の整備に関して、いろいろとあるかと思うので、特に防犯カメラとかこういったものに関しても、各教室だったりとか敷地内であったりとか、こういった面も設置が必要なんじゃないかなと思っております。これについてはもう保育関係とか介護関係とか、今最近では設置するような方向で、各市町が努力してやっているところもありますので、3月のほうでまた多角的に質問させていただきたいと思いますが、ハード面について、今後、より状況が進みましたら、御報告等いただければと思っております。

それでは、学期の見直しについてに、移りたいと思います。

今、教育長からお示しされたとおり、2学期制の最大限のメリットを生かして、子供たちと向き合いたいという御答弁だったかと思います。今回、この質問に至る、ずっと私は思っておりましたけれども、鹿児島県と熊本県、それぞれ義務教育関係の課に質問させていただきまして、熊本県が政令指定都市で熊本市がまた別の教育委員会がしているのですけれども、熊本市では、市内には1校もなかったという状況です。2学期を導入している学校は。また、鹿児島県でも導入している学校はもう相当数少ない。小学校では0.6%ということで、本当に2学期制が有効なのかというのは疑問であります。

例えば、学期が始まるごとに全校朝礼だったりとか、集会を行って、その時間が余分じゃないかというお声がありますけれども、そもそもその時間が必要かということなのですね。



また、テストに関しても、各定期テスト設けるのですけれども、そのテストは本当に有効なのかというのも疑問にあります。単元末テストというのを導入している学校とかもありますので、そういった子供たちの学力を伸ばすという手だては、その学期がどうのこうのだけじゃなくて、中身を充実させた形で、しっかりと見ていくということも必要なんじゃないかと思っています。私は、その2学期制がちょっと疑問に思うところは、やはり秋休みとか中途半端な平日の休みというのがあったりとか、それは保護者にとってもやはりメリットには感じないということもあったり、最近ではもう放課後クラブがありますけれども、あるといっても全員が利用できるわけではないということとかもろもろ考えたときに、果たして2学期制が有効かということは疑問にありますので、今回、小中一貫の教育準備委員会というのが今募集されているかと思うますので、そちらにもぜひいろんな御意見をいただきながら、今後の子供たちのためにどういった環境が必要なのかということの1つに考えていただければと思っています。

そこで、今、申し述べました委員会の、今現状でどれぐらいの方々が志望されているかということをお伺いしたいと思います。

○教育総務課長（中別府和也君）

御質問にお答えいたします。

高原町小中一貫教育校準備委員会の町民委員につきましては、募集期間を令和4年11月15日から11月29日までとし、募集を行ったところであります。申込みにつきましては、2名の方から応募がございました。予想よりも応募が少なかったことから、年度内に再度募集を行いたいというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

私は、この件に関しては、募集の周知内容について適正だったかということはすごく思いますので、今後、教育長としてはどういった方が入っていただきたいかということがおありでしたら、ちょっと伺えればと思います。

○教育長（西田次良君）

お答えいたします。

準備委員会のほうは、いろんな各団体だとかいろんな部署から代表の方に出ていただきます。そのほかに一般募集をいたしますので、ぜひ、今保護者であられるとか、あるいは教育に関して意見をお持ちの方、そういう方に参加していただければと考えております。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

この準備委員会の委員の中には、やはり現在子供たちを育てておられる親御さんであったり、

今、小さなお子さんで、保育所等通っている、未来に子供たちを預けるといったことの担当である方、また、教育関係にずっと従事されていた方とか、いろんな方々に入っていただくように、個人的に声をかけていただくような、また保育所とか小学校のPTA関係だけじゃなくて、その中の保護者の中に情報をいただけるような形で募集をぜひ検討いただきたいと思います。

今後も本町が続く限りは子供たちの成長を見守る教育機関でありますので、ぜひお願いしたいと思います、その点に関しては。

この募集の中にうたわれていました一部費用をお渡しするとありましたけれども、今現在、どれぐらい費用をお渡しされるかということをお伺いしたいと思います。

○教育総務課長（中別府和也君）

御質問にお答えいたします。

報酬につきましては、高原町報償費支給基準というのがございます。それに基づいて支払いを行いたいと考えております。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

報酬も頂けるといことなので、ぜひいろんな御意見をいただきながら、素晴らしいものにしていただきたいと思います。

この委員会で議題となる内容なのですけれども、内容については当局からのものなのか、また委員さんから集めてそれを皆さんで協議するという形で考えられているのか。こちらをお伺いしたいと思います。

○教育総務課長（中別府和也君）

御質問にお答えいたします。

今議員からございましたように、教育委員会から依頼内容を提案したり、あるいは委員の方々から依頼内容を提案していただくことも考えております。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

意識高い方々が参加いただけたらと思いますので、ぜひ意見をしっかりと出るような形で、座って一、二時間、何も語られないような方がないような形で、いろんな情報収集等を工夫していただきたいと思います。

また、この委員会が行われるときは傍聴とか、または議事録等の作成を考えておられるか伺いたしたいと思います。

○教育総務課長（中別府和也君）

御質問にお答えいたします。

傍聴につきましては、希望者が傍聴できるように、高原町教育委員会傍聴人規則を準用しまして対応してまいりたいというふうに考えております。

また、小中一貫教育校準備委員会につきましては、4つの専門部会を設置し、協議を進めていく予定でございます。

議事録につきましては、協議内容のポイント等を要約したものを作成しまして、ホームページ等で公表を行うなど、広く町民の方々に情報提供を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

こういった議事録とかポイントの要約が町民に示されたときに、例えば町民からの御意見とかということ伺える機会が、聴取するような計画で考えがあるか伺いたいと思います。

○教育総務課長（中別府和也君）

御質問にお答えいたします。

今ございましたように、そういった町民の方々からの意見をいただきながら、それをまた専門部会等で協議をしていけるようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

今回、統廃合という大きな岐路に立って、本町はまた大きく前進する一つの大事な準備の時間だと思っておりますので、こういったものは皆さんが納得行く上で、未来の子供たちのためにどういった財産であり、どういった教育環境であるかということを広く町外からも募集できるような、町外から移住していただけるような、そういった教育を選んでいただけるような、一つの魅力的な教育環境になっていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、環境行政のごみ処理について伺いたいと思います。

先ほど、断水の影響で一部緩和されているということで、節水の観点から、そういった期間についてはまだ時期が必要ということでもありますけれども、現在そういったごみ処理に関する方法、こういったこともあったのですけれども、これ以外でも今までに検討とかされたことがあるか伺いたいと思います。

○町民福祉課環境保全係長（海老原俊一郎君）

今のところ、小林市とえびの市にごみ処理を委託している関係でございますので、今のところはそのほかの方法は考えておりません。

以上でございます。

○6 番（福澤卓志君）

まだまだ町民の中ではごみ処理に関する疑問とか、また御意見とかをお持ちの方々がたくさんおられるようですので、意見を集約いただいて、関係市町との協力の下に行われているということも御承知いただきながら、処理方法については今後も検討していただきたいと思いますと思っています。

そういった中で、LINEの検索、今先ほど1,460個ほどヒットするようにされているということですが、検索していただくと分かると思うのですが、例えば、「手袋」としますと、「ゴム、ビニール製は燃えるごみです」という形でされるのですが、ゴム手袋と入力するとヒットしないのです。また、「布手袋」としてもヒットしません。どういった入力をされるかということが、ログインは、先ほど検索履歴が残る。そこからその検索がヒットできるように今後検討されるということでしたので、より多く検索しても出てこないという声が結構ありましたので、検索をかけても出るように、また、イフとかそういった文書を使ってできればいいなというふうに思っていますので、この点に関しては今解決に向けて取り組まれるということですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っています。

そこで、ごみ分別の豆辞典です。こういったものにもいろんなところで、例えば処理分別場所が変わっていたりとかしますので、まずは紙ベースで印刷し直すとかという考え方があるかどうか、まず伺いたいと思います。

○町民福祉課環境保全係長（海老原俊一郎君）

ごみ分別豆辞典の刷り直しの検討についてお答えいたします。

議員の御指摘のとおり、現行のごみ分別豆辞典の中に記載してあります地区別集積所一覧につきまして、上広原区の集積所の名前が更新されていないままになっております。ごみ分別豆辞典の刷新が行われましたのは平成28年でございますので、それから約6か年が経過しております。変更点が複数箇所ございます。このような状況を踏まえ、全体事業の計画とその予算組み等を照らしながら、今後検討していく課題になろうかと考えております。

以上でございます。

○6 番（福澤卓志君）

こういった分別の豆辞典とかそういった中にも入れていただきたいのですが、その処理に関する啓蒙、この取組が必要じゃないかと思うのですが、今現在行われている取組について伺いたいと思います。

○町民福祉課環境保全係長（海老原俊一郎君）

お答えいたします。

ごみ処理に関する啓蒙の取組につきましては、ごみ分別の取扱いがいつでも自由に調べられるよう、平成28年度にごみ分別豆辞典を全戸配布いたしたほか、高原町のごみホームページにおいてごみ分別豆辞典を掲載しております。また、今年度におきましては、簡易版ではございますが、五十音順早見表をホームページに掲載いたしました。さらに、今年度、区長からリサイクル集積場でのルールが分かっておられない利用者の中で、ペットボトルの蓋を取らずに持ってくる方がいらしたりして、指導に困っているという相談を受けております。この相談に対しまして、リサイクル集積所を利用する際の分別の方法を明記した周知文書を作成し、7月に全戸配布しております。

また、令和3年度におきましては、ごみ減量のための4Rを推進するために、4Rに対する周知文書を互人班回覧いたしました。今後の区長会等の回覧を通じて、町民の皆様が円滑かつ適正なごみ処理に御協力くださるよう、啓蒙を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

今回、全部とはいきませんが、ごみ収集ステーションを見て回ったところ、残っているごみがほとんどなかったというところで、今回の断水の影響からか、処理に関する緩和が行われて収集がスムーズにいったのじゃないかと思って、今回、この質問に対しては、町民の皆様の御理解と御協力がないと進まないこともありますけれども、ごみ処理に関する費用が結構金額が増しているのじゃないかという懸念から、ぜひいろんな形でごみに関する問題というものを親身になって考えていただいて、よりよい環境になっていくことを期待して、質問させていただきます。

そこで、ごみ袋に関して、他の自治体では色を分けて分かりやすく、この色のものにはこれを、白なら、透明なら燃えるものとかいう形でされている工夫がありますけれども、本町でそういった取組というか、検討をされたことがあるか伺いたいと思います。

○町民福祉課環境保全係長（海老原俊一郎君）

お答えいたします。

ごみ袋の色分けにつきましては、議員おっしゃるとおり、ごみ分別の推進の一環としてごみ袋の色分けをしている自治体もあるようでございます。しかしながら、本町においては、ごみの種類は曜日分けで分別していただいております。このため、分別に関しては町民に曜日で覚えてもらう習慣が定着しているところでございます。これに袋の色による分別を加えてしまうと、さらに守らなければならない分別ルールが増え、町民の皆様に御負担をおかけするおそれがあります。そのほか、色分けするためのごみ袋作成費用の上乗せも考慮しなくてはなりません。ごみ袋の色分けにつきましては、現段階では難しいものと考えておりますので、現状のままで

お願いいたしたいと考えております。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

およそ見当のつく御答弁だったので、この件に関しては、ぜひいろんな御意見をいただけてください。そうじゃないかという、そういうふうな、費用だったり、いろんなものがかかるかもしれないんですけども、何を一番考えるかという、町民の意識を向上するために、色を変えることによってよりその分別がスムーズに行くとか、処理方法について燃えるものと燃えないものを明確にするとかということにつながって、いってば費用対効果に変わるんじゃないかということもありますので、費用についても検討いただきながら、作成費用についても安くできるような方法があればいいなというところで御提案させていただきたいと思います。

そういった、先ほど曜日によって変わっているということでもありますので、各地区それぞれ違った処理方法であるかもしれませんが、企業の広告をいただきながらごみ収集カレンダー、専用でつくっていただいて、企業の広告も載せて費用を抑えた形でごみに特化したカレンダー、こちらの作成ができたかなと思うのですけれども、この考えを検討されたことがあるでしょうか。

○町民福祉課環境保全係長（海老原俊一郎君）

お答えいたします。

企業広告を兼ねたごみ収集カレンダーの作成につきましては、議員のおっしゃるとおり、他の自治体の事例を調べてみますと、確かに企業広告を兼ねたごみ収集カレンダーを発行している自治体もあるようでございます。

本町において広告掲載を望む企業が何社いるのか、また、ごみ収集カレンダーの作成費用と広告収入との採算性など、今後の検討課題と考えております。

以上です。

○6番（福澤卓志君）

この件に関しましては、町内に優秀な優良企業等もたくさんございますので、その方々がどういった御活動をされているかということもこういったところで知れる機会になります。

また、サポートいただけるような、例えば水道だったりとかライフラインである形の企業さんをお電話番号だったりとかそういったことが掲載されるような内容であれば、またさらに、お困りのときに御相談できるようなそういった体制にもなるのかなということもちょっと期待しておりますので、検討のほう、商工会等、問合せいただきながら検討いただければと思っております。

以上で、環境のほうには終わりたいと思います。

続きまして、水道行政に移りますけれども、今、水道料の減免をしていただいたということで、11月にはもうそれが終わられていて、そういったことに取り組まれたということ、今回初めて知ったのですが、そういった減免しますよということをお伝えされていたかどうか伺いたいと思います。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

区長会の中で、常盤台水系のエリアの区長さんには一応報告を差し上げて周知したところでございます。

以上です。

○6番（福澤卓志君）

大変ありがたい措置であったと思います。そういった水道に関する今回、ご不便をおかけしたところで、町民の皆様がその水道料の減免によって家計的にも助かって、また水道に対する感謝という面がまた再び起こったのではないかと期待するところですが、町長にちょっと伺いたいんですが、この水道課の企業会計から今回減免されたのか、もしくは一般会計のほうから補填して、そういった費用負担をされたのか、伺いたいと思います。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

水道料金の一律半額を実施したことによりまして、水道会計上は給水収益が、約500万円ほど減少しております。その分の補填につきましては、補助金等は予定していないところでございます。

以上です。

○6番（福澤卓志君）

限られた財源からの捻出ということになるかと思いますので、この点、町長、もう一度町長に伺いたいのですが、そういった補填をする考えはあるかどうか伺いたいと思います。

○町長（高妻経信君）

この一律半額の影響額が500万円程度ということでありましたけれども、この点につきましては、当然水道事業会計、公営企業の中で賄えるものかどうか、検討した結果でございます、一般会計からの負担は考えておりません。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

今、水道に関しても、老朽化によってまたやらないといけないとか、また災害の復旧によって費用が出ていくとかということで大変悩ましい問題をたくさん抱えておられると思いますので、

こういった点に関しては、補助を何らかの形でしていただきながら、健全な経営を今後も努めていっていただきたいと思います。大変御苦勞かと思えますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

今回のこの水道の減免に関しては大変ありがたかったと思いますので、引き続き水道に関して、復旧に向けて取り組んでいっていただきたいと思います。

では次に、マンホールトイレの設置について伺いたいと思います。

災害のときにトイレの確保が一番必要になってまいります。近年、マンホールトイレの設置が各自治体で進んでおります。小林市には、令和元年度に5基、市民会館のほうに整備されております。そこで、本町でも設置できないかということで今回御質問をさせていただきます。

設置するならば、県、国等の補助はあると思えますけれども、そういった補助をいただきながら、本町でも設置するというのを考えたことが、あられるか伺いたいと思います。

○総務課長（末永恵治君）

水道行政の質問ですが、防災に関連した御質問と受け取りましたけれども、マンホールトイレにつきましては、議員おっしゃいますように、災害時に多くの方々の利用が可能となる大変有効な設備であると思っております。

しかしながら、議員提案の国の補助事業の活用につきましては、下水道事業管理者が策定した下水道総合地震対策計画に位置づけられたものに財政支援があると聞いておりますので、本町の公共施設に設置している下水道施設は、農林水産省の農業集落排水施設整備事業並びに合併処理浄化槽で整備したものであり、本事業を活用できるか、まだ不明なところがあります。

このため、整備するとなると、単独事業での設置となる可能性があるのですが、その点につきましては財政的に厳しいのではないかと考えております。

以上であります。

○6番（福澤卓志君）

いろんな形で情報収集いただきながら、できる限り町単独ではなくて、国の防災の特化するような資金をぜひ活用していただきながら、災害時にその施設が使えないとか、そういったことでお困りの町民が出ないような形の準備というのも進めていっていただきたいと思います。

特に、100人に1基、推奨されておりますことから、本町にも数基あったら欲しいなということです。特に人口密度が密集している総合運動公園とか、また下水施設を持っている広原地区の小学校とか、今後統廃合されると防災施設とかで活用されるということも検討あるかと思えますので、そういったところで、より多くの方々が救済の一つとなるような形で、マンホールトイレの設置についてもぜひ検討をいただきたいと思います。



では、最後の総合政策行政の各種講演会のほうに、セミナーのほうに行きたいと思います。

今、防災に関するほうもそうなのですけれども、いろんな情報を、防災組織を強化するという面からも計画をしていくと伺ったところです。このセミナーに関することなのですけれども、年間にどれぐらいを想定しておられるか伺いたいと思います。

○総合政策課長（馬場倫代君）

お答えいたします。

町主催で行います講演会やセミナーにつきましては、各課・各分野で取組を進めておりまして、想定というものは、固定的な把握はしていないところです。

以上です。

○6番（福澤卓志君）

各課、各分野で発信する内容ということで、決まっていないということですが、大体年に、各課・各分野で1回とか2回とか、こういった、町長として何回こういったセミナーを実施するのが妥当か。もしお考えがあれば伺いたいと思います。

○町長（高妻経信君）

私のほうからお答えします。

今、担当課長からありましたように、年間のスケジュールを決めて、年何回行うというような、計画的には実際今のところはありませんので、その課題、あるいは町の施策、その時期の我々、例えば、先般、SDGsのセミナー等を行いましたけれども、そういった必要性等もございまして、特に今議員がおっしゃるように、年間計画等で年何回行うというような計画的な進め方は現在行っておりません。

以上であります。

○6番（福澤卓志君）

このコロナ禍でなかなか開催が難しい。特に、町長と語る会なんかは、ぜひ実施してほしいと私は思っているのですが、なかなか進まない状態にあって、そういった中でセミナーがどれだけできるかということは大変難しい状態、また、ハイブリットで最近されていることもありますので、そういったことも含めて、講演というのは様々な成長の機会、機になりますので、こういったところで、ぜひもっと町としてあるべき姿であつたりとか、町として一緒に考えたいことであつたりとか、そういったものは積極的に取り組んで考えていっていただきたいですし、特に、町長が掲げられている「高原町民の誰もが住み続けながら豊かさと幸せを実現できるまち」になっていくために、どういった講演が必要か、またどういったセミナーを計画するかということは、先陣を切って進めていっていただきたいと思っております。

このセミナーについても、たくさん参加された方については表彰であつたりとか景品だつたり

とか、そういったものもお渡ししながら、より多くの方が学ぶ機会というのを醸成していつていただきたいと思っております。

今回、セミナーに関して、より変化を求められる声が伺ったところですので、この機会にも併せて検討のほうをお願いしたいと思えます。

最後に広原定住促進住宅について伺います。

もう毎回質問させていただいております。というのがなかなか進まない現状にありまして、何とか1棟でも多く建てていただきたい。統廃合があるからその地区に子供が住み暮らしても学校がまた遠方になるとか、そういったこともあるかもしれませんが、とにかく1棟建てば最低でも2人、子供がいれば3人、4人と町民が増えていくわけです。そういった中にこの定住促進住宅の未建設というのはいかなるものかというところで毎回質問をさせていただいております。

この造成に関するところで、国とか県の補助が入って、もらえるかを伺いたいと思えます。

○総合政策課長（馬場倫代君）

お答えいたします。

広原定住促進住宅の造成に関しまして、国の補助金等を活用しております。

以上です。

○6番（福澤卓志君）

現在まで造成整備等に要した費用、分かる範囲で構わないのですけれども、伺いたいと思えます。

○総合政策課長（馬場倫代君）

造成にかかる費用ということで、住宅用地取得費が約1,200万円、測量造成工事に係る委託費が約700万円と、住宅用地造成工事費が約4,200万円となっているところです。

以上です。

○6番（福澤卓志君）

残りあと4棟なのですけれども、この地目とかまた用途を変更したときに、今国からの補助が入っているということなのですけれども、ペナルティーとかそういったのがあるかどうか伺いたいと思えます。

○総合政策課長（馬場倫代君）

先ほども申し上げましたように、用地造成の国の補助金を活用しておりますことから、用途変更等を行った場合には補助金の返還が発生することもございます。

以上です。

○6番（福澤卓志君）

金額的に、先ほど伺った内容で、大変高額な捻出を考えたときに、例えば地目変更をして、そこを一般の方にお売りするというようなことを考えてときの費用対効果とか様々考えたときに、建てられないんだったらどうするかということを前向きに検討していただきたい。建てるようにしていただきたいのですけれども、建てないのであれば、建てないだけのその土地の間をどうされるかということをぜひ今後検討いただきながら、次の予算のときには1棟建つような形で、または1棟建てるための基礎をつくるための金額等が上がることを期待して、私の質問いたします。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午前 10時57分 休憩

午前 11時07分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行いたします。

次に、1番、陣圭介議員。

○1番（陣圭介君）

〔登壇〕

私からは、大きく5点質問いたしますが、壇上からは項目1のみをお伺いいたします。

本町における首長申立ての後見事務について、実務の流れの現状を詳細に説明いただきたく存じます。

他の項目の質問及び一問一答については自席からといたします。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

陣議員の御質問にお答えいたします。

後見について、現状についてということで、その中で、首長申立て、いわゆる市町村申立ての後見事務についての御質問であるということでございます。

成年後見制度は、認知症や知的障害、または精神障害などによって判断能力が不十分な方々が生活する上で、不利益を被らないよう、成年後見人等が本人の代わりに適切な財産管理や契約行為等の支援を行うための制度であると承知をいたしております。

成年後見人等による支援が必要であると思われる場合に、制度利用を家庭裁判所に申し立てることができるのは、まずは利用者本人に申立て能力がある場合は本人、それが不可能な場合は、本人の配偶者あるいは4親等以内の親族などが申立てを行います。

しかしながら、親族がいない場合や、いても遠方にいる、あるいは申立てに関して協力がいただけない場合もあります。そのような場合には、最終的に本人や親族に代わって市町村長による申立てができるような制度、仕組みとなっております。

本町における現在の実務の流れとしましては、関係機関等からの相談、要請により、高齢者に関する案件はほほえみ館高齢者あんしん係において、障害者に関する案件は町民福祉課福祉係で情報を受けまして、関係機関等からの情報収集、問題点を把握し、課題を整理した上で、財産管理や身上、監護の必要性、支援内容の検討を行います。

様々な検討を行った結果として、成年後見制度を利用した支援が必要と判断された場合は、市町村長が家庭裁判所に申立てを行い、家庭裁判所の調査官による調査後、審理され、審判が確定された後、後見等の開始となります。

その後、成年後見人等へ引き継ぐことになります。そして、引継ぎを受けた成年後見人等が先ほど申し上げました財産管理や身上、監護などの職務を本人に代わり行っていくことになります。

以上であります。

〔降壇〕

○1 番（陣圭介君）

自席からお願いいたします。

ここ数年の首長申立ての実績についてお伺いしたいと思います。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

お答えいたします。

まず、高齢者に関する申立てについてでございますが、令和2年度はゼロ人でございます。そして、令和3年がお一人、そして令和4年度、今年度でございますが、11月末現在でお一人でございます。

続いて、障害者に関する申立てにつきましては、令和2年度がお一人、令和3年度がゼロ人、令和4年度、今年度につきましては11月末現在でゼロ人でございます。

以上が人数でございます。

○1 番（陣圭介君）

後見申立ての実務に関して、規則、要綱、規程などの整備について、現状をお伺いしたいと思います。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

お答えいたします。

本町では、平成19年3月でございますが、高原町成年後見等審判請求の手続等に関する要綱を制定いたしております。これは、老人福祉法、知的障害者福祉法、そして精神保健及び精神

障害者福祉に関する法律の規程によりまして、町長が行う、成年後見制度に係る審判の請求の手続及びその費用負担等に関して必要な事項を定めておるものでございます。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

後見が必要と考えられる対象者については、身寄りが無いであるとか、早急に財産管理をされる方が必要な状況というのが生まれてくると思うのですけれども、そういった期間的なものというのはその要綱の中にはありますか。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

お答えいたします。

要綱によりまして、調査事項という項目がございます。第3条のほうに、請求対象者のまずは判断能力の頻度、程度、あとは対象者に配偶者がいるとか、そういう近辺の様々な調査をする項目が第3条のほうに規定されておまして、それでもって把握することになっております。以上でございます。

○1番（陣圭介君）

お伺いしたいのは、早急に審判の申立てが必要な状況が生まれ得る方について、例えば当局側の調査に時間を要するとかいうことになってしまうと、その期間が開いてしまうということにもなりかねないので、私個人の意見としては、妥当なラインで、標準処理の期間ですか、そういったものをある程度設ける必要があるのかなと感じているのですけれども、その辺りは今後実務の中で検討いただくこととして、お願いとして申し上げておきますので、検討ください。質問を続けます。

次は、他の機関との連携についてお伺いするのですけれども、社会福祉協議会の後見実務への関与について、当局との連携も含めて説明をお願いしたいと思います。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

お答えいたします。

社会福祉協議会のほうでは、日常生活自立支援事業という生活サポート事業を行っているところでございます。この事業は、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などで、日常生活を送る上で判断に不安のある方、かつ、この当該事業、このサポート事業の内容、契約内容に理解をいただける程度の判断能力をお持ちの方が対象となっている事業でございます。具体的には、各種福祉サービスの利用料の支払い、そして日常生活上の消費関係の契約、そして医療費や税金、水道料などの公共料金の支払い、そして利用者の状態によるのですけれども、その場合は預金通帳や印鑑等を預かるなどして、利用者ができる限り自立した生活を送られるように、必要な福祉サービスへの利用支援や日常的な金銭管理を行っている支援でございます。

また、場合によっては、この状況が障害などにより、社会福祉協議会との契約ができなくなる判断能力が確認された場合は、社会福祉協議会、そして本町、そして関係機関と相互連携を取りながら、どういう支援がふさわしいかというふうな感じで、各種機関につないだり、最終的には成年後見制度への支援につなげたりという形で連携を取っているところでございます。

以上でございます。

○1 番（陣圭介君）

いわゆる事理弁識能力が低下して、後見が必要な状態になるということだろうとは思いますが、けれども、社会福祉協議会から例えば当局であるとか関係機関であるとかいうところに、その後見の必要性が感じられるときに引継ぎがされると思うのですが、その程度の判断ってどなたがされているのでしょうか。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

その場合の判断については、様々な要因が加味してまいりますので、本町の担当レベルでは到底処理できない部分がございますので、そういう場合は関係機関、今回の昨年、「権利擁護推進センターつなご」さんができておりますので、そこへのつなぎとかしまして、専門家の御意見を伺いながら、最終的には判断するという事になるかと思えます。

○1 番（陣圭介君）

そういった本町の実務について、小林市、えびの市と実務上共通している点、または相違している点についてお答えいただきたいと思えます。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

お答えいたします。

小林市、えびの市と共通する部分についてですけれども、先ほど町長答弁がございましたとおり、申立ての事務の流れにつきましてはほぼ一緒でございます。ただ、相違点、違うところがございますけれども、相談先が若干、小林、えびの、高原は数がちょっと違うございまして、小林におきましては相談先が小林市社会福祉協議会に設置されています成年後見センター小林というのと、一般社団法人の権利擁護センターみらい、そして、小林市内に2か所、そして小林市野尻町内に1か所あります地域包括支援センターがございます。いわゆる複数相談先があるということが相違点になるかと思っております、えびの市につきましては、本町と同じく地域包括支援センターが直轄でございますので、その辺が相違点と共通点かと考えております。

以上です。

○1 番（陣圭介君）

その相違点について、ちょっと良いところ・悪いところあると思うのですが、小林市に

だけどうしてそんなに相談先が多いのか、分かれば教えていただきたいのですけれども。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

まず、小林市が相談先が多い理由というか、私のほうが個人的に考えているところですが、小林市の社会福祉協議会のほうが、率先してこういう成年後見制度について御理解と御協力があるということも一つだと思いますけれども、小林市のほうは司法書士とかそういう事務所が、高原と違ってたくさんあるというところも一つの要因かなと考えておるところでございます。以上でございます。

○1 番（陣圭介君）

分かりました。権利擁護センターへの相談、先ほどちらっとありましたけれども、どのような場合になされるのか、もう一回説明をお願いします。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

お答えいたします。

「西諸地区権利擁護推進センターつなご」という名称でございますけれども、昨年9月21日に開所したところでございます。

これも西諸地区に住む方が安心して権利擁護とか成年後見制度を利用できるよう、窓口としてのサポートの役割を果たしているところでございまして、基本的な相談の流れについて御説明いたしますと、まず、それぞれの地域で、本人、家族、地域住民の方々、一番多いのは、今最近民生委員でございますけれども、等々から、各関係機関、例えば、本町で言えば地域包括支援センター、ほほえみ館の高齢者あんしん係にあるんですけれども、その部署とか、医療機関、そして福祉介護のサービス事業所などに相談がまず行われます。その相談を受けました後、各関係機関においては、権利擁護の手續の相談窓口である高齢者あんしん係、障害者で言えば町民福祉課福祉係のほうにその相談内容を伝えるという流れとなっておりまして、その相談の流れを受けた相談窓口では、個人ごとに身体状況や生活状態などを個人ごとにどういう支援が必要かということ、場合によっては先ほど申し上げましたとおり、専門家の意見を聞きながら、調整等が必要だということがある場合は、今回できたつなごのほうにその案件をつないで、そのつなごのほうからは調整会議をしていただいて、最終的に成年後見につなぐというふうな流れとなっているところでございます。

○1 番（陣圭介君）

最後に1点だけ教えてください。

後見開始の審判が確定するまでの対象者の取扱い、先ほど言いましたけれども、そこそこの期間を要するかと思うのですけれども、その間の対象者の取扱いについて教えてください。

例えば、対象者については、一時的に施設などに入所いただく等、対応が考えられるのですけ

れども、その際に、その方の経済事情などを配慮した対応となっているか、お伺いしたいと思います。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

お答えいたします。

今、議員のおっしゃったとおり、施設等の入所をする場合もあろうかと思います。そういう場合につきましては、経済的な配慮とか支援については成年後見制度法上では、なかろうかと、ないものというふうに認識しているところでございます。

ただ、その方が介護保険等を利用して入所した場合は、介護保険上の支援とかそういうのを受けることになるかと思いますけれども、先ほど社会福祉協議会との関与の中でも御説明いたしましたが、日常生活自立支援事業におきまして、この事業の一つの大きな役割が、成年後見制度につなげるためのつなぎ役という事業の部分が含まれておりまして、そういう意味で、事業の内容としては具体的に申しますと、生活支援員さんというのが社会福祉協議会のほうにいらっやいまして、その方が金銭管理とか各種支払いの手続とかを代行でされるわけなんですけれども、そういう場合に、1回1時間当たり1,200円という料金で具体的に動いてくださるということです。そういった面でも、支援というのは、現状としては行っているところでございます。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

ちょっと質問の趣旨がずれたかな。施設などに入所する場合に、その対象者の費用負担の面において、配慮がされているかという意味合いでお聞きしたので、答弁できればしてください。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

先ほどの答弁で、冒頭で若干触れたのですが、成年後見制度法上でも一応今のところそういう配慮、支援等はございません。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

法上はなくても、その手続というか実務に当たられる方の中では、そういった配慮をしながら取り組んでいただきたいなという気持ちがあるので、それはもうお願いにしかないので、ずっと申し上げてきましたけれども、例えば期間の問題であるとか、そういう費用の問題であるとか、その関係機関との連携であるとか、他の市、町で実効性のあるいろんな取組があれば、そういったものを倣うなどして、ぜひこの制度について実効性のあるものにしていただきたいという要望をもって、本件、質問を終わります。

続きまして、産業廃棄物対策に移ります。



まず、規制に係る業者への指導等の現状についてですが、宮崎県では県内で処理する産業廃棄物の適正処理を図るために指導要綱を定めて、県外からの産業廃棄物の搬入は原則禁止とされておりまして、やむを得ず搬入しようとする搬入業者には、県との事前協議が義務づけられておりまして、知事が認めた場合のみ承認がされているとのことであります。

本町においては、鹿児島地区に所在している処理施設への搬入が福岡県の業者のみ承認されておりますけれども、令和3年度から熊本県の事業者が県の指導要綱に基づかず、継続的に搬入を行っているとのことであります。本件について、宮崎県が行った指導等についてお伺いしたいと思います。

○町民福祉課環境保全係長（海老原俊一郎君）

お答えいたします。

県の御説明によりますと、現在、県の指導要綱に従わず、県外の廃棄物を搬入している業者が1社確認されています。この業者に対して、搬入不承認の通知を出しましたが、同業者は不承認通知を無視し、熊本県からの産業廃棄物の搬入を継続しています。

そのため、県では、熊本県の同社の事業所を訪問するなど、宮崎県の指導要綱を遵守するよう、繰り返し要請をしています。しかし、現状では、法律に違反しているわけでもないから問題ないとして、指導に応じようとしないうちが続いています。

また、搬入先の事業者に対しても指導要綱を遵守するよう繰り返し要請をしていますが、宮崎県の規制の在り方や事業者自身の経営状況といった理由から、応じていただけていません。法律に違反するものでなく、これを強制的に是正させる手段もない苦しい状況の中です。

宮崎県は引き続き粘り強く本県の方針に理解を求めるとともに、立入検査等を実施し、不適切な処理がなされていないかについて、搬入物の確認等を行っていますとのことです。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

県が中に立ち入りして検査等を行っていたとしても、基本、県が独自に設けている規制に従っていないということ、いってみれば、不法投棄までとは言わないまでも、許可制、県の許可権限をもって事業者が設置されているわけですけれども、指導を逸脱したような処理がなされているという意味合いにおいて、本来であれば県はもうちょっと強く言ってほしいなという希望を、地元の方々はお持ちだと思うのですけれども、現状について、本町としての考え方を伺いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

私のほうでお答えさせていただきますが、この件につきまして、この前の県のほうの説明会も区長会で開かれたわけですが、主な内容というのは県外からの運搬車が見られるという

地域の声が強く出たわけです。その件につきまして、ただいまの係長が説明をしましたように、県の要綱では、福岡県しか認めていない。しかし、それ以外の車両が搬入をしている。しかし、これは廃棄物処理法の規制はできないものであるという、県は非常に苦しい状況といたしますか。ただ、宮崎県は独自にこの要綱を定めたといいますのは、話を聞きますと、それは産業廃棄物処理場のある地域の環境保全とか住民に対する影響とか、県独自である程度のそういった影響を最小限に抑えるために県独自で制定をしていると、要綱をつくっているというようなことでございます。

しかし、こういう内容について、この前も県の説明がありましたけれども、やはり地元に対して、あるいは関係地区に対して説明がされていなかったというのが一つの地元の不安、あるいは不信感を持たれているのが現状だと思います。

そういったことでありまして、現状の好ましいかどうかという御質問であるとすれば、好ましい状況じゃないと我々も考えておりますので、この関係を是正するために町としても、尽力していきたいと考えているところでございます。

以上です。

#### ○1 番（陣圭介君）

今、地元の方々からの要請を受けまして、私も個人的になんですけれども、県のほうに情報公開請求をしているところで、どういった指導を行ったのか、地元とどういった調整をされていたのか、そういった文書を今請求している最中なので、その辺り明らかになってくると思うのですが、県が独自に規制を設けたとしても、それが実効性のないものであればもう意味がないと。

例えば、私が県に行ったときに言われたのですが、車のナンバーではどこから持ち込まれたかが特定できないと。マニフェストがあるから特定できるというふうに言いますけれども、マニフェストも途中の県、許可されている県で積み替えていけば意味がないのです。だから、意味のある規制があれば私は——意味があるというか、実効性のある規制であれば意味があると思うのですが、実際そういった実効性が担保されていない規制、で従わなくても罰則もない。地元が文句をいうという意味合いにおいては、やっぱり、ちょっと地元の声を受けて、県としっかりと調整していただきたいなという気持ちがあるのです。

当然、権限としては県とか国が持っているものなので、その辺りにも声を上げていただけるのはやっぱり首長しかいないので、その辺り、お願いしたいなと思います。

続きまして、地元との調整についてお伺いいたします。

地元から上がっている本件についての声、意見などについてお伺いしたいと思います。

#### ○町民福祉課環境保全係長（海老原俊一郎君）

お答えいたします。

地元から上がった声につきましては、次のようなものがございました。

1つ目は、熊本県の業者から産業廃棄物処理事業者への廃棄物の搬入について、県の指導内容を教えてほしい。

2つ目は、県の指導要綱に違反しているのに法律上取り締まれないのはなぜか。県の要綱で取り締まれないのであれば、今後同様の事例が多発するのではないか。

3つ目は、先般産業廃棄物処理事業者に搬入したと思われる車両からプラスチックごみが路上に飛散した。県はどのような指導や今後の防止策を考えているのか。

4つ目は、県の立入検査の状況について教えてほしい。

5つ目は、フルトレーラーの搬入状況について、搬入台数の確認はできるのか。

6つ目は、地元で締結した生活保全に関する協定に違反する行為が行われた場合、県は許可を取り消すことができるのか。

7つ目は、転回検査は業者が独自に行うのか。

8つ目は、県と地元と定期的に話す機会が必要ではないか。というような内容でございました。以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

〔「海老原係長、町民福祉課はもう省いて、今からね」〕と呼ぶ

○1番（陣圭介君）

今の地元と事業者との協定書の話が出ましたが、結局は、権限は県が持っているわけなので、例えば地元ができるとすれば、町としては助言もなにもできないというのは分かって話をしているのですけれども、協定書というのは民事的にいうと契約書の性質を持っているので、例えば民事による訴訟であるとか、例えば県がその指導権限を持っているので、県に対して行政指導の義務づけ訴訟であるとか、そういったことしか地元の人たちができないというのは分かっているのですけれども、そういう地元からの声を受けた当局の対応、例えば事業者または県と地元との調整を何らかされたと思うのですけれども、それについて説明をお願いしたいと思います。

○町民福祉課環境保全係長（海老原俊一郎君）

当局の対応につきましては、地元の声を取りまとめて県へ報告いたしました。その報告の内容を受けまして、県は、令和4年11月15日の区長会において説明会を開催していただきました。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

1点、町長にお伺いしたいのですけれども、地元の区長さんのお一人が、県の指導要綱に基づかず産業廃棄物を搬入している事業者について、県に対応を求めに行こうとされたとお伺いしたのですけれども、それを町長が、ちょっと待ってくれと止めたというお話を伺ったのですけれども、何かしら真意があったのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

確かにそういうことがございました。区長会の席でそういう、関係する区長さんのほうから、直接県のほうに行って話を聞きたいということがありました。しかし、町のほうでは、県のほうに説明に来ていただきたいという話をしておりまして。で、県のほうも説明に伺うというような、町の要請に応じるということがありましたので、それと、関係区長以外の区長さんからも、これは町の問題でもあると。一緒に話を聞きたいという声もございましたので、私のほうから、止めたというよりも、そういった機会を県のほうが設けるという返事をいただいておりますので、そういう説明をいたしたところでございます。

以上です。

○1番（陣圭介君）

最後になりますけれども、今後の町としての対応について考えがあればお伺いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

ただいまの説明をいたしましたとおり、地域からの県に対する質問事項等を県につないで、その説明会を県のほうが区長会で開催をしていただいたというようなことがございまして、今後につきましても、町の立場といたしましては、町民の方が今抱えているこういった案件でございますので、この間に入って、あるいはそのつなぎ役として、今後の今様々出ている件について解決をしていきたいと。

それと、今後区長会のほうから処理事業者についても話を聞きたいということもありまして、そういった意向も受けながら、これまでそういった機会がなかったことで様々な問題が生じているということがございますので、そういった説明の場をまず設けていきたいということで、町としてはそういった考えでございます。

以上です。

○1番（陣圭介君）

できるだけ不安の解消に努めていただきたいと思います。

以上で、産業廃棄物関連の質問は終わります。

3番目の項目、国民健康保険制度について質問してまいります。

まず、高額医療費に係る国の負担金廃止につきまして、先般、財務省が示した令和4年度の予

算執行調査の調査結果の概要という書類があるのですが、その書類の中におきまして、1件80万円を超える高額医療費に係る国の負担金について、廃止に向けた道筋を行程化すべきとの方向性が示されました。本件について、国の負担金が廃止された場合における本町国民健康保険会計への影響についてお伺いしたいと思います。

○町民福祉課保険係長（山路昌志君）

陣議員の御質問にお答えしたいと思います。

質問いただいた、財務省が考えている高額医療の負担金を廃止すべきということですが、もしこうなった場合、考えられること、まだはっきりとどうするかということ、制度自体の構造自体はまだ見えていないのですけれども、ただ、今まで交付金が入ってきた、かったものがなくなるということは財政上、ちょっとその分歳入が少なくなる可能性を、ちょっと今の時点では否定できないものですから、当町の国民健康保険税の歳入に対しまして、その分の負担がのしかかってくるのではないかと懸念しているものでございます。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

平成30年度だったか、都道府県が保険者になるような形で、国民健康保険制度が大きく変わりましたけれども、国の見解としては、国民健康保険運営を都道府県化したことによって保険料水準の統一化が図られるから、それによって市町村国民健康保険の財政が安定するとおっしゃるんです。それによって高額医療費による影響が取り除かれるから、この道筋をつくっていかうというお見立てのようで、これについて、町としていかがお考えになりますか。

○町民福祉課保険係長（山路昌志君）

陣議員の御質問にお答えします。

現在、おっしゃるとおり平成30年度から、都道府県が国民健康保険財政の主体となって、共同して県内の市町村の国民健康保険運営と言えましょうのでしょうか、国民健康保険税、保健事業様々ございますが、そういったものを統一化していくことが示されております。現在、保険財政についても、どのように平準化・統一化していくかというのを県内の担当者会議等で話し合っているところでございます。

その中で、財務省が示している保険料の水準が統一化されると、ということなのですが、宮崎県内ではまだ統一化されていないと。なので、そういった部分の地方自治体と言えましょうのですか。県なりにはどういった措置がされるのかとかそういった疑問が残っているところでございます。

○1番（陣圭介君）

ちょっと今の答弁を受けて、やっぱり私も同意見で、都道府県化されたときに、今毎年国民健

康保険税の税率が変わっていましたが、その運営協議会で図られている内容も、本来であれば国が示した方針に沿って高原町は粛々とやってきたにもかかわらず、そういう方向性を持たない県内の市町村がいることによって、当然不公平感といいますか、税率もそれぞれ違いますので、資産割が残っていたりだとか、そういった差異が大きいのです。

財政が安定化するというのは、実現するには程遠いのかなと思っていて、税率を、例えば都道府県化した際に、税率を一律にすること自体がそもそも私は不可能だったと思っていて、だから、要するに国は、都道府県の現状、市町村の現状、国民健康保険運営の現状というのを見ていないんじゃないかなというような考え方が私にあって、どうも財務省が示したこの方針ですか。私はもう腑に落ちないのです。なので、そういった現状をちゃんと詳細につかんでいただいて、そういった、国が把握しているようなそういった保険料水準の統一化に至るまでは程遠い道のりがあるんだよというところを、係のほうではできないですから、首長のほうで国なり県なりと連携するなり、意見を伝えるなりしていただかないと、国が上からぼんと予算を削ってくるというのは簡単にできてしまうのですけれども、そういう現状にないというのは、やっぱり町村会ですか、というものを通じてでもいいですし、ちゃんと伝えていただくべきかと思いますので、その点、町長、考えがあればお願いします。

#### ○町長（高妻経信君）

この高額医療費制度ですが、制度がなくなるということは今のところ情報としてはないのですけれども、仮にこのまま今の高額医療費制度を残したときに、国の負担分、4分の1だったと思いますけれども、これを、制度を残すとすればどこが負担をしていくのか、これが示されていないと。国、財務省が言っているのは、保険料の県内統一化をしていけばその差は国あるいは県が埋めるのだと。だから、市町村には負担は生じないというような、そういった漠然とした説明であるのですけれども、しかし、そうであればいいのですけれども、そうでなかったときに、市町村の負担になるのか、あるいは被保険者の保険料に影響が出てくるのか。現状としてはまだつかめない状況があります。

いずれにしても、現状で判断はできませんけれども、市町村の負担を求める、あるいはその保険料に跳ね返るというような制度を今後厚労省が進めていくのであれば、当然それについては反対していかなくやらないだろうと思っています。

#### ○1 番（陣圭介君）

お願いします。

続きまして、生活保護受給者医療費の国民健康保険移行についてお伺いします。

本年6月に閣議決定されました、いわゆる骨太の方針2022において、医療保険制度等の改革と称しまして、生活保護受給者の国民健康保険及び後期高齢者医療制度への加入を含めた医

療扶助の在り方の検討を深めるということが明記されました。すなわち、国が負担している生活保護に係る医療扶助費を、国民健康保険あるいは後期高齢者に加入させてそちらで負担させていこうという考えに移行するということなのですから、生活保護受給者の医療扶助費については、日本国憲法の第25条などに基づいて、私は本来国において負担すべき性質のものであると考えますけれども、本町としての考え方をお伺いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

ただいまの議員のほうからの骨太の方針、いわゆるその中で示されている内容につきましては、今説明があったとおりであると思います。このようなことが実施されるとした場合に、本町におきます、あるいは国民健康保険における、どのようなことが懸念されるかということでございますけれども、まず、生活保護受給者は、国民健康保険税の負担が所得の面からも非常に困難ではないかということ。そうなりますと、その中でも医療扶助をこの生活保護受給者の中では受けてある方が当然いるわけですので、そうなりますと、税負担というのは困難であろうと思います。

それと、今現在、国民健康保険に加入している方の負担にかかわってくるというようなおそれもあります。

以上のようなことから、国民健康保険の財政に与える影響及びそれがあるためにこの医療補助については国の責任において負担すべきじゃないかと考えているところでございます。

国のほうには、11月に国民健康保険の制度改善強化全国大会というのがありましたけれども、その中でも、この生活保護受給者の国民健康保険等への加入については見直しを行わず、国としての責任を果たすべきであるというような決議もされておりまして、全国的な動きとしましては、今私が申し上げた内容で今、市町村としてはそういう捉え方をしているということでございます。

○1番（陣圭介君）

引き続きそのような考え方で進めていただきたいと思います。

以上で、国民健康保険制度についての一般質問を終わります。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。昼食のため1時10分まで休憩いたします。

|    |        |    |
|----|--------|----|
| 午前 | 11時57分 | 休憩 |
| 午後 | 1時10分  | 再開 |

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行いたします。

○1 番（陣圭介君）

引き続き、ハラスメント対策についてお伺いいたします。

本年3月に、当局の対応などについて質問いたしましたけれども、その際の答弁どおりに対応処理されているかについて、適正お伺いしたいと思います。

○総務課長（末永恵治君）

基本的に、3月に答弁いたしましたとおり対応処理いたしていると考えております。

聞き取りの処方につきましては、相談担当者が当事者双方及び関係する主の職員から聞き取りを行っております。

以上であります。

○1 番（陣圭介君）

確認なのですが、ハラスメント事案について、今、答弁がありましたとおり、当事者の双方から事実関係の聞き取りが確実に行われていますか。

○総務課長（末永恵治君）

当事者双方から聞き取りを行っております。

○1 番（陣圭介君）

分かりました。なんか私の認識と違うので、確認してください。

次、続きまして2番に移りますが、受付窓口の広域化についてお伺いします。

当局の対応について、ハラスメントについて、主観的とか一方的にそういうハラスメントであるという判断をされてしまうのを避けるため、どちらかというどどちらかに味方しているような判断がされていると受け取られがちな案件だと思うのですけれども、そういったことを避けるために、例えばこれを小林、えびのなどと共同して、受付窓口を広域化して、そこに例えば専任の弁護士であるなり、そういった方を配置するということが、これは私からの提案なんですけれども、考えられるのですが、どういうお考えをお持ちでしょうか。

例えば、これはハラスメントに限らず、従前から質問してきましたけれども、広域通報の窓口であったりとか、ちょっと飛躍しますけれども、公平委員会であるとか、そういったものについても広域化というものを取り組めると思うのですけれども、当局の考え方についてお伺いしたいと思います。

○総務課長（末永恵治君）

確かに、議員がおっしゃいますような分は懸念されるところ、そういうつもりはなくてもそういうふうを受け取られる可能性も否めないと思っておりますが、議員が御提案されました小林、えびの市と共同の受付窓口といいますか、あとは外部委託、第三者機関への外部委託も含めて、そういった窓口の設置も今後検証していかなきゃいけないかなと考えているところであります。



○1 番（陣圭介君）

参考までにちょっと申し上げたいのですけれども、J Aが全国農業協同組合連合会のほうで公益通報の窓口専任の弁護士を1人置いて、あくまでもその団体とはまた別の団体に委託して、完全に第三者機関として設けているような事例がありますので、これを行政機関で実施しても不自然はないのかなと思いますので、検討をお願いしたいと思います。

以上で、ハラスメント対策について終わります。

最後、病院事業についてなんですけれども、まず、インシデント、アクシデント関連なのですが、医療行為によるインシデント、アクシデントにつきまして、判断基準の有無についてお答えいただきたいと思います。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

医療法施行規則の規制により、高原病院では国立大学附属病院医療安全管理協議会の定める影響度分類に基づき、インシデント、アクシデントの判断を行っております。基準は、レベルゼロからレベル5までの8段階となっており、レベルゼロから3 Aまでがインシデント、レベル3 Bから5までがアクシデントとなっております。

以上でございます。

○1 番（陣圭介君）

今答弁いただきましたけれども、そういうレベルづけに始まり、そういったインシデントとかアクシデントの判断か、主観的な判断にならないための取組についてお伺いしたいと思います。例えば、本来であればインシデント、アクシデントに該当する事例について、例えば担当者が1人しかいなかったりとか、そういう担当者の主観を持って軽微なミスだから記録を残さなくてもいいだとか、レベルが低い程度であるだとか、そういった事例というのは十分考え得るかと思うのですけれども、そういった判断にならないように、そういった防止できるような取組などがあるかについてお伺いしたいと思います。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

医療法により定められている医療の安全の確保の一つとしまして、病院内に医療安全管理委員会を設置しております。その中に、インシデント事例に関する報告、アクシデント等の原因分析、事故防止の具体策などについて調査するリスクマネジメントチームを置いております。

診療部門、看護部門、技術部門、事務部門等の代表者で構成しており、提出されたインシデント、アクシデント等のレポートにつきましては、影響度部門に基づきレベルを決定しているところでございます。

以上でございます。

○1 番（陣圭介君）

その判断基準に照らすのは、インシデント、またアクシデントに該当するかどうかというレベルづけを担当者なりある程度の、一定程度レベルづけする人間がいるということを前提とした、そういった取扱いだと思うのですけれども、私がお伺いしたいのは、そういうレベルづけについて、主観的に、誰が、軽微なミスであるとか、そういう主観的な判断をしないための取組をお伺いしているので、レベルづけされたものをどうやって委員会に諮るとかという話ではなくて、その判断を誰がどのように公平に行っているか。主観的な判断、第三者が見てもそういったレベルづけになるやという、そういう判断ができるかどうかということについての取組をお伺いしています。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

インシデントレポートは、医療事故の防止に努めるためのものであります。積極的な提出が求められております。

また、インシデント事例を発生したにもかかわらず、発生させたという認識の職員等がもしいた場合は、事故防止等のためにリスクマネジメント会議の中のメンバーなのですが、インシデントレポートを提出するよう求める場合もあります。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

主観的な判断を防止する取組になっていないと考えますけれども、個人が主観を持ってレベルづけ、インシデントに該当しないからもう報告しなくていいやということは防止できないと思うのですけれども。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

ただいま申しましたとおり、積極的な提出ということを求めています。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

努力義務にすぎないものじゃないのですか。強制力はありませんよね。その強制力をもってそういう安全衛生に関する部分というのを徹底していただきたいと考えているのですけれども、いかがですか。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

ただいま陣議員が申したとおりだと認識しております。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

そういった取組になるように、これから進めてください。

次の質問に移ります。

健診の際に採決された血液を入れるスピッツの数を担当の看護師が誤ってしまって、再度患者さんをお願いして採血するような事例というのは発生していませんか。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

国民健康保険高原病院医療安全管理指針に、院長、医療安全推進者及び医療安全管理委員会の委員は、報告された事例について職務上知り得た事案内容を、正当な理由なくほかの第三者に告げてはならないという規定もございますので、この場でお答えする立場にございません。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

職務上の知り得た秘密ということに該当するので、多分答えていただけないなと思うのですが、私も、もう患者さん、もしくはその家族からそういった事例をお伺いして、ここで質問いたしておりますが、仮にそういった事例が発生したとする場合に、このような事例はインシデントでしょうかアクシデントでしょうか。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

インシデントだと認識しております。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

この場合には、記録を残すように取り扱っていらっしゃいますか。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

先ほど陣議員に申しましたとおり、本人が出していない場合は、それに気づいたリスクマネジャーがいた場合は出すように求めていると認識しております。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

患者さんからそういった報告を受けて、私先ほども言いましたけれども、質問しているので、事例があったことは明らかなのですけれども、そこで、記録が残らないと、誰もインシデントとまたはアクシデントというものを認識することなく、安全衛生上、それを見過ごしてしまうということになり得ないわけですが、それについてどうお考えですか。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

陣議員のおっしゃるとおりだと認識しています。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

改善は必要ないのですか。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

そのような事例があったということが、陣議員が直接聞いたということで、当方もそれについて、先ほど申しましたとおり医療安全管理審の規定によりましてこの場でお答えする立場にありません。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

いずれにせよ、レポートの提出については現状努力義務にしかすぎないものになっていると、私見受けられました。そうすると、そういうインシデントというのは事故につながる可能性のあるもの、事態なので、その記録を残さないということは、公立の病院としていかなものかなと思うのです。主観的にそれを一担当者の判断で、提出することが求められているというだけで終わらせてしまうと、患者さんが例えば命にかかわるような危険な事態が生じかねないような気がするのですけれども、答弁全体を聞いているとあまり思わしくないような感覚を私今覚えたのですけれども、町長にお伺いしますけど、こういった判断基準を誰から見ても明らかにするような規定とかそういうものの必要性について、どうお感じになりますか。

○町長（高妻経信君）

先ほど事務長が説明をいたしましたように、病院内部での指針なり規程なり、そういうものに基づいて行っているところでございます。

陣議員の御質問を今聞いている中で、患者さんを特定するような、そういった質問に若干受け取られますので、先ほど事務長が申し上げましたように、この情報についてはそのままこの場でお答えすることができないというのがありますので、それは御了解いただきたいと思います。以上です。

○1番（陣圭介君）

いずれにしろ、この事案に限らず、そういったインシデント、アクシデントに関する判断を担当者に主観的な判断で任せているような現状があると私今思ったのです。出されたレポートに基づいて、国が示しているものについて対策会議を開いてやっていくというような流れだったと、私受け止めたのですけれども、その第一歩のレポートを出すか否かという判断を担当者の主観だけで書かせていいものかというところについて、私今、事例を限定して言ってないのですよ。一般的な話として、そういった基準を設けるべきではないかというお話をしているので、それについてのお考え、あればお伺いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

今の陣議員の御質問のとおりだろうと思います。仮にそういったインシデントレポートの提出等について、この規程にあるように、自主的に、本来は当該職員が出すべきものであると思っておりますので、そういう件があるようでしたら、再度この件については是正するようにして

いきたいと思います。

以上です。

○1 番（陣圭介君）

分かりました。

それから、そういう事案に対する記録についての質問になるのですが、記録、例えばカルテであってもいいですし、そういったレポートに関してもそうなんですけれども、記録が容易に書換えできるような現状になっていないかについてお伺いしたいんですけれども、例えば、インシデント、アクシデントに関するそういうレポートはもちろんのこと、カルテなどが適正な管理下に置かれずに、例えば追記であるとか訂正などが可能な状況があるとすれば、その事案の調査において証拠書類の正確性が失われると考えますけれども、現状はいかがでしょうか。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

まず、インシデント、レポートの提出なのですが、これは関係部署での対策、確認事項を記載されまして、所属長、リスクメントリーダーが確認しまして、院長へ報告することとなっております。

報告はリスクマネジメントチーム会議が開催され、議事録が作成されることから、書換えはできない仕組みとなっております。

以上でございます。

○1 番（陣圭介君）

カルテについてはいかがですか。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

今回の質問で、レポートということでここをお伺いしまして、カルテについては確認しておりません。

ただし、書換えはできないと認識しております。

以上でございます。

○1 番（陣圭介君）

各種の記録の取扱いについて、規程など存在しているか否かについてお伺いしたいと思います。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

先ほど申しましたけれども、医療法により定められている医療の安全の確保の措置としまして、当病院の医療安全管理指針を整備し、本趣旨に基づきまして医療安全管理委員会を設置しております。

同委員会の要綱及びリスクマネジメントチーム要領において、インシデント、アクシデント等のレポートの取扱いを定めているところでございます。

以上でございます。

○1 番（陣圭介君）

訂正されたレポートについての取扱いについて説明いただいたと思うのですが、カルテも含めて、全てにおいて、例えば規程等を備えていただいて、厳重な管理下の下に置いていただきたいと考えておりますので、御配慮方お願いいたします。

それから、最後になりますけれども、現体制の適正についてお伺いいたします。

医療部門にオペレーションのみを行う専門家を配置すべきというような話を以前一般質問で町長宛提案したことがありますけれども、その際には、町長はたしか検討するとおっしゃったと記憶しているのですが、そういった検討されたのであればその結果を、されていないのであれば見通しについて、しないのであればその旨お答えいただきたいと思います。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問でありますけれども、令和2年3月議会で御質問があったと承っております。私は、その中の答弁で、陣議員の御質問、御提言と受け取っております。病院内部の業務管理、これについての御提言だったと思いますけれども、現在、そういったオペレーションのみを行う専門家の配置はいたしておりません。今後もそういった予定はございません。

今の病院の職員配置につきましては、退職者の不補充など、職員削減の方向にあるということも御理解いただきたいと思います。

以上です。

○1 番（陣圭介君）

今おっしゃったような職員数の適正とかそういう話ではなくて、内部での患者様に対する接遇であるとかオペレーションであるとか、そういった観点で今申し上げますので、その点は御配慮いただければと思います。

それから、通告に出していないのですが、数点ちょっと申し上げたいと思います。お考えがあれば答弁いただきたいと思います。

まず、私、議会または議員活動において何度も指摘しているのですが、患者さんに対する職員の接遇に問題があったとしても、例えば当該職員が自ら何が問題であったかを判断し得ないであったりとか、その上司が問題ある行動を注意しない、または注意できない現状があるという指摘があるのです、一般の方から。

すなわち、高原病院では、医師・看護師等の専門職職員は異動がないと。定年まで同じ職場で勤務している。外部の医療機関の現場について触れる機会が少ないという実態があることから、患者の視点で物事を考えにくかったりとか、内部の人間に甘いのではないかという評価につながっていると考えております。

町民の方々から、ごく一部の方なのですけれども、看護総師長のポストには、例えば外部から生え抜きの人間を採用すべきとの御提案や、他の病院等、好ましくは民間病院なのですけれども、と、連携して看護師等を相互に出向させ合う。そして、それぞれの現場を体験させるべきとの御提案をお伺いしているのですけれども、要は、だから1つの職場でずっと知り合いに囲まれて仕事をしている状態というのが好ましくないという御指摘だと思うのですけれども、そういうことを受けて現状があるわけですから、私は今、接遇に関して、高原病院の患者数が減っている理由はもはやもう明らかだと、個人的には考えております。

また、これもある町民の方からお伺いしたのですけれども、発熱外来を受診された町民の方からお伺いした話なので、それを御紹介したいと思います。病院の駐車場にプレハブが設置されていますけれども、そのプレハブの中で抗原検査などが実施されているという話なのですが、担当の職員は全身を防護服で防護している。しかしながら、採取、集積された検体を運ぶ職員、検査室まで運ぶ職員は、手袋のみの装着であるというお話を耳にしました。事実関係は私確認していませんよ。

また、検体については、外来の検査室にそのまま持ち込んでいるのじゃないかという御指摘なのですけれども、質問通告外なので事実関係の確認を行えませんが、この場では、仮にそのような事実があるのであれば、これはもう早急に改善していただきたいと思います。

御意見とか答弁があればお答えいただきたいと思います。なければこれで質問を終わります。

○町長（高妻経信君）

まず、病院内の職員のほかの病院との交流といいますか、そういう御質問だったろうと思います。確かに、病院の職場というのはそういう機会がない状況であろうと理解をいたしております。小林の市立病院がそういう交流しているというのは私も承知いたしております。

現在、西諸内地域の3つの公立病院では、経営強化プランを今策定中でございますけれども、その中に、公立病院同士の連携というのもございます。そういったことも踏まえる中で、そういった人的な交流というのはぜひ今後の協議の中で出していければと考えております。

それと、発熱外来の対応について事実は確認していないがという御質問でございましたけれども、こちらのほうでも、そういったことがあるのか、再度確認をいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

次に、4番、中村昇議員。

○4番（中村昇君）

〔登壇〕

質問に入ります前に、この間、町立病院においてコロナ感染により亡くなられた方に、心から

の御冥福をお祈りいたします。

当局におかれましては、感染防止に万全を尽くしていただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。

私は、質問通告に基づき質問いたします。明快かつ誠実な答弁をお願いいたします。

9月議会において、前原議員が、町職員の自治会加入について質問され、これに答弁では、加入は当然であるとして指導する旨述べられております。私は、自治会未加入の職員について、ごみはどうしているのか。町内一斉清掃のときは何しているのだろうか。災害が起きたときはどう対応するのだろうかなどと考えてしまいます。

町では、未加入者の把握はしていないということですが、隣の小林市では、職員に対し自治会への加入を呼びかけ、現在92.9%の職員が加入しているようであります。町は、職員一人一人に面談し、自治会加入を要請する必要があるのではないかと思います。御見解をお伺いいたします。

国民健康保険についてお伺いいたします。

今、国は各都道府県に対し、法定外繰入れ解消に向けた削減目標を国民健康保険運営方針に定め、達成しなければ交付金を減らすペナルティーを与える保険者努力支援制度をつくっております。

また、2021年6月に、全世代型社会保障構築法が成立しました。これは、2024年度以降、法定外繰入れを解消する年度を運営方針に盛り込まなくてはいけなくなりました。計画は市町村の合意のもとにつくらなければいけないので、市町村がどのようなスタンスで立つかわ問われてきます。本町はこれについてどのように対応されるのか、御見解をお伺いいたします。

病児保育についてお伺いいたします。

令和2年3月に策定された高原町子ども・子育てプランでは、基本理念として、「子どもの幸せ、地域みんなでつくる笑顔あふれる子育てのまち高原」とされ、計画の基本的方向性として、「安心して子供を産み育てられる環境を整備し、地域社会が一体となって子育てを支援していく体制を整備します」とあります。

しかし、お母さんたちが安心して働くために必要な病児保育はいまだに整備されておられません。県内では、9市のほか、国富町、綾町、三股町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、高千穂町の8つの町で設置されております。本町でも早急に設置し、子育て支援を行う必要があると思いますが、御見解をお伺いいたします。

最後に、町立病院についてお伺いいたします。

今年度で内科医が定年退職される予定ですが、後任の先生は確保されたのか。医師確保の取組についてお伺いいたします。



また、私たちが行っている町民アンケートにも、対応の改善を希望する方が多くおられますが、病院ではどのような対応を図られておられるのかお伺いいたします。

壇上からの質問を終わります。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

中村議員から、大きく3つの御質問をお受けいたしました。

まず初めに、職員の自治会加入関係につきましてお答えいたします。

本年9月定例議会では、前原議員から同様の御質問をいただいたところでございます。その後、担当課のほうで自治会未加入者を調査いたしました。町内在住の職員99名、全体職員数が180名でございますけれども、その中で未加入者は3名であり、加入率は97％でございます。

それぞれ未加入の理由を尋ねましたところ、自治会加入に対します意識の低い職員もいるような気がいたします。町民の皆様方に対し大変申し訳ないというふうに考えております。引き続き、このような職員につきましては、加入につきまして働きかけをしてまいりたいと考えております。

次に、県の国民健康保険運営方針に関する御質問でございました。

宮崎県国民健康保険運営方針は、財政運営、資格管理、保険給付、保険税の賦課徴収及び保険事業の事務を共通認識の基でするとともに、各市町村が事業の広域化や効率化を推進できるよう、令和2年度に策定をされているものでございまして、対象期間は令和3年度から3年間となっております。

これにより、宮崎県内全ての市町村は、この方針に倣い、国民健康保険財政の健全化、赤字解消に向けた取組等に努めているところでございます。

こうした中、本町におきましては、大きく変動する療養費に左右され、安定的な財政状況が継続しているということについては言い難いというような状況であるというふうに考えます。基本的には、宮崎県国民健康保険運営方針を目標に、県内の市町村と歩調を合わせていく必要があるものと考えているところでございます。

以上でございます。

次に、病児保育についての御質問にお答えいたします。

病児保育につきましては、これまでも御質問いただいておりますが、子供が病気により集団保育が困難な場合、病院や保育所等に付設された専用スペース等に置いて、看護師等が一時的に保育する事業でございます。

宮崎県においては、23の保育所や病院が病児保育を実施していると受け取っております。

23保育所や病院が実施をしているということでございます。

本町につきまして、令和2年3月に策定いたしました高原町子ども・子育てプランに伴いニーズ調査を実施し、同プランにおいて、病児緊急対応強化事業として取り組むことといたしておりますが、現状としては、町としての設置にはまだ至っていないというような状況でございます。

現在、この設備面、人員配置等の検討を進めておりますが、もしかして町内におきましては、民間の方でこういった相談が来ておりますので、町としてはこの相談に応じながら、できることを、支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

次に、町立病院に関しまして、医師の確保の取組についてお答えいたします。

ただいまの御質問にもございましたが、現在、町立病院の常勤医師は3人体制であります。令和5年3月31日をもって1名が定年退職を迎えますことから、令和5年度から常勤医師は現在のところ2名体制となる予定でございます。

このため、医師確保につきましては、これまで関連大学医局への派遣のお願いや、民間医師紹介業者への登録による募集、または宮崎大学、県立宮崎病院や小林市立病院との連携による研修生の受入れ、町内出身の医師へのコンタクト等をはじめ、令和4年度から県の医師確保担当課である自治医科大学卒業医師の派遣窓口でもあります医療政策課への職員派遣も行っております。

また、来月でございますけれども、予定をいたしております西諸3市町での自治医科大学卒業医師の派遣の要望や臨床研修指導医の取得等、町立病院に望まれる医師の確保に向けてあらゆる方面から精力的に取り組んでいるところでありますが、しかしながら、現在のところ大変苦慮いたしているところでございます。現状としては、まだ厳しい状況にあるというのが事実でございます。

このような中ではございますけれども、町立病院で実施いたしております人間ドックにつきましても、医師の確保が困難になってきている状況でございまして、この検査体制も検討いたしているところでございます。

なお、医師確保につきましては、本町の重要な課題であると認識しておりますことから、広く町民皆様方の御協力をいただきながら、今後とも医師確保に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

最後に、町立病院の対応の問題についてというような御質問でございました。

御案内のとおり、町立病院では患者さんやその御家族からの診療及び……。 (中断)

○議長 (温谷文雄君)

暫時休憩いたします。

午後 1時48分 休憩

午後 1時49分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行いたします。

○町長（高妻経信君）

答弁につきましては以上でございます。

〔降壇〕

○4番（中村昇君）

まず、職員の自治会未加入についてでありますけれども、97%の加入率ということで、まだまだ職員については意識の低い方もいらっしゃるということでありまして、これまで、職員の不祥事が起こりましたけれども、この未加入との関係についてどう考えていらっしゃるのか伺いいたします。

○総務課長（末永恵治君）

職員の自治会未加入、他の職員の不祥事との関連というか、関係でございますが、直接そのことが関係している事実は確認できておりません。

が、しかし、令和2年10月に策定いたしました不祥事再発防止のための行動指針ということで、その中で高原町の職員の心得5項目を掲げております。その中の1つの項目は、「私たちは町民の目線で考え行動します」と掲げておりまして、役場の仕事は町民のために行うものであり、職員は町民目線を忘れずに考え行動することが大事であります。

そのため、職員は地域社会で何が起きているか、どのような課題を抱えているかを常に意識しながら行動しなければなりません。したがって、そのような行動を取るためには、自治会への加入が地域等の方々の日頃からのコミュニケーションを取り、人間関係づくりを行うことが職員にとって非常に重要であるというふうに考えております。ですから、職員の立ち位置としては自治会加入が基本であると考えております。

○4番（中村昇君）

私もそのとおりだと思います。大阪の富田林市の職員で、自治体ワークスでも出ていらっしゃるようですが、納翔一郎さんという方がおられます。この方はネットでも書かれておりますけれども、「住んでいる地域の自治会に地方公務員が加入するべき理由として4つ述べられておりますけれども、その中でこう書かれております。

地方公務員としての初心を持ち続けることとありまして、皆さんはなぜ公務員になったのでしょうかと問いかけ、恐らく地域のために頑張りたいと思って地方公務員になった人も一定

数存在すると思います。しかし、長い年月を経て、この初心を忘れてしまっている人も多いのではないのでしょうか。自治会を通じて地域にかかわることで、現場では何が起きているのか、また誰のために仕事をするのかという初心と本質を問い続けることができます。地方公務員という職業を全うするためにも、自治会を通じて地方公務員としての初心を持ち続けてください」としております。

これは非常に大事なことだと思いますけれども、町長はどのようにお考えか、お伺いいたします。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問のとおりだろうと私も理解をいたしております。

しかし、そういう立場でありながら、自治会に加入しない職員がいるという実態がございます。私も直接職員に伺いましたけれども、捉え方も、町民の見方もそれぞれあるかと思いますけれども、例えば私が話を聞いた職員の中には、親と同居しているが世帯が別だと。そういう職員もおりまして、それはもう同居していますので、親が加入をしているとか、様々なその家庭の事情なりあるようでございました。

しかしながら、そういう事情とは別に、自治会に加入していない職員がいるということは、今中村議員から述べられましたとおり、そういった地方公務員としてのわきまえといえますか、そこが不足をしているだろうと考えます。この地域の住人でありながら、その上、地方公務員という立場でありますので、さらに指導辺りしていくべきだと考えております。

以上です。

○4番（中村昇君）

災害時における対応についてお伺いいたします。

災害が起こった場合の職員の対応として、職員初動マニュアルがありますが、参集時の留意事項としてまず何が書かれているのか、お伺いいたします。

○総務課長（末永恵治君）

参集時の留意事項でございますが、当然、自分自身、そして家族、そして近隣住民等の安全確保を最優先に行動するとあります。

以上であります。

○4番（中村昇君）

今、答弁のとおり、自分自身及び家族、そして近隣住民等の安全確保を優先に行動するということで、地域のことを知らずに災害時の対応は難しいのではないかと思います。そのためにも、日頃から自治会に加入しておく必要があるのではないかと思いますけれども、この点、町長はどうお考えかお伺いいたします。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問にありましたように、地方公務員、それぞれ住んでいる地域において、災害時においては職員としての役割も果たすべきだろうと。また、若い職員においては、ほとんどの職員が地域の消防団にも加入いたしておりますので、そういった分での活躍をしている職員もおりますけれども、やはり自治会に加入していないことでそういった地域での公務員としての認識が低い、あるいは住民から求められる役割が果たせていないというような御指摘でございますので、併せて指導をしてまいりたいと思います。

○4番（中村昇君）

ぜひとも100%加入が進むようにお願いしておきたいと思います。

それから、国民健康保険についてお伺いいたします。

2024年度以降、法定外繰入れを解消する年度を運営方針に盛り込まなくてはならなくなつたということで、町長に問うたわけですが、県内の市町村と歩調を合わせていくということの御答弁でありましたけれども、私たち、今町民アンケートを町民の皆さんにお願いをして、回答が返ってきております。

その中で、「現在の暮らし向きはどうか」という問いには、「苦しくなった」が63%回答されております。その中身は、その理由は「物価が上がった」、「税金、公共料金の負担が増えた」、「年金が減った」、「給与が減った」ということで、暮らしの状況が伝わってきますけれども、国民健康保険については、「高過ぎるので引き下げてほしい」これが65%と、多くの方が回答をされております。

それで、この国民健康保険について寄せられた御意見の中に、「夫婦で、フルタイムで働いています。小さい子供がいるので日中は働けません。夜勤もできません。旦那の会社は、扶養手当はつかず、毎月支払いでほぼ残りません」20代の女性の方でありますけれども、こういう加入者の声が届いています。

町民の暮らし向きがこういう状況の中で、来年度の保険税について、どのような対応を考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

○町長（高妻経信君）

来年度の国民健康保険、保険料の御質問であろうと思います。

今、高原町におきましては、税率につきましては、今3年間据え置いておりますけれども、これは昨今のコロナへの影響ということも勘案しての措置でございます。こういった町としての施策的な分は実施してきておりますが、なお、この来年度令和5年度については、まだ今予算の編成の時期に入っておりますが、医療費の状況なりそういったものについてはまだ今積算中でございますので、今は何とも言えない状況であります。ただ、基本的には国民健康保険、

一つの特別会計でございますので、一つの独立採算というのが基本であろうと、これは私もそう思っております。

ですので、今後の医療費をどうなっていくのか、あるいは町民の所得がどうなっていくのか。そういったものを勘案して適用してまいります。ただ、県の示します、この運営方針の中にあるようなことは当然、無視はできないわけですので、目指すのはや国民健康保険の特別会計としての運営であろうと考えております。それを基本に考えてまいりたいと思っております。以上です。

○4番（中村昇君）

12月14日付の宮崎日日新聞にも、「経済回顧2022年」ということで記事がありますけれども、記録的な今値上げが起こっております。10月の全国消費者物価指数は約40年ぶりの上昇率を記録し、賃金の伸びが鈍い中で、家計の負担感は増しているということで、電気代、ガス代、本当に値上がりをして、物価が高くなってきております。

農業でいいますと、今、飼料、肥料、燃料費が高騰して、生産者を直撃しています。事業者についても、コロナ禍もありますし、そういった諸物価の高騰で、経営も厳しくなっているというような状況からすれば、この国民健康保険税はむしろ引き下げるべきだということをおもっております。

ですから、この引下げのために一般会計からの繰入れをぜひ行っていただいて、そうした町民の皆さんの声に応えていただきたいと思います。お伺いいたします。

○町長（高妻経信君）

これまでもこの国民健康保険の負担、いわゆる被保険者の皆さん方の負担というのは高いという御意見、実際そういうふうな状況にあらうかと私も考えております。しかし、これは先ほど申し上げましたように、町としましては一つの特別会計の運営の中で税率を決定いくということでございますので、町としては、医療費の適正化といいますか、抑制、それと収納率の向上、こういったものを努力しなければならないと。

ですので、この一般会計からの法定外繰入れを前提にした予算編成、あるいは納税率の決定ということは考えておりませんので、ただ、ここ3年間は税率を据え置いているという、先ほど申し上げました理由を勘案するという時期があれば、そこはそこでまた判断をさせていただきます。

しかし、現実で申し上げられるのは、その一般会計からの法定外繰入れというのを前提にした予算という、そういった予算組みはしないと考えております。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

法定外繰入れをしなければ税率、保険税は高くなります。そういった今の町民の暮らしの状況からすれば、とても値上げを認めることはできません。町民の声を聞いた保険税にさせていただきたいと強く要望をしておきたいと思います。

それから、病児保育についてお伺いいたします。

民間でやりたい人がいらっしゃるというようなことで、具体的には分かりませんが、子ども・子育てプラン、平成2年3月につくられたこのプラン、この中で書かれているのが、各方策及び実施時期というところを書いてあるのが、本町ではこれまで実績がなく、当たり前ですけれども、現実的には保育所や病院での実施は難しい状況です。今後はニーズ調査の結果を踏まえ、事業実施に向けて受入れ体制を確保していきますと。

ニーズ調査を踏まえと書いてあるのですけれども、次世代アンケート、これは平成16年5月にアンケートが取られております。2004年です。今から18年前、このとき、0歳児はもう18歳になっています。もう子育てが終わっていますよ。

このときの次世代アンケートの結果を読みますと、「子供の病気時の休業について、非常に困難なことが多い」15%、「どちらかと言えば困難だった」48%、合わせれば63%の方が病気時の休みが大変だったと述べておられます。

それから、「仕事を休んだ」、これは5割以上休まれております。「子供の病気時に利用したい事業」、「保育所などの専用スペースで子供を預かってくれる」168人、「医療機関での専用スペースで子供を預かってくれる」77人です。既にニーズはここで18年前に出ているのです。こういう声に応えようとなさらない高原町ではないでしょうか。

今、病後児保育を取り組んでいますけれども、利用者はゼロです。病後児保育は普通の保育園でもやっていますよ。回復途上にある子供は入れませんが、熱があるとき、熱が下がったりとか、そうした子供は普通の保育園で預かっています。だから利用がないのです。

病後児保育は。

私は、川南町のこの病後児保育を訪ねてみました。ここは令和4年10月から総合福祉センターで、新しい建物ですけれども、子育て支援センターの隣の部屋に設置されています。保育室が3つありまして、看護師が1名、保育士が1名、近くの小児科の先生と委託契約を結ばれて、これまでに8名の子供が利用したということでありました。定員は9名です。

それから、木城町も最近つくられております。木城町では、町立保育園敷地内の既存施設を改修、これはお年寄り子供と触れ合う、何かそういう施設だったらいいのですけれども、その施設を改修をされて、総事業費3,311万円ということで、国が22%、県が22%、残りを町が負担ということで、約半分が町が負担ということになって、ことし3月に完成して、ここは3保育室で、保育士が1名、看護師が1名、定員が6名ということで、この木城町では、

言われたのが、町内の子育て世帯のアンケートで、子供が急に病気になった際、面倒を見てくれる人がいないとの意見が多数寄せられていたと、こういう声に行政が応えているんです。子育てを一生懸命されている保護者の皆さんの声に応えているわけです。

私は、この高原町はそういったニーズがあったにもかかわらず、18年間ほったらかしじゃないですか、実際は。そういう本当に困っている子育ての方々に、率直に応えていく姿勢が必要だと、私はこの川南町、木城町との違いは何なのかというふうに思いますけれども。

町長、どんなふうに感じられますか。

○町長（高妻経信君）

ただいまの県内の公的に整備された施設も確かにあると私も承知をいたしておりますし、また、民間あるいは病院等で保育所、そういったものを併設されている様々あるようでございます。現在、議員がおっしゃるとおりでございますけれども、町としての検討はいたしておりますけれども、設置にはまだ至っていない状況がございます。

令和5年度、国のほうもこども家庭庁を設立いたしますけれども、そういったいわゆる子育て環境を町においても充実すべきであろうと考えておりますので、先ほど私のほうから答弁をいたしました、民間でそういった意欲のあらわれる方があれば支援をして、早急に設置できるようにお手伝いをできればと考えております。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

こういう保護者の方、女性で働かれている方は、公務員であればいいのですよ。休んでも収入は減らないのです。中小の企業で勤めていらっしゃる方は、日給月給ですよ。1日休めば、3日休んだら2万円ほど収入が減るのです。公務員の目線で見ているんじゃないかと思うのです。もう既にこういう、18年前にニーズ調査で明らかになっているじゃないですか。それを取り組もうとしないその態度。

私はもう以前から言っているのですけれどもほほえみ館、子ども・子育て支援センターがあります。川南町は隣の部屋にあると言いましたけれども、病児保育で子供がいない場合は子育て支援センターで仕事をするということで、この子育て支援センターの休みの日は、この職員は両方とも町の職員ということで、町立の保育園に出向するといいますか、応援に行くということで、ほほえみ館にできないかということなのです。

今、前から言っているシルバー人材センターが入っている部屋、ここがだめなら子育て支援センターの前にある中庭に設置できるわけです。だから、具体的に提案もしているわけですが、本当に働くお母さんの支援をしていただきたいと思うのです。あと残り9町村ですよ。やっていないのが。いずれやっていくと思うのですけれども、高原町が一番ビリになるのじゃ



ないかと思う。「検討します、検討します」って、前に全然進まないのです。今、児童福祉施設に委託している事業ですけれども、利用者がいないというようなことで、この病児保育、ぜひほほえみ館で設置していただきたいと。

木城町が行った、ここは改修事業ですけれども、そういうことで、どうすれば実現できるのかと。今、サッカーのワールドカップがありますけれども、16の壁をどうやって崩してベスト8に進むかということで、選手、監督の皆さんは必死で頑張って練習やらしてきたわけです。これと同じじゃないかなと思うのです。どうすればこの病児保育をつくって働くお母さんの支援になるのかということを真剣に考えていただいて、支援をするために病児保育を行っていただきたいと具体的に提案しているのですけれども、それでも駄目ですか。

ほほえみ館に設置は難しいですか。

○町長（高妻経信君）

このほほえみ館という場所を今特定されての御質問であるようですが、病児保育をどんな形でやるか。場所をそのほほえみ館でなければならないというふうには、私自身は考えておりませんけれども、ほほえみ館も一つの拠点として挙がりました。場所として適当かどうか、再度検証させていただければと思います。

以上です。

○4番（中村昇君）

この病児保育というのは、ずっと子供がいるわけではないのです。ですから、私は、子育て支援センターと隣接した場所で行うのがいいかなと思って提案申し上げているのです。

看護師1名、保育士1名なのです。独立したところでつくれば、その間、職員は必要ないわけです。子供が来なければ。ですから、働く場所として子供支援センター、もしくは綾町がやっている町立保育所に併設した形で設置しているのです。そういうところからの考え方で申し上げているのです。ただ単なるほほえみ館に設置してくれということじゃないのです。

御答弁があれば。

○町長（高妻経信君）

設置方法、公的にやるのかあるいは民間にお願いしていくのか。それと場所の問題、あるいは人材、こういったものを含めて、先ほど申し上げましたように、民間の意欲のある方がおられれば支援をしていくと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○4番（中村昇君）

町立病院についてお伺いいたします。

医師確保が厳しいというようなことで、人間ドックの体制も取れないような状況になるようで

ありますけれども、高千穂町、五ヶ瀬町とかああいいう西臼杵地域は、自治医科大から医師の派遣をしてもらっているようです。高千穂町病院で4名の医師を受け入れているということで、この前、西諸定住自立圏のお話をいただきましたけれども、この共生ビジョンの中で、今後の課題として、医師確保では産婦人科医のみならず、不足する診療科医師についても地域で完結する医療を目指すため、圏域市町が連携協力して取り組む必要があると述べられております。地域で医師確保をするというようなことで、この自治医科大、県が窓口になるのですけれども、からの医師の派遣、こういうことをこの西諸地域でもする必要があると思うのですけれども、それについて伺いをいたします。

○町長（高妻経信君）

自治医科大学からの医師派遣についての御質問でございます。

ただいまの御質問でありましたように、県内、特に県北を中心にこの医師派遣がされているというような状況でございます。ただ、この西諸地域においては、現在派遣は受けていないのが現状でございます。

そこで、この小林、えびの、高原3つの公立病院でございますけれども、県としての医療に関する、この県西地域といいますか西諸地域への、県立病院がこちらはないわけでありまして、そういった県の医療の姿勢といいますか、そういったことも含めまして、この西諸地域にもこの自治医科大学からの医師を派遣していただきたいということについて、この3首長で1月に県のほうに直接要望に行くということも決定をいたしております。今後、自治医科大学からの派遣の医師が令和5年度、全体枠というのをまだ我々は承知しておりませんので、そういったことも含めて、この西諸地域への派遣を強く要望をしていきたいと考えております。

私のほうも、県の担当課であります医療政策課のほうに何度か出向いておりますが、まだ現時点でははっきりした返事もまだもちろんありませんし、そういうことを踏まえて、まず西諸地域への派遣を要望するということで、3首長で一致しまして、要望していくということにいたしております。

以上です。

○4番（中村昇君）

ぜひ、自治医科大学からの医師の派遣ができるように、頑張ってくださいと思います。

それから、町長は、議員には知っている医者がおればお願いをしたいというような話もよくされるのですけれども、この高千穂病院では、医師紹介奨励金交付制度というのがつくられて、50万円を勤務開始後に支給していると。これを広く町民に呼びかけておられるみたいで、こういった制度も幅広く町民の方から紹介を得るために必要かなと思うのですけれども、これについて伺いをいたします。

○町長（高妻経信君）

今、中村議員からありましたように、町民が持っている情報といいますか、そこはなかなか把握し切れていない分があるかと思います。私も一時、独自に調べたことがありますけれども、やはり、高原出身あるいはゆかりのある方は相当いらっしゃるのではないかと捉えております。しかし、そこに町民とのつながりがあるとすれば、その町民の方にも対応をお願いしていきながら話を進めて、していくということも大事になってまいりますので、今御提案のありましたように、高千穂町の例も紹介いただきましたけれども、広く町民の方にもこの町立病院を守っていただくということからも、情報なり協力いただければと思っております。

以上です。

○4番（中村昇君）

ただお願いするだけでなく、やっぱりそういった町民の方にこういった奨励金みたいなのを交付する制度をつくれば、もっと町民の方も一生懸命医師確保に動いていただけるのではないかなと思いますので、ぜひつくっていただきたいと思います。

それから、病院の対応の改善の話ですけれども、私たちがお願いしている町民アンケートにも、医師の確保については69人の方がこのアンケートで医師の確保について答えられております。それから、対応の改善については、53人の方が、改善してほしいという希望を出していらっしゃいます。その中でいくつか寄せられた声を紹介しますと、「職員の対応、接遇をしっかりとしてほしい。そうすれば患者は戻ってくると、戻ってくるのではないか」ということです。

それから「待ち時間の短縮」、これは数名いらっしゃいました。

それと、「医者言葉遣いが問題」というようなこともあります。

それから、「腕のよい医師を確保してほしい」と。「●●先生に定年後もいてほしい」、「今、●●先生でもっている」と80代の方ですけれども、おっしゃっています。「今の先生は患者に対して冷たく感じます」60代の方、「患者に対して優しさ、丁寧さがなくなった」、60代の方。「二度と行きたくない、小林の病院へ行っています、優しく見てくれる病院へ行きます」、60代と。

対応の問題、やっぱりそういうことで町立病院を離れていく患者さんもいらっしゃるわけです。それから、夕方の受付、4時半までなのですけれども、時間を長くしてほしい、夕方の受付もしてほしいというような声も幾人かありました。これについては、この対応は難しいのか、この点をお伺いいたします。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午後 2時30分 休憩

午後 2時31分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行いたします。

○町長（高妻経信君）

まず、私のほうからただいまの御質問にお答えし、また、病院事務長のほうから補足をさせます。

まず、病院に対します、特に医師、スタッフの対応についての利用者の様々な声についてでございますが、これまで、令和元年、2年、元気アッププロジェクトを開催してきたわけですが、その中におきましても委員の皆様方からの様々な御意見等も伺ってきております。

また、病院内には御意見ポストも設置しておりますけれども、その都度病院では対応しながら、そして、そこに御意見ポストについてはお答えを、院内に表示をしたりしながらそういう対応をしてきてはおります。しかしながら、まだまだ、今御質問にありましたように、様々なお声があるということでございますので、やはりそういった声を真摯に伺う。そしてまた、そういった機会を設けて、この病院のまずは内部改革も継続しながら進めていくということも大事であろうと思っております。

それと、先ほど●●先生というお名前が出たわけですが、確かに今年度をもって定年を迎えられますので、先ほど申し上げましたように、令和5年度につきましては常勤医師が1人減ると私は認識をいたしているところでございます。

以上でございます。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

先ほど中村議員が夕方の受付についてお話がありました。

これにつきましてなのですが、以前は夕暮れ診療ということで行った経緯もあります。それが取りやめになった経緯も含めまして、ちょっと持ち帰り、また検討させていただきたいと思えます。

ただ一つ、今働き方改革、職員を含め医師も含めてなのですが、そういった働き方改革も一つ考慮に入れながらということで、できるかできないかも含めて、ちょっと持ち帰って、調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

このアンケートの中に、1つは「受付が悪いと、書いてください」という率直な回答があったのです。私も町立にかかっていますけれども、保険証とカードを同時に持って行ったときに、

職員の方が立ち話をされていて、「すみません」ってこちらから呼ばないと受付のほうにいらっしやらないとか、普通は椅子に座って受付をされるのです、普通の病院と違いますか。だから、立ったままで対応をされるのですよ。で、いらっしやらない場合もあるのです。奥のほうに。だから、1人受付を椅子に座らせて対応すべきじゃないかなと思うのです。

そういうことをしばしば、僕も2か月に1回行きますけれども、そういうことを感じるのです。だから、そういうことじゃないかなと思うのです。こちらが「すみません」って呼んで受付に来てもらうとか、実際もう、1人椅子に座っておれば、カードと保険証を受け取って、「わかりました」って、「お待ちください」って言えばそれで済むわけです。この受付に誰もいない。看護婦さんは血圧と血のあれを測るので向こうのほうにいらっしやるわけです。あそこが受付じゃなくて患者さんの最初の受付はそこになるわけです。

だけど、そこに、椅子に座っていないというふうなことで、こっちから、「すみません」って、立ち話をしよったりするから、そういうことをこっちのほうから言わないといけないのかなと、そういった受付のことを言われているんじゃないかなと思うのですけれども、その辺りについてはどう考えていらっしやいますか。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

これまでも様々な御意見を伺っておりました。今日、具体的に中村議員から申された点も含めまして、それらを持ち帰って、私のほうもちょっといろいろなところ話を、直すべきところだというふうに考えていますので、その辺は周知し、改善してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

まだまだ改善の余地がありますので、病院経営にも影響するこういう窓口の対応改善方をよろしく願いを申し上げて、質問を終わります。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○議長（温谷文雄君）

以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

◎ 散 会

午後 2時37分 散会

---

令和4年 第6回 高 原 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第5日)

令和4年12月16日(金曜日)

---

議事日程(第5号)

令和4年12月16日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

末 永 充 議員

温 水 宜 昭 議員

前 原 淳 一 議員

日程第2 各委員会の事務調査について

日程第3 各委員会の事務調査について

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

末 永 充 議員

温 水 宜 昭 議員

前 原 淳 一 議員

日程第2 各委員会の事務調査について

日程第3 各委員会の事務調査について

---

出席議員(9名)

1 番 陣 圭介君

2 番 反田 吉巳君

3 番 松元 茂春君

4 番 中村 昇君

5 番 温水 宜昭君

6 番 福澤 卓志君

7 番 末永 充君

8 番 入佐 廣登君

9 番 前原 淳一君

10 番 温谷 文雄君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 平 真樹君 書記（事務局次長） 中嶋 雄二君  
書記（副主幹） 古川 裕子君

---

説明のため出席した者の職氏名

|             |          |                 |         |
|-------------|----------|-----------------|---------|
| 町長          | 高妻 経信君   | 副町長             | 横山 安博君  |
| 教育長         | 西田 次良君   | 総合政策課長          | 馬場 倫代君  |
| 総務課長        | 末永 恵治君   | 会計管理者兼会計課長兼税務課長 | 酒匂 政利君  |
| 町民福祉課福祉係長   | 大學 康宏君   | 町民福祉課保険係長       | 山路 昌志君  |
| 町民福祉課環境保全係長 | 海老原 俊一郎君 | ほほえみ館長          | 久徳 信二君  |
| 産業創生課長      | 森山 業君    | 農政林務課長          | 平川 昌知君  |
| 農畜産振興課課長補佐  | 中屋敷 一郎君  | 建設水道課長          | 入佐 和彦君  |
| 高原病院事務長     | 花牟禮 秀隆君  | 教育総務課長          | 中別府 和也君 |

---

◎ 開議・日程

午前 10 時 00 分開議

○議長（温谷文雄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

◎ 日程第 1 一般質問

○議長（温谷文雄君） 日程第 1、一般質問を行います。

前回の議事を継続し、一般質問を続行します。

次に、7 番、末永充議員。

○7 番（末永充君）

〔登壇〕

皆さん、おはようございます。質問通告に従いまして質問いたします。

まず、町の将来像について伺います。町民の誰もが住み続けながら、豊かさと幸せを実感できる町を目指し、町の将来像を描き、その実現に向けて計画的なまちづくりを進めていらっしゃいます。基本理念として、みんなでつなぐ「神武の里」、「水とみどりと神話」が輝く健康な町に向けて進めていらっしゃいます。

しかし、最近、いろいろな方が不安を感じていらっしゃいます。それは、町立病院はこのままでやっていけるのでしょうか、小中一貫教育について、どのようになされるのでしょうかとい

うことをよく耳にします。１１月に町政座談会を開催すると言われましたが、いまだ再開されておりませんので、このことについて、町の将来像について、どうなさりたいのかお伺いいたします。

次に、恵まれた自然環境を次世代へ継承するために、自然と調和した安全で安心な環境で暮らせるまちづくりに取り組むことが必要だと思います。産業廃棄物の適正処理にどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

次に、防災対策について伺います。今回の台風１４号による大雨や強風によって、停電、水道が断水し、水のありがたさや復旧に携わっていただいた方に感謝の気持ちであります。

一方で、行政や自主防災組織等が主体的に連携して、地域での防災体制の強化を図ることが必要だと感じました。

今回の災害教訓として、地域コミュニティ組織と連携し、誰もが安全安心に暮らせる総合的な体制を構築することが求められていますが、災害時における独居老人支援についてどのように進められているのかお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。〔降壇〕

○町長（高妻経信君）〔登壇〕

おはようございます。ただいまから一般質問に対します答弁をさせていただきます。本日も、どうかよろしくお願い申し上げます。

まず、末永充議員の御質問にお答えいたします。

ただいま大きく４つの御質問をお受けしたところでございます。１点目、町の将来像についてという御質問でございましたが、このうち高原町小中一貫教育につきましては、教育長をもって答弁をいたさせます。

ただいまの御質問の中で、いわゆる座談会、町長と語る会の開催について触れられました。今年の１１月に開催を準備しておりましたが、コロナ等の影響によりまして、学校区での開催等も検討しておりましたが、まだ開催に至っていないということでございますけども、この状況を見ながら、めどがたち次第、この座談会の場を設けたいと考えているところでございます。

まず、町立病院につきまして、私のほうから答弁をさせていただきますが、現段階におきましては、「公立病院経営強化プランの方針」に沿いまして、現在の病院の規模や置かれた環境といった実情を踏まえ、特に現在の医療事業の動向、あるいは医師確保、こういったものを中心に、経営の強化に向けて様々な取組を今後も引き続き進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。



次に、環境行政、産業廃棄物の適正処理につきまして答弁をさせていただきます。

産業廃棄物は、廃棄物処理法によりまして、一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、そして責任主体がそれぞれ定められているところでございます。一般家庭から排出される一般廃棄物は、市町村の責任において処理されます。一方、事業活動に伴って生じた産業廃棄物につきましては、排出事業者の自らの責任において、処分をすることになっております。産業廃棄物を自ら処理することができない場合におきましては、都道府県の許可を受けた廃棄物処理事業者へ処理を委託できることになっております。

この廃棄物処理法には、廃棄物の排出抑制、適正な処理についての運搬、処分、再生などとともに生活環境の清潔保持をもって、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るよう果たすべき責務が定められているところであります。

議員から御質問を頂きました産業廃棄物処理につきましては、廃棄物処理法に基づき、本町でも適正に処理されているものと考えているところでございます。

以上でございます。

最後の災害時の独居老人の支援についてというような御質問でございました。災害時におきます独居老人等の支援につきましては、平成25年改正の災害対策基本法に基づき、市町村に作成が義務づけられる避難行動要支援者名簿を基に行うものと認識いたしております。

本町においても、要支援者名簿の整備は実施をしておりますが、支援に関する情報提供についての本人同意がとれていないなど、まだ、いわゆる個別的な計画までには至っていないという状況でございます。

現在は、民生委員・児童委員の皆様がお持ちの情報を基に、民生委員・児童委員の皆様や区長さん方の御協力をいただきながら御支援を行っている状況でございます。

以上でございます。

〔降壇〕

○教育長（西田次良君）

〔登壇〕

私からは、末永議員の高原町小中一貫教育についての御質問にお答えいたします。

本町は、平成23年度より「高原ならではの一貫教育」として、「未来を創る心豊かでたくましい高原っ子の育成」の具現化のため、「学力向上・ふるさと教育・教育支援・健康教育」の4部会を設け、一貫教育を推進しております。

統合後の小中一貫教育といたしましては、併設型の小中学校であります。既存の小中学校の基本的な枠組みは残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施するものでありまして、これまでの小中連携の取組を基盤として、一貫教育にレベルアップさせるというイメージであります。

次に、統合までのスケジュールといたしましては、「高原町小中一貫教育校準備委員会」で協

議を行いながら、令和8年4月の開校に向けて準備を進めていく予定でございます。

以上でございます。

〔降壇〕

○7番（末永充君）

それでは、随時質問させていただきますが、一般町政座談会ということで、めどがたち次第ということでもありますので、開催をお願いしたいと思います。

地域医療体制について伺います。今後の病院運営につきましては、公共施設の在り方検討特別委員会などでお聞きしました。持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインの概要説明があり、策定段階から議会住民に適切に説明をすることになっています。

町民の方々から、高齢化が進んで町外の病院に出かけるのは大変であると、町立病院の存続を願っている方々から悲痛な声も出ているわけなのですが、今後の地域医療体制について伺いたします。町立病院においては、現在、外来の診療を中止しておりますが、病院の経営改善策として、病床数39床となっておりますが、その後の経過はどうなっているか伺いたします。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

病院の経営改善策についての御質問でございました。今の末永議員の御質問にありましたように、町民の方々から、やはりこの町立病院の存続を願っている声を聞いているというようなことで、私もそういう気持ちで地域に密着した公立病院として存続をしていくということを今詰めているところでございます。

また、<sup>\*</sup>平成元年、2年に開催しました元気化プロジェクトの協議会におきましても、そういったお声を大きく、多くお聞きしているところでございます。※123ページに訂正発言

しかし、現在、この町立病院の経営、非常に医師確保をはじめ厳しくなっている状況でございます。その中で、ただいま御質問にございました一つの経営方策の中で、病床数の規模縮小といたしますか、そういう件でございますけれども、この件につきまして、令和4年4月より、ただいま質問にございましたように、病棟におきまして、現在の病床、56床から17床を休床して39床に変更するといったしておりました。しかしながら、一般病床につきまして、しばらくの間、30床を超えるような日が続いたということで、この中で休床いたしますと、当然収益が下がるということも考慮されるわけですが、そういう状況もございまして、現段階では休床はまだ行っておりません。しかし、一般の運営形態を見直す中で、再度検討をしてみたいと思います。

また、お尋ねの病院の経営改善策の一つといたしまして、私もこの病院の規模縮小ということ

で、公約としても掲げておりましたけども、現在のところ、看護師の退職者の不補充を行っておりますほか、人間ドックにおきまして、検査項目の一つとなっております胃内視鏡検査、いわゆる胃カメラでございますけども、この胃カメラ等を操作する医師確保の見込みが立たなくなっているというような状況もございます。

このようなことから、令和5年度から、胃カメラ等を除いた、これまでの人間ドックに代わるような新たな検査内容の健診制度を、今検討をいたしているところでございます。

以上でございます。

ただいまの私の答弁、訂正させていただきますが、元氣化プロジェクトの、私が「平成」と今、申し上げましたけども、正確には「令和元年」、「令和2年」でございます。訂正をいたします。

○7番（末永充君）

今後の方針に期待をしたいと思うのですが、現在の外来の診療は中止していますが、中止前は、町立病院の診察日は土曜日も診察されておって、町民のために日々貢献されていっていますが、患者数は減っているように感じられるわけなのですが、このままでよいのか不安を抱きますが、現在の状況をお伺いいたします。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

現在の状況でございますが、御質問にありましたとおりですけれども、令和4年4月から11月までの1日平均外来患者数は88.5人となっております。令和3年度の同期間は96.4人となっております、7.9人の減となっております。

以上でございます。

○7番（末永充君）

それでは、今後の方針について、方向性ですね、伺いたいと思いますが。11月の29日の宮崎日日新聞に掲載されていましたが、新型コロナウイルスの感染症対策により、医療機関で面会の禁止や制限があり、コロナ禍での在宅医療のニーズが高まっているとあります。高原病院では、どのような医療体制がなされているかお伺いいたします。

また、今後の病院の在り方をどのように考えていらっしゃいますか、町長の考えをお伺いいたします。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

まず、今、お二つ御質問いただきました。その中で、コロナ禍でのどのような医療体制がなされているかという御質問にお答えいたします。

町立病院におけるコロナ禍の状況の中での医療体制でございますが、入院患者におきましては、感染状況に応じて面会を予約制にし、感染対策を講じた上で面会していただいております。

また、携帯電話でのアプリ利用や、家族からの要望があれば写真を撮ってお渡しするなど、流行時は患者の状態に応じて主治医と相談し、御家族の責任のある立場の方に体調確認、個人防護服を借用していただくなど何らかの工夫、感染対策を講じて面会の場を設けております。ただいまうちの医療のレベルが今4ということで、今もう面会制限は、もう実施しているところでございます。

また、在宅や関連施設への「訪問診療、訪問看護」におきましては、流行時には個人防護具を着装して、当病院側が感染源とならないよう対策を十分に講じているほか、終末期の方は、ぎりぎりまで在宅で対応し、訪問看護ステーションなどと密に連携をとる体制を設けております。今のお尋ねにありましたとおり、末永議員の在宅医療のニーズが高まっているということもありまして、そういうような方法も検討しているということでございます。

以上でございます。

○町長（高妻経信君）

病院の在り方についてという御質問でありますので、私のほうでお答えさせていただきます。今後の町立病院の在り方につきましては、議会にも説明を申し上げましたけども、令和5年中に経営強化プランを策定することが義務づけられております。内容につきましては、ただいま議員から御質問にありましたように、その作成経過につきましては、議会にも説明をさせていただくこととなっております。

本議会におきましても、病院事業会計の補正予算（第2号）で可決をいただきましたけども、西諸医療圏医療事業等調査業務での分析と、それと西諸医療圏域の小林市、えびの市及び各公立病院及び各公立病院の役割機能を明確化、最適化し、さらに連携を強化するとともに、町立病院における患者数の動向や医師確保の状況、さらには、町の財政状況を慎重に見極め、この経営強化プランの作成に当たっていただくと、策定を進めていくと考えているところでございます。

以上でございます。

○7番（末永充君）

対策を十分とっていただいて、今後の5年後ということですので、経営プランがですね、十分協議していただきたいと思います。

次に、高原町の小中一貫教育についてお伺いしますが、学校運営面の様々な問題が発生していますが、その問題の発生の解決に、町民の方々から委員を募集して協議検討するための募集案内がございました。町民の意見を反映することは、新設に向けた協議検討を実施することは大変素晴らしいことだと思います。小中一貫教育の新設を予定している町民の参加というか、機会を広く確保するために、町民委員を募集して、学校現場、担当課では取り組んでいらっしゃる

るのですが、そのことは本当に必要であります、現場では、そういう学校現場では、色々と進んでいらっしゃるのですけれども、この令和8年度、この廃校になる建物について、町の将来像、今後の方針について、町長の考えをお伺いいたします。

○町長（高妻経信君）

ただいまの統廃合後の廃校の活用というような御質問であったかと思います。この学校の統合につきましては、令和8年4月に向けて準備を進めているところでございます。この跡地の利活用につきましても、庁舎の関係する部署において行政サービスの提供施設としての活用はできないかなど検討は進めているところでございます。

このスケジュール等も含め、今後の検討事項となりますけれども、今年度中に関係する校区の区長の方々より聞き取りを行いたいと考えているところでございます。

この学校統合の跡地利活用、これは当然、地域の方々にとっては非常に重要で、関心の大きい問題でございますので、当然、地域の皆さん方の声ですね、これも当然、お聞きをする機会を設けたいと思っております。

この今全国的にも小中学校、あるいは県立の高等学校、1年で数百か所、今廃校になっているというような状況もございますけれども、そういった全国的な活用事例、あるいは専門家等も交えて意見、こういったものを含めて、いわゆる地域の活性化等も十分考慮して活用方法を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（末永充君）

やはり町政座談会、町民の意見を聞いて、いろんな方向性を決められたほうがいいと思うのですけれども、早めになぜしないのかなと私は思うのですけれども、コロナの状況も見据えた形で行わないといけないと思うのですけれども、神武ホール1か所に集めて、そういう町政座談会ということも考えられるわけですね。早めにこの町政の座談会をしていただきたいと思うわけでございます。

次に、環境行政、産業廃棄物の適正処理について質問させていただきますが、本町に事業所があります産業廃棄物の搬入について疑義が生じたということで、出口区長と鹿児島山区長が県に対しまして説明を求めました。町民が不安を抱いている状況であり、町として、やはり払拭していくのが必要であります、町の考え方をお聞きいたします。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問にございました、本町に産業廃棄物処理を行う事業所がございます。そこで主に出口地区、鹿児島山区のほうから、この処理について様々な不安の声等が挙げられておりまして、これにつきまして、町としての考え方というようなことでございますけれども、今、町と

しては、やはり、まずは町民の皆さん方、特に地域の皆さん方の不満、あるいは行政に対する信頼の問題、こういったものを、払拭をしなければならないということで、宮崎県から、先日、区長会でございましたけども、県のほうから説明をしていただいたわけでございます。今後、処理事業者についても、説明をしていただくような、今お願いをいたしているところでございます。

このように、地域住民に対する処理事業者、あるいは県の説明の場を町としては設けながら、お互いが理解し合えるような環境をつくっていくことが大事であろうと思っております。

そのために、現在も県と連絡をとり合っておりますけども、さらに連携を密にしながら情報共有を図り、地域住民と産業廃棄物処理事業者とが良好な関係を築いていくように、町としての役割を果たしていきたいと考えているところでございます。

以上であります。

#### ○7番（末永充君）

昨日の陣議員の答弁でもあったのですけれども、県に対しての8項目の質問の説明議事録を、私は見させていただいたわけなのですけれども、県は、「住民の意向を踏まえることは大変重要であると考えている」という議事録書でありました。これは出口区長さんから見せていただいたのですけれども、その中で、「本県指導の状況や、それを受けた事業者の対応状況等、要望等があれば、役場等と連携しながら意見交換の開催を検討させていただこうと考えている」というのが県の回答でありました。県もそういうふうな形で意向を、宮崎県循環社会推進課長さんの議事録を見させていただきました。誠意ある回答というか、住民の声が伝えられている内容でありました。この議事録の内容を見ると。

出口区長、鹿児島山の区長さんが、それに対して質問事項等を書いていらっしゃったのですけれども、やはり聞き取りをしてみましたら、1日当たり約1.4台の搬入があると伺っていました。実情は1日当たり5台から6台の搬入があると聞いております。出口区長さんからの聞き取りですね。7台の大型車、フルトレーラーの搬入があるのですけれども、言われたのですけれども、フルトレーラーといったら延長が20メートルですよ。あそこの出口のほうでなかなか難しいのではないかなと。大型車が七、八台は、今現在、回っていると。産業廃棄物を積んで、町道を走っていると。業者も時間帯を制限して、いわゆる通勤通学の時間帯を避けて、そういう時間帯に搬入されていると思うのですけれども、プラスチックのくずが道路に飛散していると。これ写真を見させていただいたら、確かに飛散しておりました。現状は、非常に町民、住民が、やはり安心安全で生活できるということを望まれているのだらうと思うのですよね。県は、許可をして、高原町にはメリットというか、そういう、いわゆる道路幅員が狭いために非常に道幅が狭いということで、区としては通行の不便を来しているという区民の、出口区民

の方々の声であります。生活環境の保全に関する協定に違反しているのではないかと伺っております。

町道の場合は、表層が4センチですよね。県道の場合は、表層が5センチ、そして基層を5センチで、10センチはアスファルトを打っているのですよね、県道の場合は。そうすると、町道が蓋なんかも、あそこの町道は非常に割れたりしているということを出口区長さんから聞いております。大変、トレーラーでありますから、大型車であるから、町道としては、非常に道路としては、非常に傷みが非常に激しいのではないかなと。そういうことも考えられたわけなのですけれども。県が搬入確認を行っているのか、実は伺いたいと思うのですが、集合場所、マニフェストに沿って実施しているという確認であるのでしょうか、今後、県と町、業者と再度協議をする必要があると思います。町の考えを再度お伺いいたします。

○町長（高妻経信君）

私のほうで答弁をさせていただきます。

ただいま末永議員からございましたように、地域の住民の方々からは、いわゆる運搬車両の台数の件、それと道路上に運搬物、廃棄物が落下していたことがあったと。このように、非常に地元から業者に対する不信感といたしますか、そういったものの原因になっているのではないかなと思います。

それと、ただいま御質問にございました道路使用の件ですね、これも地元最優先というような表示はございますけれども、地元の方からすると、この運搬車両の通行により、道路が農耕車両等、非常に通行に支障を来しているというようなことも伺っているところでございます。

今御質問にございましたけれども、この搬入の確認についての御質問でありますけれども、県のほうでは、当然、確認は行っていると聞いております。この事業者の立入検査を月におおむね2回程度、車の予告なしで行っていると伺っております。

その中でありますけれども、マニフェストの作成が適正に行われているか、あるいは、この安定品目以外の廃棄物が持ち込まれていないか、こういったことについて、県のほうが確認を行っているところと聞いています。

以上であります。

○7番（末永充君）

地元住民が、安心安全で生活できるように対応していただきたいと、誠心誠意お願いしたいと思います。

次に、防災対策についてお伺いいたします。

9月14日から24日までの暴風雨及び豪雨の災害により、町民の防災意識が変わったのではないのでしょうか。停電や水道から水が出ない日々が続き、改めて水のありがたさや人の優しさ

など、助け合う力が備わったのではないのでしょうか。行政や自主防災組織等が主体的に連携して防災体制の強化を図ることが必要だと感じましたが、今回、ハード面について質問させていただきますが、令和4年の台風14号による被災状況についてお伺いいたします。

○総務課長（末永恵治君）

現在時点での数字となりますことを御了承いただきたいと思います。まず、9月17日午後4時に町内全域に高齢者等避難を発令いたしました。さらに、9月18日の午前8時には、町内全域に避難指示を発令したところでございます。避難所につきましては、町内5か所を避難所として開放いたし、最大で42世帯、67名の避難者がおられました。

人的な被害はございませんでしたが、停電被害が、ピーク時で1,680戸、断水被害世帯が3,304世帯でございました。そして、住家被害につきましては、罹災証明書を発行いたしますけど、一部損壊が1軒となっております。

そして、商工業の事業者につきましては、被害件数が10件でガラス破損や店舗の雨漏りとブロック塀の倒壊などもあったようでございます。

それと、国指定文化財につきましては、被害件数2件で、町民体育館分館の屋根が破損と、狭野神社の狭野杉の枝割れでございます。

社会教育施設等につきましては、被害件数が1件でありまして、教育集会所入口のドアが破損しております。

学校につきましては、被害件数6件で、校内の樹木の枝割れや作業用倉庫屋根の損壊等でございます。

それから、児童福祉施設につきましては、被害件数3件で、施設の屋根の破損や雨漏りなどでございます。

障害者福祉施設につきましては、被害件数1件で、雨漏り被害でございます。

それから、農林水産関係でございますが、農作物等施設が33件で、ビニールハウスの被害や牛舎屋根破損等でございます。

農作物等につきましては、被害面積が340ヘクタールございました。そして、農地及び農業用施設につきましては、維持補修30件、災害査定申請2件で、倒木や崩土、水路流出等の被害でございます。

次に、森林被害でございますが、常盤台水源地の町有林で被害面積約1.3ヘクタール、それから隣接します定木国有林の分収造林で、面積0.9ヘクタールの立木被害でございます。

それから、水道施設でございますが、第2水源施設の埋没被害及び導水管の流出がございました。

道路等施設につきましては、町道6か所の被害について災害査定申請中でございます。



次に、対応状況でございますが、停電及び断水は、もう既に改修いたしておりますが、断水の管は、自衛隊に災害派遣要請をいたし、給水車による給水作業をしていただきました。また、県の協力もいただき、他の自治体から応援派遣された給水車による給水作業も行っていたところでございます。

また、併せまして民間企業の方からも御協力いただき、給水車による給水作業を行っていただいております。

それから、社会福祉施設や社会教育施設等については、順次、修繕を行っている状況でございます。

それから水道施設でございますが、現在、仮設管を敷設し、町内の水の供給を行っている状況でございます。

道路施設等でございますが、土砂、倒木の撤去等を順次行っていき、一部を除きまして通行可能な状況となっております。

以上であります。

○7番（末永充君）

県内の被害額というのが新聞等でもありました。710億円と言われていますが、この高原町の被害額は幾らでしょうか。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午前 10時44分 休憩

午前 10時45分 再開

○議長（温谷文雄君）

議事を続行し、一般質問を続行いたします。

○総務課長（末永恵治君）

これも現在の概算値の数字となりますことを、御了承いただきたいと思います。本町の被害額でございますが、水道施設、農業や道路被害等合計いたしまして2億5,220万円でございます。2億5,220万円でございます。

内訳といたしましては、商工業事業者につきましては約100万円弱、町が管理する森林における被害においては、常盤台水源地の町有林で立木被害見込額が約900万円程度、定木国有林の分収林で立木の被害見込額が約600万円程度であります。それから農作物等施設につきましては、約1,700万円、それから農作物等の被害につきましては、約2,000万円でございます。それから、農地及び農業用施設につきましては、約1,120万円ぐらいでございます。このうち災害査定申請の関係が717万6,000円でございます。

そして、水道施設ですが、約6,000万円の被害となっております。

それから、公共土木施設でございますが、倒木、土砂撤去などで約680万円となっております。

そして、道路施設につきましては、災害査定申請件数で6件ございまして、申請額が1億2,121万円となっております。

以上であります。

○7番（末永充君）

高原町の被害額というのが2億5,200万円ということでありますが、かなりの被害額ということでありまして、台風14号の被害を激甚災害に指定して財政支援を行うということで、復旧をお願いいたしたいと思えます。

次に、今後の常盤台水源地等の復旧計画について伺います。従来は自然勾配により給水されていましたが、今回の災害でポンプアップによる給水をされています1月に災害復旧のための災害査定ですね、審査を受けることになりましたが、事業完了予定はいつ頃なのかお伺いいたします。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

末永議員が言われましたとおり、道路と水道については査定を受ける計画でございます。

それで、1月末に災害査定があります。令和5年度中の完成を目指しております。一日も早い復旧完了に向けて努力はしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○7番（末永充君）

非常に災害復旧というのは、元の位置に戻すというような形になると思うのですよね、原形復旧というような形になり、大変な苦労があるだろうと思えますし、林務、いろんな関係も含まれておることですから大変だろうと思うのですけれども。激甚災害に対処するために道路工事と併設してライフラインである水道工事も災害査定を申請しなくてはならないと思うわけなのですけれども、しかし、水道施設というのが厚生労働省の所管の激甚災害指定にならないということですよ。今回の水道工事については、高度な技術力と必要な予算、財源を確保しなければならないと思いますが、どのように対応されるのか、その広報も非常に大変だろうと思うのですけれども、その対応策というか、安価でしないといけないような状況であると思うのですけれども、そういう対応をされる、どうしたらそういううまくできるのか、お伺いいたしたいと思えます。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。まず、ここの常盤台水源地というのが、公共土木の道路の災害でやる

部分、あと厚生労働省の水道でやる部分、あとのり面につきましては、県のほうで復旧をしていただけるということで、その3つの事業ですね、それをうまく組み合わせて、公共土木施設災害の場合は補助率66.7%、これに今回は激甚で約1割上がるのかなと考えております。

ただ、先ほど議員も言われましたとおり、厚生労働省の場合は2分の1、50%が基本です。給水人口1人当たり1万円を超える災害があった場合は3分の2になります。しかしながら、今回、うちの給水人口は約8,800人、だから、8,800万円以上の需用費でないと3分の2にはなりません。だから激甚にはなりません。だから、2分の1、50%補助ということになります。

だから、道路と水道、お互いできる部分をうまく活用しながら、できるだけ補助率が上がるように査定を受けて、査定でできるだけもらえるように今計画しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○7番（末永充君）

補助率を非常に上げる対策というか、広報的にもいろいろ大変だろうと思いますが、頑張りたいと思います。

次に、町道災害の通行止めについて伺いますが、まだ復旧されていない通行止めが4か所あると伺っておりますが、それぞれの復旧のめどをお聞きいたします。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

まず、4路線についてでございますが、1つが地蔵原大久保線でございます。これにつきましては、災害申請を1月に受けて、災害復旧をしていこうと考えております。

あとその他3か所でございますが、町道柳野今房線、あと柳野旭台線、岩内鞍懸線、あの3つがございます。これにつきましては、いずれも道路のり面部の土砂や立木が道路に大量に流出したものであり、現在、それらの道路に関する除去につきましては、全て完了いたしております。

しかしながら、隣接する山のり面、そこに木の倒れかかっているやつとかそういうのがありまして、今後、崩土が発生した場合に、のり面等が不安定な状態になったりもしますので、今後、雨量によっては崩れる場合もありますので、今現在、通行止めとしております。

それで、地権者のほうに相談をしながら、地権者でできない場合は町でどうするかというのを、今、相談をしながら準備を進めているところでございます。

以上です。

○7番（末永充君）

3か所については、柳野旭台線、これはゴルフ場に上る急斜面の町道ですよね。そして、岩内鞍懸線、これは広域農道から鞍懸に上がる町道ですよね——と、柳野今房線、これは鷹巣神社からの町道と、全て町道であるわけなのですよね。隣接している方、地権者がいらっしゃるということですが、恐らく昔の方々、いろんな方がいらっしゃるのだらうと思うのですけれども、やはり崩土があったりして大変だということは分かるのですけれども、やはり町道というものは、私道であればいいのですけれども、通行止めをずっとしていれば経済効果はなくなってしまいますね。旭台のゴルフ場の利用をされるお客さんとか、農作業で行かれる方も遠回りをするなくちゃいけない。作業をされる方、通勤される方もいらっしゃると思うのですけれども。土砂排除はしても通れないという状況であれば、これは通行止めにならないということですよ。やっぱり道路管理者が誰かということになります。町長ですよ。町長、道路管理者は町道の場合は町長ですので、速やかにやはり開放すべきじゃないかなと思いますが、再度伺いますが、どのような考えをしていらいっしゃいますか。

○町長（高妻経信君）

今回の台風14号によりまして、また崩土などによりまして、あるいは倒木、まだ通行ができない状態になっている箇所が確かにございます。

町としましては、町民の皆様、あるいは町外から来られる観光客、ゴルフ場の利用者、様々な方に御迷惑をおかけしておるといのは十分認識をいたしております。町のほうでも、一刻も早く、この道路を通れるように復旧をするということで、現在、先ほど担当課長のほうが答弁しましたように、いわゆる地権者等の調整を精力的にやっけていながら、この通行止めの解消に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○7番（末永充君）

できるだけ早く通行止めから解消できるようにお願い申し上げます。

次に、民生委員・児童委員について質問させていただきますが、民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神で常に町民の立場に立って相談に応じるとともに、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることとされております。選任基準が、任期が3年で、地域の見守りや住民の悩みなどの相談に応じる民生委員のなり手の確保が年々難航しているとお聞きしております。今年の12月に、3年に1度の改選を迎えているところで、委員の周知のPR、魅力のPRといたしますか、必要であると思いますが、高原町では民生委員の確保はなされているのかお伺いいたします。

○町長（高妻経信君）

ただいまの末永議員の御質問にありましたように、民生委員法で任期が3年と定められており

まして、今年の１１月３０日がちょうどこの３年の任期が切れる時期でございました。

このようなことから、今年度この民生委員、児童委員の選任を行ったところでございます。

７月に推選会を開催しまして、地元から推選されました候補者につきまして審議をいたし、先日、１２月１日でございましたけども、委嘱状の伝達を行ったところでございます。

候補者につきましては、地元区長さんや民生委員・児童委員の皆様とともに、町のほうとしても候補者を願ひするというところに取り組んでまいりましたが、非常に担い手が、引き受ける方がなかなか難しいというような現状もあるというのを実感いたしましたところでございます。

そのようなことがありまして、当初、今、退任の意向を示されておりました方にも、また再度、そういった事情を御理解いただいて、留任をされた方もおられます。

高原町のこの定員でございますけども、民生委員・児童委員の定員が２９名、主任児童委員が２名と、合計で３１名となっております。

今回の改選、選任を受けまして、民生委員・児童委員が２７名ということですので、２名定員を満たしていないというような状況でございます。今２名の欠員が生じているわけでございますけども、こういう地区につきましては、引き続き、地域や民生委員、児童委員の皆様の協力をいただきながら、候補者の選定を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○７番（末永充君）

選任が確保されていなければ、今後、やはり地域の見守り、住民の悩みに対してのこれからの町としてどう考えているか再度お伺いいたします。どんなふうになればいいんでしょうか。

○町長（高妻経信君）

ただいま私が答弁いたしましたように、現時点で２名の不足が生じていることでございます。

こうなりますと、民生児童委員のこれまでいっしょだった地区に民生児童委員がいないという地区が出てまいります。このような地域につきましては、特に地域の見守りといいますか、こういったことにつきましては、防犯、あるいは防災の観点から自主防災組織等の協力もいただいなければならないと、このような様々な方法により地域の安心安全を図っていかなければならないと考えております。

また、地域の住民の方々の悩み、相談、こういったものに対しましては、福祉に関する情報等を積極的に発信しつつ、区長さんをはじめ、自治会の方々にも協力をいただきながら、こういった方々の情報等が入れば、関係機関等と対応をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○７番（末永充君）

一斉改選について、７月の候補者の審査をして、県の候補者推選を受けて、９月、そして区で

の候補者推選が11月、そして委嘱状という流れになっておりますね。そういう流れの中で、民生委員の役割について町民に十分理解していただくように、やはり広報紙なり地域にとって必要性というものを認識していただく必要があるのじゃないかなと私は思うわけですね。

町長、そういう、このまま2名減ということになると、恐らくその2名の方々というか、2名いらっしゃらない、非常に困るわけですね、地域の方々が。だから、その方法をどんなふうにするかという形になると思うのですけれども、やはりこの2名の方を再度欠員で終わらせるのじゃなくて、補充をするような形でお願いいたしたいと思います。

民生委員というのが特別職なのですよ。地方公務員で特別の地方公務員という、民生委員法の第15条に規定されております。市町村は本人同意なしに民生委員に個人情報を提供することが可能であるというような形になっておるわけですね。だから、いろんな情報も、民生委員にも情報を提供しなくちゃいけないと。役場から民生委員に対して、連携して、要援護者に係る情報の把握とか、共有及び安否確認などの円滑な実施をしていただく民生委員の方なのですよね。だから、そういう方々を、やはり欠員であるということは、非常に補充をしていただいて、PRをして、やはり補充するべきだと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、災害時における独居老人支援について伺いますが、台風14号による断水時の独居老人の支援対応について再度伺いますが、今回は民生委員の方々を中心に毎年調査していらっしゃる高齢者世帯、名簿に基づいて、上水道の被災に伴う飲料水の配布等を各区長さん、ボランティアの方々、また社会福祉協議会の方で配布されました。配布物は一箱12キロ、女性の民生委員はほとんどが65歳以上で高齢者、別の方々に頼んで配布された方もいらっしゃるそうですが、やはり自助共助であると思います。災害対策基本法の一部改正があって、避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられておりますよね。以前より大雨の頻度が、川の流れも流量も増えておりますし、激甚化に対応する対策ですかね、ハード整備も必要であります、防災意識を上げる必要が重要であります、こういうことを考えると、前向きに最大限の努力を払って災害を乗り越えなくてはならないと思いますが、町の今後の対策をどう考えていらっしゃいますか、伺います。

○町長（高妻経信君）

高原町でいいますと、平成23年新燃岳が噴火した際も、やはり独居老人の方、あるいは体の不自由な方、いわゆる自助・共助・公助でいいますと自助、いわゆる自分で非難ができない災害弱者の方ですね、こういう方が町内におられるということが、そういう経験もいたしました。そこで、今議員からありましたように、災害対策基本法の中でも、そういった避難困難者、特に高齢者を含めてですけども、そういった名簿を作成して、そして自治体でそういった方を把握して、そして避難誘導なり、いわゆる身の安全を図るというようなことであろうと思います。

高原町におきましては、この避難困難者の名簿につきまして作成を行っておりますが、先ほど議員の質問にありましたように、名簿の提供をする際の、いわゆるそれぞれ個人の承認といえますか、そういったものまでには至っていないと。要は、まだ完全に出来上がっていないというのが現状でございますので、やはり今回のこの断水時の民生委員の方々、区長さん、議員の皆様、ボランティアの方、あるいはボランティア連絡協議会、様々な方に御協力をいただくことになったわけですが、まずはそういった方々の把握をする上でも、この名簿を、またそういった場合に提供できるような、そういった完全な名簿というのを作成していかなければならないと考えております。

以上であります。

○7番（末永充君）

避難行動要支援者の名簿を早急に作っていただきたいと思うのですが、最近の雨の降り方の変化というのが、気象庁のデータもよく伺えるのですが、一日の降水量が、もう100ミリ以上になっているのですよね。日数も1.5倍、83日増えていると、そういうデータも明らかになっております。国県もそういう対応に乗り出している状況でありますよね。ハード整備というのは、今回、予算的にも時間的にも課題が多いと思いますが、町民の防災意識を上げる啓発に力を注いでいかないといけないと思いますね。これは要望ですので、今後の防災意識を高めるということでよろしくお願いいたします。

これにて質問を終わります。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。25分まで休憩いたします。

午前 11時12分 休憩

午前 11時22分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行いたします。

次に、5番、温水宜昭議員。

○5番（温水宜昭君）

〔登壇〕

さきに通告いたしました高原町政運営についての一般質問を行います。

なお、令和2年6月定例会で高原町職員人事異動と令和3年12月定例会での町長の政治姿勢についての関連質問を行っておりますので、それを踏まえて、改めて7項目でお伺いをします。まず、町長は「町民本位、町民ファーストの町政運営を目指すために町民の声を町政に反映さ

せる」と公約されていますが、そこで1つ目は、町民からの陳情や要望等についての基本的なお考えと直近の件数をお伺いをいたします。

2つ目は、今年度から行政改革推進室を新たに設置されましたが、設置目的についてお伺いをします。

3つ目は、平成31年度から役場組織の変更を実施されてきましたが、目的についてお伺いをいたします。

4つ目は、役場職員構成について、直近の職員数と男女比率、また町内外出身者の構成についてお伺いをします。また、昨日の陣議員の質問と重複をいたしますが、職場でのハラスメントの有無と対策について、改めて町長と教育長にお伺いをいたします。

5つ目は、会計年度任用職員数と男女比率、また採用形態と処遇についてお伺いをいたします。

6つ目は、指定管理者制度への移行による効果等についてお伺いをいたします。

7つ目は、各団体の補助金の在り方についての町長の基本的なお考えをお伺いし、壇上からの質問といたします。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

温水議員の御質問にお答えいたします。

まず、「高原町の町政運営について」ということで、全般的な御質問でございました。この中で、職員構成についてという御質問があったかと思いますが、その中の学校教職員のハラスメントの有無につきましては教育長に説明をいたさせます。

まず、町民本位、町民ファーストの町政運営の現状についての御質問の中で、陳情・要望等の件数についての御質問でございました。令和元年度から令和3年度の3年間でございますけれども、45件の陳情・要望が各種団体等から町のほうに提出されております。

その中で、まず対応済みとなっております、あるいは解決済み、こういったものが、ただいまの45件の中の19件となっております。また、令和5年度以降に予算対応などを予定しているものが2件ございます。

また、定例的な要望——定例的な要望と言いますと、毎年、団体等の運営補助とか、あるいは行事、イベント等の補助、毎年支出している補助等もございますけれども、そういった団体、あるいは地域、こういった要望、あるいは、そういった定例的な要望や要望に向けての努力を現在行っているものが7件ございます。まだ、この要望におこたえするというような、めどが立っていないというもののような判断がされているものが17件でございます。

なお、このめどが立っていないものの中には、この財源的なものの検討が必要なものもございまして、国県等よりの財源確保を要望しているものも含んでおると理解をいただきたいと思います。以上でございます。



次に、行政改革推進室の設置についての御質問でございます。この設置目的というような内容でございました。

まず、行政改革という考え方でございますけれども、行政改革は一般的に時代に即した行政需要や町の重点施策に的確に対応し、住民サービスのより一層の向上を図るために、組織、制度や行政運営の在り方を見直し、行財政運営の適正化・効率化を図っていくものでございます。これまでこういった対応をする中で、この行政改革に伴う暫定的といいますか、そういった担当を設置したことは過去にもございます。現在、令和4年度から総務課内に行政改革推進室を、今、設置をしております、この目的といたしましては、私の重点施策の一つであります子育て支援の充実のための組織体制の整備をはじめ、全庁的な組織の見直しの検討、あるいは病院事業の経営改革に伴う業務など、こういったものを主に実施していくために、今設置をいたしているところでございます。以上でございます。

次の御質問でございましたけれども、組織改革による効果と課題についてというような御質問の中の、課の統廃合の目的はというようなご質問でございました。課の統廃合につきましては、その時々、国県の施策や町の重点施策、あるいは行財政改革を踏まえながら、これまでも行ってきております。

温水議員からございました課の統廃合につきましては、令和元年度でございますけれども、「まちづくり推進課」を「総合政策課」と「産業創生課」に分けております。また、「農政畜産課」を「農政林務課」と「農畜産振興課」にそれぞれ分けております。また、「農村建設課の農村整備係」を「農畜産振興課」に移しております。このことによりまして、「農村建設課」を「建設課」に変更いたしております。また、令和2年度には「建設課」と「上下水道課」を統合しまして、現在の「建設水道課」といたしたところでございます。

このような課の統廃合を行っておりますけれども、目的といたしましては、私の公約でございますけれども、「産業振興と雇用創出」を進めるために新たな課の設置をいたしておりますし、また、重点施策でございます人口減少への対応、あるいは地方創生への推進、畑地かんがい事業のさらなる推進、そして、国の新しい制度への対応など、町政推進のため、あるいは行政改革の一環として実施をいたしているところでございます。以上でございます。

次に、職員構成の御質問についてお答えいたしますが、まず、現在の職員数、男女比率についてお答えいたします。

役場、病院等合わせまして、現在、町の職員が180名でございます。内訳ですけれども、まず男性が116名、女性が64名となっております。比率でございますけれども、ただいまの中で男性が64.4%、そして女性が35.6%となっております。以上でございます。

次の御質問でございましたけれども、職員の構成の中の町内外の出身者の構成ということでござ

います。お答えいたします。

この出身者という定義が、なかなかの曖昧な部分もございますので、まず町内在住ということでお答えいたしますので御了解いただきたいと思います。

まず職員数は、先ほど申し上げましたように180名でございますけれども、その中で町内在住者でございますが、98名でございます。また、町外在住者が82名となっております。この比率でございますけれども、町内が54.4%、町外が45.6%となっております。

なお、病院職員を除きますと、合計で職員数は132名となりますけれども、町内が80名の60.6%、町外が52名の39.4%となります。以上でございます。

次の御質問でございますけれども、同じく職員構成についてという中での、職場でのハラスメントの有無についての御質問でございます。

失礼いたしました。本年4月に町職員、会計年度任用職員並びに社会福祉協議会職員を対象に実施しましたアンケート、ハラスメント調査でございますけれども、これまで「パワーハラスメントを受けたことがある」と答えた職員の割合でございますけれども24.9%でございます。

次に、「セクシャルハラスメントを受けたことがあるか」という質問に対しまして、「受けたことがある」と答えた職員が9.5%。また、「マタニティハラスメントを受けたことがあるか」という問いに対しまして、3.8%が「受けたことがある」というふうに答えております。

このようなハラスメントを受けた時期についても調査しておりますけれども、現在からの6か月前が、失礼しました。現在から…このアンケートの内容は、私が申し上げましたハラスメントを受けた時期についての問いでございますけれども、このアンケートは4月に実施をしておりますので、まずそのことを再度申し上げまして、現在から6か月前、いわゆる4月から6か月前の間に「受けたことがある」と答えた職員が17.8%。さっき申し上げました3つのハラスメントを含めて、4月から遡って6か月間の間に受けたと答えている職員が17.6%。そして、6月から、また6か月から1年前に遡って、同様に受けた時期でございますけれども17.8%。そして、1年前から3年前まで遡ってでございますけれども23.7%。そして、それ以前に受けたことがあるというような回答があったものが40.7%となっております。これが、このハラスメントに関する調査、アンケートの結果でございます。

このハラスメント対策についてございましたので、先ほど答弁をいたしましたけれども、この調査を受けまして、まず職員に、この実態のアンケートの結果を、周知を図っております。客観的に見て、業務上、必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導についてはハラスメントに一般的に該当しないと考えますが、これらの非常にアンケートを受ける側との、いわゆる線引きといいますか、これが難しい部分がありますけれども、ただアンケートといたしましては、そういった、そういう受け取り方をしているという結果でありましたので、そのように御

理解いただければと思います。

このハラスメントの予防の対策として、職員研修等も今年度計画いたしているところであります。また、メンタルヘルスチェックも毎年行い、結果も本人に返し、ストレス等がある場合の対処方法について、専門家から、紙ベースであります但助言を頂いております。

職員を対象としたハラスメントに対する自肅の向上のための研修の実施や相談できる窓口対策への整備、ハラスメントが起こった場合の適切な対応等、職場環境の整備については、今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

次に、会計年度職員についての御質問がございました。御質問でありましたけれども、まず職員数を申し上げたいと思います。

令和4年12月1日現在でございますけれども、庁舎、ほほえみ館、学校を含む教育委員会及び病院を含め、会計年度任用職員が139名となっております。男女の数を、まず申し上げます。男性がうち30名、女性が109名となっております。比率で申し上げますと、男性が21.6%、女性が78.4%となっております。

次に御質問でございましたけれども、この会計年度任用職員の採用体制、処遇というような御質問でございました。令和2年4月1日から、この会計年度任用職員の制度開始となっておりますが、それまで臨時的任用制度とは処遇面でかなり改善をされてきていると受け取っております。

まず、1会計年度内の採用というのは同じでございますけれども、それまで6か月を超えない期間で臨時的に任用できるとなっておりました。これが6か月を超えないというような期間が撤廃をされまして、人事評価や次年度事業等の絡みもございしますが、国の取扱いに倣い、最大2回までの再度の任用を行うことができるようになっております。つまり3年間の任用が可能となっております。ただし、3年置きに全職種の試験及び選考を行うことといたしております。また、臨時的任用制度にはなかった3年を限度に昇給し、通勤手当や期末手当の支給もいたしております。このように処遇改善が行われており、これまでの事務補助から軽微な担当をお願いするようなことにいたしております。以上でございます。

次に、指定管理者制度についての御質問にお答えいたします。

本制度の導入でございますけれども、当初は、今後の行財政改革を進めるに当たり、公の施設の管理運営の在り方を検討することが必要なものとされたところから、当時の、国が示した指定管理制度の運用通知がございました。

この趣旨でございますけれども、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスのより一層の向上を図っていくことで各施設の設置目的を、効果的に達成をすると、このような目的であったと認識をいたしております。

ただいまの御質問にありました本制度への移行の効果といたしましては、各施設の設置目的に對しまして、各指定管理者が適正な取組により、それぞれ一定の評価ができるものというように判断をいたしているところでございます。以上でございます。

最後の御質問でございましたけども、補助金の在り方についての御質問でございました。

毎年度、次年度の当初予算編成方針におきましては、全ての補助金等について、必要性和補助率や補助額、対象者等の妥当性について、再評価・再検討を行ってきております。具体的には、補助期限の到来したもの、補助目的が達成されたもの、補助効果が少なくなったもの、本来、自主運営とすべきものについては、原則廃止などの見直しを行うことといたしております。

多額の一般財源を要する補助金、あるいは長期間にわたって支出しているような補助金につきましては、目的及び効果について全面的に再点検を行い、補助金の廃止縮小、補助率の見直し、終期——期限の設定等を検討することといたしております。

各種団体等の運営補助金につきましては、団体自体の自主財源の確保の強化、事業運営の効率化等を要請しまして、補助金の廃止・縮小を図ることといたしております。このように基本的な考え方を持ちながら検討を進めているところでございます。

以上でございます。 [降壇]

○教育長（西田次良君） [登壇]

私からは、温水議員の学校教職員のハラスメントに関する御質問にお答えいたします。

学校教職員のハラスメントにつきましては、現在のところ事例は確認されていないところであります。ハラスメントの対策といたしましては、宮崎県教育委員会が策定しております「服務規律等マニュアル」を基に未然防止等に努めているところであります。

また、教職員間でハラスメントを見聞きした場合、または受けたと感じた場合には、各学校に設置しておりますコンプライアンス推進委員会のハラスメント相談窓口にご相談を行うか、あるいは学校で相談しにくい場合には、外部の相談窓口へ相談することができるよう組織的に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。 [降壇]

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。昼食のため1時10分まで休憩いたします。

|    |        |    |
|----|--------|----|
| 午前 | 11時52分 | 休憩 |
| 午後 | 1時10分  | 再開 |

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行いたします。

○5番（温水宜昭君）

それでは、自席から質問させていただきます。

まず1つ目の陳情要望等についてであります、17件がまだ実施されていないということでありました。陳情要望等についての流れを教えてくださいのですけども、総務課なりに直接陳情される場合もありますでしょうし、それぞれの課に要望されることもあろうかと思えますけども、陳情されたり要望された場合は、もうその時点で町長まで伝達と言いましょうか、そういうふうにされているのか、関連質問ですけどお尋ねしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

まずは、私のほうで陳情要望があった場合の流れについてお答えしたいと思います。

その内容によりまして、通常は担当課に陳情要望書が出されます。例を挙げれば、町道関係であれば建設水道課、あるいは農道であれば農畜産振興課、そういったように中身によりまして、要望内容によりまして、それぞれの担当課がまず出されたものを受け取ると。そしてまた、その他内部で文書の受付をしまして、それでその後、受付をする場合に私のほうにも回ってまいりますので、全ての目を通していただいております。

その上で、最終的には集約するのが総務課のほうで集約をしております。ですので、各課においても当然それぞれ担当課において、陳情要望の内容については把握をし、そして総務課のほうで取りまとめると。それで、それぞれの内容によりまして、私に直接、要望陳情書を私のほうに、手交、手渡しでお願いに来られとる場合もあります。私がそういう対応をした場合については、そこで私がお答えできるものは、もうそこでお答えするものもございますし、また予算あるいは町として執行しなければならないのか、地元でできないのか、様々な方面からそこで即答できないものについて、また関係課を交えて検討をさせていただいて解答させていただくと。

主にそういったような流れになっております。

以上です。

○5番（温水宜昭君）

流れについては一応理解をしました。

この17件のうちに、私も一応陳情を上げておるのですけども、未解決の部分だと思います。

次に、ほかに町民の声を聞く方法についてでありますけども、町長が以前、地域担当職員制を言われましたけれども、これは私の個人的な考え方では、地域に職員を置かれるということは、なかなか負担が大きいのではないかなという感じがしております。実施されていないから、今のところいいのですけども、もし実施された場合は、なかなか職員は大変じゃないかなと思いますけれども、これは通告していませんから、もしできればされないほうがいいんじゃないか

なということで、私の意見として聞いておいてください。

次、2つ目でありますけども、行政改革推進室を今度設けられて、子育て支援とか病院改革ということで答弁をされましたけれども、私は9月の定例会で債権管理の一元化に質問をした中で、町長の答弁の中で行政改革推進室との答弁がありました。その辺についてお伺いをしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

ただいま、ありましたように、いわゆる税手数料、そういったものの収納関係の一元化につきましては、今質問にございましたように、今回のこの行政改革の中で、私のほうからこのことも協議をしてほしいということでお願いをしたところでございます。

しかし、内容をそれぞれ部会等で検討いたしましたけども、私のほうにも説明がありましたが、まだこの一元化をするというところまではまだ至っていないと。今継続をして、この行革の中で、まだ審議を続けている状態でございます、これは令和5年度に、これが実行できるかということについては、現時点ではまだ4月当初からは難しいのではないかと、私は今そういうふう

に受け取っております。令和5年度当初では、以上です。

○5番（温水宜昭君）

それで、この行政改革推進室を総務課のほうに設置されたわけですけども、内容的なものを見れば、総合政策課かと思うのですが、そこ辺は捉え方の問題でしょうけど、総務課に設置された意味合いというか、高原町行政組織規則の中でうたわれているのですけども、これに当てはまっているのですか。総務課でよろしいのですか。

○町長（高妻経信君）

この行革の捉え方の問題であろうかと思っておりますけども、高原町においては、これまでも総務課の中でこの行革は進めていきたいと思っております。と申しますのは、総務課の中に財政係がある、あるいは職員管理、そういった課の組織的な管理を総務課で行っていることがございまして、今回も総務課の中にこの推進室を、設置をしているということでございます。

以上です。

○5番（温水宜昭君）

目的について、推行されていくことを、期待をしたいと思います。

次に、3つ目でございますが、役場組織の変更でございますけれども、町長が答弁の中で申されましたように、「まちづくり推進課」を「総合政策課」と「産業創生課」に、平成31年からされておりますけれども、一部には「町づくりをやめたんかな」という声も聞かれたのです。前向きに捉えた場合に、確かにこういう課を新しくつくられるということはいいと思うのですが、町長のほうから前向きに、国や県なんかの施策によっていろいろ部署を変えていか

ないかんということは理解をするのですけれども、例えば、ふるさと納税について、私が議員にならせていただいて、まず質問したときは、総合政策課が担当をされておったのです。令和2年度から産業創生課、今年から地域商社というようなふうになっているのですけれども、見ようによっては、町の自主財源を考えたときに、とても重要な施策かなと個人的には思っております。

そういう一元化というか、そういう部分に鑑みますと、やはり1年足らずぐらいでそういう課を変えていくのは、いかななものかなと率直に思うんですけども、町長のほうでお考えがあればお聞かせください。

○町長（高妻経信君）

まず、ただいま御質問にありましたように、そのように事務の担当課が変わると、町民の方々も戸惑いがあるというようなことも確かにあるかもしれません。ただ、やはりその時々、国・県の状況なり、町として力を入れていく施策、そういったものをやはり私が就任して5年目ですけれども、やはりその間にも目まぐるしく、そういった周りの環境が変わってきていると捉えております。やはりそこに対応していくにはどうしても役場の職員体制といいますか、この組織というのはそれに対応していかなければならないということがあります。

私が、ここ二、三年の間にも、例えば新人管理制度とか、これまでなかった制度が出てきたり、あるいは福祉関係もそうでありますし、あるいはコロナへの対応、このように他の短期間の間にもこういった情勢が変わっていくということですので、やはりそれにその都度都度対応をしていくと。

そして、今質問にございましたように、町民にやはりもっと分かりやすい組織といいますか、さっき、「まちづくり推進課」という、今、議員のほうから挙げられましたけれども、やはりそういった町民がなじみやすい課名にしていく、分かりやすい課名にしていくことも、今この行革の中でも、今出ている件ではございます。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

これも関連質問になりますけれども、今の「建設水道課」に「建設係」、「農畜産振興課」に「農村整備係」がありますけれども、業務的には同じ工事等に対する係だと思っておりますけれども、こういう災害のときなんかは業者さんの対応とか、そういう部分を考えてときに、統一した係みたいなやつ、もちろん振興局と土木事務所の関係がありますから厳しいと思うのですが、そういう部分についても検討をできないものか、これは私の要望です。

もう一つは、今の農業関係については今2階でされております。建設水道課さんが下の方に1階におられるのですけれども、その対応の人数とかそういう部分にしたときに、一部の声では

農業関係については1階のほうでという声も聞くのです。そういう意見もあることはあるのですけども、町長のほうでもしお考えがあれば、なければもう構いませんけど、そういう声があるということをお伝えをしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

やはり住民サービスということを考えれば、今、温水議員が質問にありましたように、先ほど私が申しあげました課の名称、まずあらゆる面から、やはり考えなくてはならない部分があるかと思います。今、役場のどの課をどのフロアに置くかということも、やはり住民にとっては便利に利用される方にとっては、そこもあるだろうと思います。ただ、1階に今配置しております課も町民の方が多く訪れ来庁される課であると思っております。やはり1階もスペースに限りがありますので、そこはやはり町民の方に説明をして御理解を得なくてはならないだろうと思っております。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

次に、令和5年4月に国の子ども家庭庁設置をされておりますけれども、それに対する本町の対応について伺いをしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

子ども家庭庁が国において、令和5年度に設置をされるわけですが、これに対応をするということで、本町におきましてもこの行革の検討の中で、そういった子ども関連のこれまではほほえみ館あるいは町民福祉課、分担をしておりましたけども、そういったそれこそ町民の方にも分かりやすい、利用しやすい、そして子育てを一貫してできる、やっていくというようなことで、一つの組織を設置したいということで、今これも行革の中で検討中でございます。

○5番（温水宜昭君）

以前、保育所の職員さんたちと話をした場合に、私1回質問したかもしれませんが、子供に関してはもう1つの課で対応していただくと、まごつきがないとかそういう話がありましたので、ぜひその辺を、検討をしていただきたいと思います。距離的なものもありますし、子供さんが生まれたときは「ほほえみ館」とか、あと「町民福祉課」とか、町長がおっしゃられたようにまごつく部分もありますので、ぜひ前向きに検討をしていただきたいと思います。

4つ目についてお尋ねしますが、職員数が180名で、私がこの町内外出身者をお尋ねしたのは、在住者で答えをいただいておりますけども、実は今春の新人職員の意識調査というのがありまして、抵抗がある業務ということで、知らない人や取引先に電話をかけるのが大変だという職員さんのアンケートが出ているのですけれども、と言いますのは、町内で育って、そういう地域で育った方と別に差別をする意識はありませんけども、やっぱりよそから来られた方





○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午後 1時33分 休憩

午後 1時34分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行いたします。

○5番（温水宜昭君）

先ほどの質問については訂正いたします。削除します。

○議長（温谷文雄君）

削除。

○5番（温水宜昭君）

はい。

次に、女性管理職や若手管理職の登用について、町長にお伺いをしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問ですけど、女性管理職ということよろしいですか。

○5番（温水宜昭君）

はい。

○町長（高妻経信君）

はい、お答えいたします。

女性管理職につきましては、現在課長級が2名でありまして、役場、庁舎1名、病院、職場1名でございます。

その中で、管理職の中で占める割合でございますけども、庁舎が管理職13名に対し1名、病院が3名に対し1名でありますので、女性管理職の割合は12.5%というような現状でございます。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

町長が今後、要はそういう女性の管理職等に積極的というか、そういう部分をお持ちなのかを聞きたかったのですけども。

○町長（高妻経信君）

いわゆる女性の登用というような御質問であろうかと思えます。

現状につきまして、ただいま申し上げたとおりでございますが、私としては、男女区別なく、

その職員の経験、意欲、様々な面を考慮しながら、女性であるからという考え方は全くございませんので、同様ないわゆる管理職種の登用、逆に女性だから登用ということでもない、私は男女とにかく意欲、能力も含め経験そういったものを含めて考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

ちょっと質問が前後しましたがけれども、先ほどのハラスメントについて、教育長のお答えは今のところないということでありましたので、教育長の指導が良かったのだろうなと受け止めております。

以上です。

次、5つ目でございますけれども、会計年度任用職員についてでありますけれども、職員さんが139名、会計年度任用職員さんが139名でありますけれども、これは、採用形態は皆さんこの139名一緒ですか、フルタイム職員とか、そこ辺は。

○議長（温谷文雄君）

もう一度お願いします。聞こえづらかったという。

○5番（温水宜昭君）

すみません。会計年度任用職員が139名という答弁がありましたけれども、皆さんフルタイム職員というかそういう形ですか、パートさんもいらっしゃるのですか、この中に。

○総務課長（末永恵治君）

本町の会計年度任用職員は、フルタイムはいらっしゃいません。いらっしゃらないです。

○5番（温水宜昭君）

処遇については、今回の定例会で給与等に関する条例で、職員の待遇については今回の条例改正で前に進んだと受け止めておりますけれども、この会計年度任用職員の中で、男性が30名、女性が109名とありましたけれども、俗に言う専門職の受入れ状況についてお尋ねをしたいと思います。

○総務課長（末永恵治君）

専門職につきましては、いわゆる国家資格を必要な職種、また、前の職場というか人脈とか経験等を必要とする職に、今現在の39名の方を専門職という立場で受け入れております。今後また必要な部署に必要な人数を配置したいと考えております。

以上であります。

○5番（温水宜昭君）

関連質問ですけれども、全体の職員さんが180名おられて、会計年度職員さんが139名と

いうことでありますけれども、会計年度職員さんは、知り合いとかそういうつてもあるでしょうけれども、今後、職員さんの採用について恐らく業務も多くなってくれば増えてくると思うのですけれども、その辺についての対応といいますか、考え方を町長がお持ちであればお聞かせください。

○総務課長（末永恵治君）

私のほうで答えさせていただきますが、町長のほうの壇上での答弁でもありましたとおり、会計年度という考え方から、一つの会計年度なのですけれども、2回更新できるということで、3年間は延長できるわけなんですけど、当然それには予算が絡んできておりますので、行政改革、財政改革等を進めていく上で必要な事業には配置はいたしますけど、休止する事業、廃止する事業については、配置はできませんので、行政改革等と行財政状況を見ながら配置していくものであります。

以上であります。

○5番（温水宜昭君）

何て言うか、そういう会計年度職員さんの場合は3年でまた新たに継続はできるという考え方でよろしいのですか。

○総務課長（末永恵治君）

一応、国のほうに習いまして、3年おきに全職種の試験及び選考を行うこととしておりますので、継続という考え方よりも更新という考え方のほうが近いかなと思っております。

以上であります。

○5番（温水宜昭君）

分かりました。

次、指定管理者制度への移行についてでありますけれども、行財政改革と民間企業のノウハウを活用するために指定管理者制度に移行したということでもありますけれども、まず、この施設等についてのメンテナンス、これについての基本的な考えをお聞かせ願いたいと思います。というのは、建物とかそこ辺については、町で建て替えないといけないものと理解をしているのですけれども、そこ辺の計画というか、今出されているところのそういう部分についての基本的な考えをお聞かせいただきたいと思います。

○総務課長（末永恵治君）

指定管理者との指定管理協定を結ぶ際にリスク分担表という取決めを行っております。その中には、突発的な事態発生時には、町及び指定管理者双方に疑義が生じないよう、あらかじめ可能な限り明確にしておく必要がありますが、なかなか難しい面もございます。そこを協議によって決定することとしている施設もございます。

施設の根幹に関わる修繕等は、やはり管理者である町と、維持管理的な軽微な部分については指定管理者にお願いしているというところもございますが、指定管理を受ける側の財力とか体力というか、ある面で一概に金額で示せないところもございます。10万円という線引きはしているのですが、それを負担できるところと負担できないところもあるのも事実でございます。

本町におきまして、公の施設の老朽化が著しくて維持補修費の増加が大きな課題となっております。施設整備につきましても、町民や利用者に我慢いただいている部分も多分にあります。今後につきましても、優先性、緊急性を考慮して、緊急性と基準として限りある予算の中で順次整備を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○5番（温水宜昭君）

今、綾町で、指定管理でトラブルが出ておりますけれども、今のところ高原町ではそういう委託先とのいろんなトラブルというか、そういう部分はないということよろしいですか。

○町長（高妻経信君）

高原町にはございません。

○5番（温水宜昭君）

一つ、今、保育所は社会福祉協議会のほうが管理をされていると思うのですがけれども、保育所さん何かがトイレが和式でどうのこうのというような話があるのです。だから、そうだからといって社会福祉協議会が出せるはずでもないで、そこ辺の風通しをうまくやっていただいて、公営の保育所でしょうから、そういう部分については考えておいていただきたいと思います。これは私からの要望としてお受け取りください。

7つ目ですが、今、各団体への補助金の考え方で、必要性、妥当性を鑑み、今は補助をしているということでもありますけれども、私が把握している中では、補助金としては、観光協会、西諸広域行政事務組合、地域商社、商工会等かなと認識をしておりますけれども、長期的な場合には補助金の再点検もしながらという答弁がありましたけれども、この補助金の在り方については、必要性、妥当性といわれた部分の中で、分かりにくいというか実際、例えば補助金を受けるのにこれだけいるから町にこれだけの補助がいるんですよというようなものを示してされているのか、それをお聞きしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

この補助金の内容、様々ありますが、今、温水議員の御質問で、団体、先ほど例を挙げて質問されましたけれども、その団体にとってどういう使われ方をしているのかとか、どういう部分に必要なのか、それぞれ団体によって異なります。例えば、年間のその団体あるいは組織の単純

に運営経費としての補助という場合もございますし、あるいは明確に人件費分とか、そういう数字が明確にされている分もございますし、その団体あるいは組織、今様々ですので捉え方がその団体によって変わってまいります、今御質問の趣旨は、恐らく単なる運営経費で出していると、使い道なり、そういった目的がはっきりしないものもあるのか、そういった御質問ではないかと思います。

確かに、そういった単純にも運営経費として定額で補助を出しているのもありますが、ただ、この必要額の査定については、毎年、当然、まず、担当課が組織団体のヒアリングを行いながら、真に必要な額であるかというチェックはいたしてはおります。

以上です。

○5番（温水宜昭君）

補助等も恐らく増えてくるのだらうなと考えられますけれども、そこ辺の財源について、財源の確保等も含めて、今後の取組について町長の基本的な考え方をお聞かせください。

○町長（高妻経信君）

先ほど私のほうから申し上げましたとおり、その組織団体の活動内容によって、それぞれ個別に審査をする必要が当然あるかと思います。先ほど申しましたように、その団体の運営のみの補助、あるいはこの団体の活動によって、町の活性化に資する活動をされているとか、あるいは福祉の向上、あるいは町民の一つの町を盛り上げる、例えば行事とかイベントとかされている団体、様々ですので、その団体組織によって、そこで申し上げましたように、今、一件一件当然審査をしていく必要があると捉えております。

以上です。

○5番（温水宜昭君）

分かりました。

ちょっと質問が前後しますけれども、指定管理者制度の移行について、ちょっと私が手違いですみません。今後この指定管理制度への移行への考えがもしあればお聞きしておきたいと思っておりますけれども。

○総務課長（末永恵治君）

今、新たに指定管理者制度の導入を検討している施設はないところでありますが、今後においてないかという、そうではないとは考えておりますが、今のところ検討はしておりませんが、例えば学校統合によって校舎が廃校になるわけですけど、その施設を有効利用活用する団体を、管理を指定管理者にお願いするということも考えられると思いますので、他のほうにも、他の施設にも指定管理者を入れた方が効率的に運用できる施設がないかというのは日々検証、検討してまいっているところであります。

以上であります。

○5 番（温水宜昭君）

ありがとうございました。これで質問を終わります。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。14時5分をめぐりにお帰りください。

午後 1時55分 休憩

午後 2時 3分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行いたします。

次に、9番、前原淳一議員。

○9 番（前原淳一君）

〔登壇〕

通告に従いまして、質問をいたします。

まず初めに、介護保険事業の今後の展望について伺います。

介護保険制度が始まって約21年が経過する中、介護利用者は約3倍、介護費用の総額は3.7倍の1兆3,000億円と大幅な伸びとなっており、政府は膨らんだ介護保険費用を抑えるべく、制度の見直しをすることが検討されています。

具体的には、ケアマネジメントの、ケアマネジメント費の有料化に加え、要介護1・2の人の給付見直しなど、給付費抑制や負担増、人材不足への対応に関するものを中心に、年末に向けて取りまとめを行うとしています。

3年前にも見送りとなった経緯がありますが、要介護1・2の給付外しとして、訪問・通所介護を市町村の総合事業として介護保険制度の給付から移行する案が上がっています。移行となった場合、財政難を理由に予算を制限せざるを得ないことが想定され、サービスの質の低下や、利用者の重度化が進むおそれも出てきます。また、移行により報酬が抑制されれば、介護事業者の経営不振や現在120以上に上る事業者が倒産や廃業する中、さらに撤退する事業者が増えることも想定されます。

中長期に考えると、要介護1・2の人に重点的にお金をかけて要介護3以上を増やさないほうが、介護費用の抑制につながるなどの専門家の意見もあります。が、一方、急速な高齢化及び現役世代の減少により、介護費の抑制もやむなしとの意見もあります。

仮定ではありますが、要介護1・2の人の訪問及び通所介護が市町村に移行となった場合、財政的にどうなのか、サービスの質はどうなのか現実味を帯びてきている今、本町の事業の展望についての考え方を伺います。

次に、水道事業について伺います。

現在、町内の水道業者は2社であり、1年中多忙を極めているのが現状と推察され、町民からの修理依頼も十分に應えることができていないように見受けられます。今のまま、流れに任せていたら住民サービスの根幹に関わることになると思いますが、修理専門の業者の公募、あるいは人材の育成など早く手を打つべきであると思いますが、見解を伺います。

次に、学校統廃合後の廃校の利活用について伺います。さきの末永議員の質問と重複する点もありますけれども、再度答弁をお願いします。

令和8年4月に完全に小中一貫教育学校に移行することが決定しましたが、学校が地域からなくなることへのさみしさや、より一層、地域が寂れていくなどの声が聞かれます。3年後、廃校になってからの対策では遅過ぎると思いますが、どのように考えておられるのか見解を伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

前原議員からは、大きく3つの御質問をお受けいたしました。

まず、介護保険事業の今後の展望についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、現在、国においては、令和6年度に控える次の介護保険制度改正をめぐる議論の中で、要介護1と2の高齢者に対する訪問介護、通所介護を市町村ごとの総合事業へ移管する構想等が検討されているようであります。

しかしながら、現時点においては、国の方針が具体的に決定していない状況であり、また介護現場の関係者の反対の意見も多く、政府与党内でも、新型コロナウイルスの感染拡大や物価高騰などで利用者、事業者がともに苦しい中、介護現場にとって厳しい制度改正は避けるべきという意見もあるようであります。

そのようなことから、町といたしましては、今後の国の方針の動向を注視していくとともに、介護保険事業準備基金の取崩しなどの財政的な問題も含め、利用者の実情に沿った介護サービスの提供ができるように議論、検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

次に、水道事業についての御質問にお答えいたします。

業者不足による住民サービス低下についてと、主に修理専門業者についての御質問でございました。

現在、水道事業に関わる町内事業者は3社ありますが、このうち、修理等の業務を行っているのは2社でございます。また、本町への指定給水装置工事事業者として、現在68件の登録がされております。家庭内の漏水等の修理においては、町内業者及び指定給水装置工事事業者



の紹介も行っているところではありますが、今後は、公共工事の入札も含め、検討していく考えであります。

次に、人材育成でございますが、給水施設工事を行うには、給水施設工事に関する３年以上の実務経験を積んだ後に国家資格を取得する必要があります。直営で工事をするにしても、職員が３年以上の実務経験を積み国家試験を取得することは、なかなか容易なことではありません。町としての人材育成の取組については、各水道事業者への呼びかけや国家資格取得の案内等、情報提供の対応になるかと思っているところでございます。

以上でございます。

続きまして、まちづくりについて、学校統廃合後の廃校の利用についてお答えいたします。

学校の統合につきましては、令和８年４月に向けて準備を進めているところであり、また跡地の利活用につきましても、庁舎の関係する部署において行政サービスの提供施設として活用できないかなど検討をしているところであります。スケジュール等も含め、今後の検討事業等は検討事項とはなりますが、今年度中に、関係する校区の区長の方々より聞き取りを行いたいと考えております。

議員、議員の御質問の中にありましたように、学校の統合及び跡地の利活用につきましては、地域の方々にとって非常に重要で関心の大きい問題でありますので、様々な活用策について検討をしてまいりたい、いうに考えております。

以上でございます。

〔降壇〕

○９番（前原淳一君）

介護保険事業ですけれども、現在、要支援の１と２は既に総合、総合事業の対象となっているわけですけれども、聞くところによりますと、介護事業者へ支払われる報酬が少ないため、人材が育たないことやサービスの質の低下などの課題があるとされておりますけれども、これまでに改善点といったような問題点はなかったのか伺います。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

お答えいたします。

議員、前原議員のおっしゃるようになりますね、要支援１につきましては平成３０年４月から、介護予防給付のうち訪問介護、通所型サービスが総合事業となったところでございますが、議員がおっしゃったような話の内容につきましては、事業所のほうから直接私どものほうにはお声は聞いていないとこでございまして、サービス内容につきましてはもう従来と変わっていないということでございましたので、特段問題はなかったのではないかと認識はしているところでございます。

○９番（前原淳一君）

まあ、事業者のほうから、何ら声が聞かれないということでした。

けれども、次にですね、この要介護１・２の市町村への移行ということですが、財務省は、まあ一部見送りを容認しながらも、段階的にでも実施すべきというような提言もされておられます。財政制度等審議会でも、２０２４年度介護保険制度改正では、市町村へ移行することを具体化に向けて検討を進めるべきと改めて提言をされておられます。

そういったことから、要介護１・２の訪問・通所サービスが市町村に移行することへの町内業者の声とか反応について、何か伺——聞いておられればお聞かせいただきたいと思います。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

お答えいたします。

要介護１と２の総合事業への移行についてでございますけども、現在、国の審議会のほうで検討中ということでございまして、現時点ではですね、国の具体的な方策、方針が決定いたしていないということでございますので、その概要等が決まり次第ですね、各町内の事業所に聞き取りを行いたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○９番（前原淳一君）

この件は、事業者だけではなくて利用される方にも直接影響があることですので、ぜひ、前向きに検討をされて、その結果をまたお知らせいただきたいと思います。

この介護保険制度については、スタート時点からいろいろ問題の多い制度というようなことで指摘をされておりましたけれども、まあ、やってみなければ分からないといったようなやり方で、いろいろ振り回されているのは地方ばかりで、皆さんが一番苦労されているのかなと思っております。

しかしながら、絶対になくってはならない制度でありますので、自治、自治体としては、まあ従うしかないのかもしれませんが、現役世代が年々減少していく中、また財源にも限りがあります。今は反対意見が優勢との見方が一般的ですが、近い将来、必ず何らかの改正があるのは必至だと思います。今から町独自の対策を講じていく必要があるのではないかと思います。何か考えがあればお聞かせください。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

お答えいたします。

今回の介護保険制度改定の検討の中で、総合事業についての要介護１・２の移行でございますけども、総合事業になりますと、各市町村で人員配置等の基準、そして報酬単価等を独自に設定することとなるわけでございます。そういう意味でいきますと、今回の、今後の国の今回の改定の方針、内容次第では、そのサービスの内容と報酬等の単価とを含めまして、変更も含め

ましてですね、議論をしていく必要があろうかと考えているところございまして、そういう中で、町の独自の事業がどういうものがあるかというのは模索していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（前原淳一君）

介護3に進まないため、あるいは要介護にならないために町独自でいろいろな取組をされておりますけれども、例えば「いきいき百歳体操」とか、介護予防に関する取組をされておられますけれども、その現状についてはどういう状況なのか、参加者数とかいろいろ効果等についてお聞きいたします。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

お答えいたします。

本町では、御存じのとおり、高知県の高知市で開始されました「百歳体操」を実施しているところございまして、この「百歳体操」につきましては、もう数年、実施しているところございまして。ちなみに、平成29年がですね、24か所で行っておりまして、その際、参加者については283人程度でございました。

そういう中で、年次進めてきたわけでございますけれども、令和3年度、昨年でございますけれども31か所に増えておりまして、参加者につきましても375人の方が参加頂いておりまして、徐々にでありますけれども増えております。

ただ御存じのとおり、コロナ禍でですね、ここ2年間なかなか思うような活動はできていなかったわけでございますけれども、今のところ、感染対策を取りながら、通常どおり「百歳体操」のほうは実施いたしております、動かなくなりますと筋力低下とか、そして行く末は認知機能の低下につながるということで、この「百歳体操」につきましては、今後、今後ともですね、力を注いでいくべきだと考えておるところでございます。

以上でございます。

○9番（前原淳一君）

まあ同じような質問になりますけれども、要介護1・2の訪問・通所介護を市町村に移行することは、事業者だけでなく利用者やその家族の負担増につながるということで、大問題だと考えております。もちろん、町の財政への負担も増えてきますし、ただでさえ燃油ほか様々な物価高騰によって町民が疲弊している中で、後期高齢者医療制の制度の段階的引上げ、あるいは高額医療費、国保税などがいろいろ、追い打ちをかけるというような状態にあります。次の改正まであと1年余りですけれども、将来を見据えてどのように考えておられるのか、改めてまたお伺いをいたします。

○町長（高妻経信君）

現時点で判断できることでありますけれども、仮にこの今、事が実行された場合でございますけれども、ただいま前原議員より質問がありました件についてもですね、懸念があると捉えておりますし。

しかし、一番、私が不安に感じるのは、実際その現在の要介護１・２の方が、町の事業でそのいわゆる総合事業に転向した場合に、その介護状態が——好転するのか、あるいは逆になるおそれもあるのではないかとということもですね、心配をいたしております。それと、そのようなことで重症化、こういったことを招くおそれはないのかということもありますし、先ほど出ております、事業者への影響。

様々な現時点では考えることあるわけですが、仮に実行された場合は、町の事業として行うわけですので、高原町としての地域性なり、そういったものを生かした総合事業への移行ということは当然必要になってまいります、まあ、現時点でまだ、この制度の行方を見守っていきたいと思っております。

以上です。

○９番（前原淳一君）

なかなか仮定の話の中での質問ですので難しい点もあろうかと思っておりますけれども、要は、要介護者を出す——少しでも出さないというか、抑えるための努力をしていく、努力をしていくべきと思うのですが、そういった中で、いろいろ、ケアマネジャーとかヘルパーなどの不足が言われております。このケアマネジャーとかヘルパー不足について本町の現状はどうか、伺います。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

御質問にお答えいたします。

ケアマネジャー、介護支援専門員のことでございますけれども、ケアマネジャーについては、町内の人員の把握については一応、足りないとかそういう情報は入っていないところでございますが、介護支援専門員につきましては更新がございまして、この更新を怠ると、この資格がなくなることになっております。

そういうことを避ける意味でも、本町におきましては、介護人材の確保という対策でですね、この更新手続の際の——研修を受けるのですが、その際に、研修費に関する経費とかを補助をしているところでございまして、毎年、数名の方がこの事業を活用いたしまして更新を行って、また現場のほうに戻っていただいてケアマネジャーの仕事をしていただく事業に取り組んでいるところでございまして、今後も介護人材の確保については継続していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○9 番（前原淳一君）

全国の事業所で介護助手の導入が進んでいるわけですがけれども、ある調査によりますと、入居者の定員が少ない施設ほど、進んでいないというような結果が出ております。

町内の施設の現状について、お聞きいたします。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

お答えいたします。

介護助手でございますけれども、介護助手につきましては、内容的には介護施設等における清掃とか配膳そしてベッドメイクなど、直接的な介護業務ではない周辺作業を行うという仕事を担う方々でございます。町内の事業所に一応お問合せをいたしました。その時点で、介護助手の制度を導入している事業所はない、なかった、ないようでございます。

以上でございます。

○9 番（前原淳一君）

最後ですけれども。

淑徳大学の結城教授、介護に関してはプロ中のプロというような方ですがけれども、この方が言われるのは、今、真剣に人材不足対策を実施しないと、近い将来、介護現場は深刻な事態に陥る。また、財源・人材不足によって、5年から10年もすると介護保険制度は崩壊するとも言っておられます。

そこで、元気のいい、地域の高齢者を介護助手として取り入れることによって、介護スタッフの身体・精神の負担感の緩和につながることによって離職率の低下にもつながり、本人の健康維持にもつながるなどの研究結果が出ているようです。

町が主体となって社会福祉協議会と連携した活動はできないのか。また、ケアマネジャーとかヘルパーといった介護人材の確保は喫緊の課題と言えるわけですがけれども、介護を伴わない助手であれば、高齢者の働く場として、また協同労働としての取組にもつながってくると思いますけれども、これについての考え方を伺います。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

お答えいたします。

今回、ちょっと私どものほうでも調べてみましたところ、全国における介護助手導入等の支援事業の事例をちょっと調べてみたところ、主に事業主体が県とかですね、あるいは県の社会福祉協議会においても実施している事例が多いようございまして、そういう関係もございまして、1市町村単位ではなくてですね、これは県全体としても取り組む、介護人材の確保に取り組む必要があるのではないかと考えているところでございます。

そのようなことから、町といたしまして今後、国・県のほうの動向も注視して、町内の事業所の御意見も拝聴しながら、その方向性について検討してまいりたいと考えておりまして、今回の審議会のほうでもですね、この検討課題のほうに入っております、今、導入状況とか導入手順とか業務実態等に関する調査が行われているようでございます。

そして、今年度からは、都道府県にあります福祉人材センターなどに、その介護助手等の成り手の掘り起こしや受入れ事業所の支援を行う介護助手等普及推進員を設置する事業が展開されているようでございまして、今回、宮崎県も福祉人材センターがございまして、そちらのほうにお問合せしたところ、現状ではもう、宮崎県としては取り組んではないという回答を得たところでございます。

以上でございます。

○9番（前原淳一君）

特にヘルパーさんが不足しているということが一番町内では問題なのかなという気がしておりますけれども、そういった人たちが、少しでも……、何とか、緩和されるというか、介護助手を高齢者の方に担ってもらおうということで、その事業がうまく回転していくのかな。

なかなか、町内からだけではなくて、小林あたりからもマネジャーの方が来られたり、ケアマネ——失礼。ヘルパーの方が来られたりしておりますけれども、そういったことが、町内の元気な高齢者の方が担って、介護を伴わない助手的なことができれば、すばらしい事業になる、なってくるのではないかなと思うのですけれども、最後に、そういうことを取り組む考えはないか伺います。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御提案の、御提案ありましたように、いわゆる介護現場での労働というのは、非常に苛酷な状況であろうというふうに伺っております。今後その人材が不足をするような時期も来ないとも限らないという中でございまして、今、ほほえみ館長が申し上げましたけれども、まだ県レベルではそういったことの予定はないようでございますけれども、この御提案にありました件について、再度、町として、事業所等の声も含めてですね、調査をしながら、導入の必要性ですね、検討を、検証してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（前原淳一君）

次に、水道事業についてです。

まず、数年前の年末には、当時4社だった頃ですけれども、正月前の町からの広報の中に、高原町の水道業者は4社ですということで、4社の名前を書いたチラシが回覧と一緒に配付されたことがあります。そういった影響があるのか、町民の方が、小林市とか都城市とか業者に頼

んでもいいのかというような質問を度々受けます。

そういった中で、水道のほうからは、小林市の業者の名簿をもらったりとかされる方もおられるようですけれども、なかなか町外の業者の、顔が見えないというか、知らないんですよね、どこの業者がいいとか言ってこられますけれども。まあ私に言ってこられたときには私の知り合いのところを、紹介したりとかしますけれども、まず、そこ辺りのですね、高原町の指定店になっている全てを出すんじゃないくて、できれば小林あるいは旧高崎町あたりの業者さんとか、近くの方で来られる方はこういう業者が、それも一緒に町民に周知をされるということが大事なのかなと思います。どうですかね。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

今言われた話はですね、本町に、指定給水装置工事事業者ちゅうこと（ということに）になると思います。町長も説明しましたように、68業者が、一応今登録をされております。これは、5年に1回更新をしないといけない、ことになっております。今現在が、68業者が入っていると。先ほど言われました近隣、小林市でいきますと24業者、おられます。えびの市で6業者、都城市で20業者。宮崎市ほか、県外もいるのですが、その他が14業者おります。これに関しましては、ホームページのほうに一応載せております。町民の方からどこか教えてくださいちゅう（という）話があるのですけれども、どこちゅう（という）のを、やっぱり町としては固定した人を言えない状態でございますので、これを見てもらって、そこで修理及び一宅内の修理ですね、それはお願いしていきたいと思っております。

以上です。

○9番（前原淳一君）

まあ、おっしゃることは分かるのですけれども、やはり、できるだけ近くの業者、近くの業者にはこういう業者がいますよとか、その程度の何か……、チラシの作成とかされるわけにはいかないのですかね。

今、本当に真剣に考えていかないと、今、2社——町長は「3社」と言われましたけれども、1社は建設業の方ですので、当然、修理等はできないということですよ。今からは特に冬場で凍結破損とかあるわけですので、そのたんに、まあ、しょっちゅう私に言うてくるのですが、私は更新もしておりませんし、現在指定店でありませんので、当然、修理はできませんとお断りをするのですけれども、本当にもう、困るのは町民なんですよ。何、何とかこういう、専門業者の公募とかそういうことを真剣に考えていかないと、今後、大変なことになってくるのではないかなと思うのですよ。いかがですか。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

冬場になりますと、やっぱり寒波の関係で、町内業者だけでは対応ができなくて、前のときも町外業者が修理やら行っております。

だから、そういう寒波の広報をするときに、同時に、まあちょっと指定店の68業者の一覧みたいなものを出していければいいかなと思っております。それはちょっと検討していきたいと思いますので。

以上です。

○9番（前原淳一君）

自宅の水道管の破裂とかいろいろ、修理をしなきゃならないときに、町民の中には、器用な方がおられて、自分で修理をされたりする方が結構おられるのですよね。そういったことで、まあ本管をいじるとかそういうことはできませんけれども、宅内の自分の水道管、自分の家の水道管について、「自分でできることは構いませんよ」というような、そういう規制緩和といたしますか、そういったことはやはり法的に無理ということなのですか。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

国家試験を通った、給水装置工事主任技術者でないと実際工事はしたらいけない状態になっていきますので、それはちょっと無理だと思います。

以上です。

○9番（前原淳一君）

まあ、実際に私もいろいろ免許は持っているのですけれども、まあ内容は理解しておりますけれども、一応聞いてみました。

最後に、安心、安全な水を供給するというのは、自治体の責任、ですよね。

家庭内で漏水、地下で破損して漏水した、それを、なかなか修理をしてもらえないまま数日間放置したり、そういう例が多々あろうかと思うのですけれども、そういったときに、たまたま、下流というか、断水をした場合、その汚染された水道が逆流して本管に入っていくという危険性があるわけなのですけれども、そういったことも考えると、なかなか現状のまま放置しておくということは問題があるのじゃないかなと思うのですよ。

我々がいろいろ、試験を受けたり講習を受けたりしてきた中で、水道のホースを例えばバケツの中に垂らしたまま、バケツに水が張ってある、そういうこと自体がいけないのですよという、逆流するおそれ、まあめったにないかもしれませんが、今回の台風14号で本管が破損した場合、下流のほうにどんどん吸い込まれていくわけですよね。そういったことで水道水が汚染されるということも考えられるわけですので、やはりそこの修理、水道管の修理というの



は真剣に考えておかないと、大変な問題が起きかねないと思うのですよね。

再度、お聞きいたします。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

実際、個人で修理をするとなったときに、土の中に入っていて、なかなか漏水箇所が分からない。業者が行ってもなかなか見つけられない。掘削とかお金がかかって、まあ、本人は、高くなるから頼むのもどうか。業者としても、どこを掘っても分からない状態になることいっぱいあるんですよ。これ結構電話でも来るんですけど、そうすると新たに、配管はし直したほうがいい場合もあったりするんですわ。そこはもう本人の負担になるものですから、そこはもう本人の考え方なのですけど、そこは、個人の方の業者をお願いする、考え方次第だと思っております。

そして、昔、クロスコネクションなんかで井戸なんかとつないであったり、とかそういうものあるちゅう（という）話もあるんですけど、それはもう違法ですので、そういうのがないように、広報等で、やっぱり指導はしていきたいと思います。

以上です。

○9番（前原淳一君）

私が言いたいのはそういうことではなくて、やはり、結果として水道管本管が汚染されることにつながりかねないから、そういう、水道修理専門の業者の育成とかそういうことを、早急に、対策を講じておかないと、そういう問題が起きてから町民の中に健康被害が出たりとか、そういうことにならないためにも、やはり大事なことだろうと思うのですよ。

私が過去に経験した中で、ある方のところが水道管が破裂して漏水していたわけですけども、その漏水箇所、穴を掘ったときに、大分まあ昔だったのか、農薬か何かをそこに埋められたのかどうか分からないけれども、その薬品のせいで水道管が溶けて、破裂した、そういう例があったのですよ。早いうちに分かったからよかったのですけれども、それがもし本管に逆流したりとかいう、そういうことにつながってくると大変な問題だと思うから、そういう専門の業者育成とか、そういうチームを建設水道課内につくったりする必要があるのかなということを考えたものですから、これはもう本当に大事なことだと思います。

最後に、水道については伺いますが、再度、お答えください。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

なかなか今の建設水道課の水道係2名の中ではですね、そこまで特別な係というのをつくるのもなかなか難しいのかなと考えております。

そして、国家試験を受けた、資格を持った給水装置工事主任技術者、そういう業者がおりますので、そこにもお願いしていかざるを得ないと考えております。

以上です。

○ 9 番（前原淳一君）

水かけ論になりますので、もうこの程度でやめておきたいと思いますが、しっかりと検討していただきたいと思います。

次に、学校統廃合後の廃校の利活用について伺います。

私は以前に、この統廃合、廃校となった校舎の利活用について質問したことがありますけれども、例えば広原小学校について、小林市も近いから住宅をリフォームして、そういう提案をしたことがありますけれども、そのときに長野県のある村ではというような感じで紹介したことがあると思うのですが、今回、紹介をしてみたいと思いますが、長野県下伊那郡下條村というところですが、俳優の峰竜太さんの出身地ということで、人口が 4,000 人の村で出生率を伸ばした小さな村というようなことで有名であります。

紹介しますと、議員を 3 期した後、村長になった方がまず手がけたのが、職員の意識改革、職員の削減、資材支給事業とともに、若者が好むマンション風の集合住宅を建設して、2LDK の家賃が 3 万 7,000 円で、2 台の駐車スペースつきということで、隣の飯田市の民間アパートの家賃が、当時約 7 万円ぐらいだったということで、平成 17 年度までに 9 棟 112 戸を建設されておられます。

その集合住宅の入居の条件として、若者で子供がいるか、これから結婚する人に限るということにしておられます。

人口も、そのおかげで 4,200 人を突破しておりまして、ゼロ歳から 14 歳までの若年人口率も 17.3% で、長野県下で 1 位ということのようです。

合計特殊出生率も 1.8 から 1.97 に上昇するというような結果が出ております。

そのせいで、子供の声が聞こえて、村に活気が出てきている。今の若い人は、文化的なものを望んでいるとして、一定の文化施設や保健福祉施設を充実させることが若者を定着させる条件であるとも言っておられます。

以前にも質問したんですけれども、広原小学校跡地は小林市を控えているという強みがあります。

こういった下條村の参考にするというようなことで、今から検討していく必要があると思いますけれども、下條村と同じことをやれということではありませんけれども、取組の 1 つとしては町の活性化、やはり若者を増やすということではいい例だと思いますけれども、考えがあれば伺います。

○町長（高妻経信君）

ただいまの、やはり学校跡地の活用ということで、今、前原議員の御質問にありましたように、これまで議会でも御紹介をいただいております。

私も、この今、少子化の中で、小中学校あるいは県立高等学校の廃校が、毎年数百校が閉校になっているというような全国的な状況があつて、その後のいわゆる廃校の活用、こういったものを全国的に文科省が調査をしておりますけれども、ただ全国的には7割程度しか活用ができていないというようなデータもあるようであります。

ただ、その活用している廃校の中を見てみますと、本当、様々でありますけれども、今、紹介がありましたように、廃校になった後の地域の活性化をどうするかということを、やはり中心にどこも考えられているようです。

ですので、必ずしも町だけでその活用を図るというよりも、民間活力を導入した形での活用というのがタイプとしては増えているようでありますし、逆に廃校を活用することが、特に地方においては今の1つの時代の流れになっているということでありまして、やはり検討に当たっては、今、紹介がありましたように、様々な全国の活用事例もありますので、例えばえびの市の高野分校、トラフグをプールで、温泉を利用して養殖しているという、えびの市でもそういった例がありますけれども、本当、発想もやはり様々な面から考えていかなければならないだろうと思っております。

そして、文部科学省のほうも、この廃校活用については、施設を転用する際にそれぞれ補助事業も今、できているようでございますので、そういった財源的な面も併せて検討すべきであろうと捉えております。

ただ、地域の方が非常に不安に思っているらしいようですので、やはりこの検討については急ぐべきであろうと思っております。

以上です。

○9番（前原淳一君）

この廃校を利用した取組ということで、総務経済常任委員会で曾於市の「たからべの森」の視察に伺ったんですけれども、このとき、総合政策課からも2名の職員の方が同行されまして、一緒に研修を受けたわけなんですけれども、総合政策課長に伺いますけれども、その現場を見てこられて、本町にとって有効なのかどうか。そういった感想といいますか、どういった考えを持たれたか、伺います。

○総合政策課長（馬場倫代君）

お答えいたします。

先般の行政調査に同行させていただいた職員からの話を聞いた中で、今回の「たからべの森」

は民間事業者が入られて成功した事例であると、非常に参考になったという話は聞いております。

また、そのときの資料を見させていただきまして、今回のこのたからべの森、中学校を活用されたのですけれども、こちらも閉校が決まるといいますか、平成23年4月に閉校、その約1年半前には施設の活用基本方針等を定められておりました。

ですので、その活用の仕方もそうなのですけれども、その進め方等、非常に参考になりましたし、今後またそこを振り返りながら本町でも活用させていただきたいと考えております。

以上です。

○9番（前原淳一君）

いつも言うのですけれども、そのときになってからいろいろ対策を講じていくというよりは、本町の場合は3年間、余裕があるわけですので、じっくりとそういう検討委員会なり、しっかりしたものを立ち上げて、町民の意見なり、若者の意見なり、いろんな幅の方々の意見を聞いて検討を進めていくべきと思っております。

また、若者が多く来てくれる町には、本当に人がどんどん増えてくるというか、若者によって人を呼び込むという、そういう効果も大いにあるようです。

そういったことで、若者がどうすれば来てくれるのかということをもまず考えるべきでありまして、そのためには先ほども言いましたように、若者の意見なり、考えを聞く必要があります。

以前にも提案をしたのですけれども、若手職員数名で何らかのチームをつくって、その中でできればある程度の予算を与えて、「町の活性化のためにいろいろやってみなさいよと、責任私が取るから」というぐらいの度量があってもいいんじゃないかというようなことを質問したことがあるのですけれども、そういった考えがないか、再度伺います。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問で、これまでも前原議員から、やはり若い仲間たちの発案といえますか考え、こういうものをどんどん生かすべきであると、この閉校後の跡地活用、こういったことにもというような今、御提案がありました。

今、財部の例も挙げていただきましたので、やはり、若者も含めた広い意見を取り入れて、活用方法を検討してまいります。

以上でございます。

○9番（前原淳一君）

最後になりますけれども、先ほど民間活力を利用した取組をとというようなことでしたけれども、先ほど紹介した下條村にせよ、島根県の海士町辺りにせよ、小さい自治体で成功しているところ、こういったところは民間活用もあれですけれども、首長が先頭に立ってやっておられるの

です。

どうやればということを、私は若者、若者と言いますけれども、やはり若者が来るところにはさっきも言ったように人が寄ってきて、自然と人口が増えていく。子供も増えていくというように、活性化していくということにつながっていく。

今の、現状では、全国どこの自治体もやっていることを本町でもやっているというような状況にありますので、ほかがやっていないことをやって人を呼び寄せる、人口を増やすということにつながっていくような施策、こういうことが大事だと思っておりますので、再度、しつこいようですけれどもお聞かせください。

以上で、私の質問を終わります。

○町長（高妻経信君）

非常に、私に対して有難い御提言をいただきました。

また私自身も、やはり今、高原町の人口が減っている大きな要因、生産年齢人口が特に減少しているという中で、今、町外からも、移住・定住もそうですけれども、やはり若者が住みつくということでの町の活性化。これ今、事業承継などで効果も見えるような状況になってきておりますので、そこはなお一層取り組んでまいりたいと思いますので、ありがとうございます。

○議長（温谷文雄君）

これをもって、一般質問を終了します。

---

◎ 日程第２ 各委員会の事務調査について

◎ 日程第３ 各委員会の事務調査について

○議長（温谷文雄君）

日程第２と日程第３の各委員会の事務調査についての２件を一括議題といたします。

各委員会の事務調査については、一般会計予算・決算常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の継続調査申出書が提出され、その写しをお手元に配付しております。

お諮りします。各委員会の事務調査については、一般会計予算・決算常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

異議なしと認めます。よって、各委員会の事務調査についての２件については、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全部終了いたしました。

ここで、町長より発言の申入れがありましたので、発言を許可いたします。

○町長（高妻経信君）

ただいま、議長より発言のお許しがありましたので、令和４年度第６回高原町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を述べさせていただきます。

今回の議会では、１２月７日から本日まで１０日間の会期において、固定資産評価審査委員会の委員の選任に伴う同意案件、各会計補正予算の専決処分承認案件５件、人事院勧告並びに国家公務員の給与改定に伴う関連条例の改正、職員の定年年齢の引上げに伴う関連条例の条例関係案件７件、令和４年度各会計補正予算案件６件、分担金を徴収すべき事業について、そして、定住自立圏形成協定の変更についてなど、２１件について、慎重審議により全て原案どおり決定をいただきました。ありがとうございました。

また、６名の議員から出されました一般質問につきましては、いずれも本町にとって喫緊の課題であると認識いたしております。改善すべき点は改善しながら、今後の町政運営に反映させてまいりますので、これからも御指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ここで、今年の町政、そして主な出来事を振り返ってみたいと思います。

また、３月には、奥霧島地域商社ツナガルたかはる株式会社が発足いたしました。ふるさと納税を推進しながら、特産品の開発、販売、事業から開始、少子高齢化、若者の町外流出、雇用の創出など、本町の課題と向き合いながら、様々な事業を進めてまいります。

９月１８日、宮崎県に襲来した台風１４号により、本町の常盤台水源地が被災し、町内の広範囲で断水が発生いたしました。断水の間、町民の皆様には多大な御不自由をおかけいたしました。多くの皆様の御支援と町民同士が助け合うことでこの窮地を乗り切ることができました。今回の経験を生かし、町民の皆様へ安全な水を安定的に供給するための施設の整備等を進めてまいります。

１０月２３日に、日本発祥地まつりが開催されました。これまでの祭りを統合し、新しい祭りとして３年ぶりに入場を規制しない中での開催となり、これまでにない多くの来遊者でにぎわったところでございます。

また、町内では、後継者不足など様々な理由から廃業を余儀なくされる事業者が増えていることから、第三者による事業承継を進め、パン屋、書店、ラーメン店などで承継が成立し、若者の移住と起業が進み、町活性化に弾みがついたところであります。

また、民間の動きといたしまして、平成２３年の新燃岳噴火から休業しておりました町内の温泉施設がリニューアルオープンすることになりました。本町の観光振興にとって大きな期待を寄せているところであります。

さらに、先日、町内で複合商業施設がオープンいたしました。町民にとって買物がしやすい環境が整い、町としましては雇用促進、観光面、税収などの好影響を期待ができるところでござ

います。

このように、今年は自然災害の影響はあったものの、議会並びに町民の御理解、御協力の下、本町にとって躍進の年となりました。心から感謝を申し上げます。

一方で、コロナ収束はいまだ見えず、感染は拡大しており、引き続き町民の皆様には日常的な感染防止対策やワクチン接種のお願いを継続してまいります。

さらに、原油高、物価高による影響もあり、町民は大きな不安を抱えながらの日常が続いており、こういう時期こそ町職員が一丸となり、町民生活の安定に尽くしていかなければならないものと考えております。

結びになりますが、本町の課題であります少子高齢化、人口減少への対応、各産業の振興、高原病院の経営改革、学校の統廃合などをはじめ、諸課題に積極的に取り組み、来る年も高原町民の誰もが住み続けながら、豊かさと幸せを実感できる町を目指し、職員一丸となり、町政運営に邁進してまいります。

来年が平穏な一日となり、そして高原町にとって飛躍の年となりますことを御祈念申し上げまして、私の御礼の挨拶とさせていただきます。1年間、誠にありがとうございました。

○議長（温谷文雄君）

自席からであります。御挨拶申し上げます。

今なお、新型コロナウイルス感染症が全世界で、日本でも高原町でも猛威を振るっております。第8波の波が高原町にも押し寄せ、この前、2名の方が亡くなりました。新型コロナウイルスによって、かけがえのない命を落とされた方々にお悔やみを申し上げますとともに、命と健康を守るため、昼夜問わず、全力で取り組まれている医療・介護関係者の方々に衷心より御礼を申し上げます。

今後、十分な備えと引き続き徹底した感染防止対策に取り組むことが重要となっております。台風14号であります。県内各地に甚大な被害が発生しました。高原町でも、水源地が崩壊し、約7割の世帯が断水しました。この断水、水道復旧に当たり、御尽力いただいた業者、関係者の皆様に厚く御礼を申し上げます。

ところで、高原町は多くの喫緊の課題が山積しています。高原病院の経営問題、小中学校の統合、校舎建設、役場庁舎の耐震性の確保などであります。未曾有のプロジェクトでありますので、議会は実施に当たっては、確固たる財政確立を含め、町民の声をしっかりと聞き出す中で町当局と議論を重ね、共に総意工夫、英知を結集し、問題解決に努力することが肝要であると思っております。

今年も、余すところ15日となりました。緊急案件のない限り、今定例会が今年最後の議会となると思われます。町民の皆様は無論のこと、町長をはじめ執行部、並びに議員各位におかれ

ましては、なお一層御自愛の上、新しい年が健康で幸せな年でありますように御祈念いたします。

それでは、これにて令和４年第６回高原町議会定例会を閉会します。

---

◎ 閉 会 午後 ３時１４分 閉会



## 令和4年第6回定例会

署 名

高原町議会議長

温 谷 文 雄

高原町議会議員

中 村 昇

高原町議会議員

温 水 宜 昭